

平成 29 年度

飯 館 村 歳 入 歲 出
予算審査特別委員会記録

自 平成 29 年 3 月 9 日
至 平成 29 年 3 月 14 日

飯 館 村 議 会

平成29年3月9日、飯館村役場議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	飯 樋 善二郎 君		
副委員長	高 野 孝 一 君		
委 員	伊 東 利 君	松 下 義 喜 君	北 原 経 君
	菅 野 新 一 君	渡 邊 計 君	相 良 弘 君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村 長	菅 野 典 雄	副 村 長	門 馬 伸 市
総務課長	愛 澤 伸 一	住 民 課 長	細 川 亨
復興対策課長	中 川 喜 昭	建設課長	高 橋 祐 一
飯野支所長	高 橋 正 文	会計管理者	石 井 秀 徳
健康福祉課長	但 野 正 行	教 育 長	中 井 田 榮
教育課長	村 山 宏 行	生涯学習課長	藤 井 一 彦
農業委員会 事務局長	石 井 秀 徳	選挙管理委員会 書記長	愛 澤 伸 一

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 齊 藤 修 一 書 記 北 原 美 樹

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（飯樋善二郎君） おはようございます。

本日の出席委員は8名です。

ただいまから平成29年度会計予算審査特別委員会を開会します。

（午前9時00分）

委員長（飯樋善二郎君） 議事に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

本特別委員会は、去る3月3日の本会議において付託をされました平成29年度飯舘村一般会計のほか5つの特別会計、計6会計の予算について本日から審査を行います。

図らずも、私飯樋が委員長を仰せつかりました。よろしくお願ひいたします。なお、副委員長に高野孝一委員が選任されました。まことに重責ではありますが、懸命に務めたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

明後日で東日本大震災発生から丸6年となります。これによる原発事故で、村民にとっては全村避難という村外で暮らす厳しい6年間がありました。村民は今なお収束しない原発事故による放射能汚染の不安と、行政・東電への不信感を抱え、避難生活を送っておりますが、ようやく今月末日をもって避難指示の解除がなされることになっております。多くの皆さんが帰村され、一日も早く普通の生活を取り戻せるよう、今まで以上村民一人一人の復興に向けた取り組みが大事であります。帰村後の諸課題に対し、議会も行政も一緒になって取り組んでいかなければならないものと思っております。

そのような中で、平成29年度予算の審査特別委員会でありますから、村民の健康管理はもとより、日常生活の安全・安心と、特に帰村と復興へ向けた取り組みと事業の確保に一層の気を配り、村民が抱えている不安を一つでも払拭しなければならないものと思っております。

お手元の予算書は、平成29年度で実施する事務事業とそれに充当する経費及びそれを賄うために必要な財源をどのように調達し、村民のためにどのように使われていくのかを示したものであります。村としては村民の安全・安心を第一と捉え、予算の編成をしているものと思われますが、ご承知のようにこのたびの予算は240億円を超える本村有史以来初の超大型予算であり、例年にも増して今後の村政を左右する重要な歳入歳出の予算案であります。

本委員会は、村民の心の復興はもとより、本当に村民生活の安全・安心、さらには福祉の向上につながる予算であるかなどを確認する重要な委員会であります。

どうか委員各位におかれましては、この予算審査の意義に強い思いを持って審査に臨んでいただきますよう切にお願いするものであります。

なお、議事進行が円滑に進みますよう、特段のご協力のほどをよろしくお願ひいたします。

また、村長を初め、各課長等の皆様におかれましては、審査期間の全般を通して実のある審査ができますようご協力を願ひいたします。

それでは、予算審査特別委員会に付託されました議案第12号「平成29年度飯館村一般会計予算」、議案13号「平成29年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、議案第14号「平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、議案第15号「平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第16号「平成29年度飯館村介護保険特別会計予算」、議案第17号「平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

お諮りします。

本委員会の進め方ですが、この予算審査特別委員会は本日から14日までの3日間であります。この後、各課長から担当する事務及び事業に係る予算等について説明を求め、2日目及び3日目は、議案第12号から議案第17号までの総括質疑を行い、質疑を終えてから採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（飯樋善二郎君） 異議ないものと認め、そのように決定しました。

なお、事前にお願いいたしますが、説明の時間は限られていますので、各課長等の説明に当たっては、新規事業や要点について特に説明をしていただき、若干の質疑時間を持ちたいと思います。配付の時間割表によって進めてまいりたいと思いますので、予定時間前に終えられるようご協力をお願いいたします。

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君） ここで若干休憩します。

なお、説明員の皆様は一旦退席を願いいたします。

(午前9時07分)

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 再開をいたします。

(午後3時20分)

◎散会の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 大変ご苦労さまでした。

以上で全ての課長等からの説明は終わりました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

なお、明日も午前10時から、この場所にて再開いたします。よろしくお願ひいたします。本日は終わりといたします。ご苦労さまでした。

(午後3時55分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月9日

予算審査特別委員会委員長 飯島 喜一郎

○

()

平成29年3月10日

平成29年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第2号）

()

()

平成29年3月10日、飯館村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	飯 橋 善二郎 君		
副委員長	高 野 孝 一 君		
委 員	伊 東 利 君	松 下 義 喜 君	北 原 経 君
	菅 野 新 一 君	渡 邊 計 君	相 良 弘 君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村 長	菅 野 典 雄	副 村 長	門 馬 伸 市
総務課長	愛 澤 伸 一	住 民 課 長	細 川 亨
復興対策課長	中 川 喜 昭	建設課長	高 橋 祐 一
飯野支所長	高 橋 正 文	会計管理者	石 井 秀 徳
健康福祉課長	但 野 正 行	教 育 長	中 井 田 榮
教育課長	村 山 宏 行	生涯学習課長	藤 井 一 彦
農業委員会 事務局長	石 井 秀 徳	選挙管理委員会 書記長	愛 澤 伸 一

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 齊 藤 修 一 書 記 北 原 美 樹 書 記 高 野 琢 子

飯館村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（飯樋善二郎君） おはようございます。

本日の出席委員は8名であります。これより予算審査特別委員会を再開します。

（午前10時00分）

委員長（飯樋善二郎君） これから質疑に入りますが、改めて申し上げるまでもなく、この委員会は議題となりました平成29年度飯館村一般会計並びに各特別会計の予算に係るものであります。

委員の皆様には、長期にわたる避難を強いられている村民のことを念頭に置き、あわせて避難解除後の村民が安全で安心して生活が送られ、何よりも村民の福祉向上のために効果的に財政運営が図られるか否かということに視点を置いて審査に臨んでいただき、特に議事進行上、議題外にならないようご承知おき願います。

なお、質疑の際は挙手をして発言の許可を受けてから発言してください。また、限られた時間でありますので、効率的な議事の運営に努めてまいりますので、特に質疑の際は、予算書を初め予算説明書等のページ及び項目を明示し、質問の要点を簡潔明瞭に発言してください。答弁者におかれましても、私の許可を得てから簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。各位のご協力を切にお願いいたします。以上申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

それでは直ちに会議を開きます。

これから議案第12号から議案第17号までの6議案について、一括して質疑を行います。

それでは、これより質疑を許します。

委員（高野孝一君） 改めて、おはようございます。

全村避難から6年が過ぎようとしている中、3月31日をもって長泥行政区を除き避難指示が解除され、4月から飯館村の新たなスタートに向けた平成29年度一般会計当初予算額は212億3,500万円、対前年度比131.9%の増。国民健康保険を初め5つの特別会計を加えた予算総額は240億4,000万円となり、過去最高額の予算規模が提案されました。

提案理由の中で、着実な帰村を実現し、復興をより確かなものにする予算との方針が示されました。初めに、この方針を踏まえ、平成29年度予算編成に当たっての基本的事項についてお伺いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） それでは、私から平成29年度の予算編成に当たりましての基本的な考え方についてお話を申し上げたいと思います。

今ほど委員からご質問ございましたけれども、何といいましても29年度は避難指示解除後の最初の年ということでございまして、帰村される方はもちろんございますが、帰村がなかなかできず、村外にとどまる方もおられるということで、さまざまな行政需要があるものというふうに想定してございます。

特に、30年4月の学校再開に向けての事業は、村としての最大の課題ということでございまして、この大型事業の着実な実施に向けて対応すべく予算編成をしたところでござ

います。

今ほど委員のほうからもお話しございましたが、財政の運営に当たりましては、国県の有利な補助事業を最大限に活用しまして、財源の確保に努め、村負担の軽減に努めたところでございます。

次は、2点目は、村復興計画の着実な推進ということで、村の復興計画の基本的な方針に基づいて事業を精査し、これの実施に向けて予算編成を組んだところでございます。

3点目は、委員のほうからもおただしさいましたけれども、規律ある財政の堅持とコスト意識の向上ということでございまして、何と申し上げましても飯舘村は自主財源の乏しい自治体でございますので、本年だけでなく、次年度以降につきましても規律ある財政運営の堅持が何よりも大切かというふうに思っております。

その点にも十分配慮した予算編成をしたつもりでございます。

それから、年間見通しに基づく適切な予算計上ということでございまして、こういった避難の指示の解除、復興の途上ということでございまして、国との交渉を年間を通じて行っておりまして、交渉がまとまり次第直ちに予算化して事業を実施するという体制をずっと本年だけでなく、以前から組んでおりまして、補助事業の関係ではどうしても補正予算を組まざるを得ないというところでございますけれども、まずは年間を通した見通しのもとに通年での予算編成をするようにということで指示をしたところでございます。

その中で、予算編成の中での、特に苦慮した点ということでございますけれども、何分おただしのとおり200億円を超える予算規模ということになりました、財政担当といたしましてもいまだこの経験のない予算規模でございましたので、まず1点目は、まず財源については、最大限見込んだところでございます。補助金あるいはその裏負担でございますけれども、震災の復興特交などの見込める財源については、最大限見込んでございます。

それから、2点目は、復興事業への財源の集中ということでございまして、るる各課からは予算要求上がってきているところでございますけれども、当面この復興事業に予算を集中するということで、先送りした事業も何点かあるわけでございます。

それによりまして、212億円のうち震災後に新たに需要が発生しました復興予算につきましては、総額でおよそ177億円ということで、一般会計予算総額の83%が復興関連の事業ということになってございます。

3点目でございますが、こちらも財源の確保に関するところでございますけれども、基金の活用でございます。今税の減免がなされている中、または、地方交付税につきましても大幅な増が見込めない状況にございまして、なかなか村の独自財源というのがないということでございまして、29年度予算の編成に当たりましては、基金の活用ということで、見込めるといいますか、基金の趣旨に沿った事業につきましては、最大限基金を活用させていただくということで、当初予算に66億円余りの財源を見込んでいるということでございます。

以上のとおり、今まで例のない大規模な予算編成でございまして、今までとはなかなか

違う予算編成作業を行ったということで、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

委員（高野孝一君） ただいま、基本的事項については、国・県の有利な補助事業等の財源の確保や復興計画の着実な推進、そして、コスト意識あるいは規律ある財政運営、年間見通しに基づく予算計上だというふうな説明がありました。

苦慮した点についても財源の確保、復興財源の集中、基金の活用というようなことでの説明がありましたが、一般予算の83%の177億円が復興関連の予算であるとの説明がございました。特に、財源の確保については、これまで多くの補助事業を活用し、ハード及びソフト両面にわたり復興事業を初め、各種の復興推進の後押しを担っているものと思っているところでもあります。

今までも国・県等の補助事業を活用しながら、多くの人たちの支援、応援を受けまして、復旧・復興を担ってまいりましたが、29年度においては、ただいま説明がありましたように、過去最大の予算規模となるわけでありますから、事業がふえれば人もそれなりにふえるものと考えております。私は、28年度の状況を見ましても人員が足りないのではないかというふうに心配しております。29年度の予算執行に当たり、職員初め各種業務に携わる人員をどのように確保していくのか、お伺いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） 人員の確保でございますが、正職員につきましては、毎年職員の採用試験を行って、定期的に採用をしているところでございます。

しかしながら、それではご承知のとおり、この復興事業にとても対応できないということございまして、村では震災後任期つき職員の採用に努めてございまして、現在庁内で16名が勤務している状況でございます。

29年度におきましても、復興庁あるいは各県、支援していただける自治体等からの職員のご協力等もいただきながら、職員の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

委員（高野孝一君） ただいま正職員は定期的な採用、任期つき職員並びに自治体職員の応援をいただいて人員を確保するというような説明がございました。

それでは、この資料ナンバー3の184、185ページをお開きください。

ここは、給与費明細書になっておりまして、特別職並びに一般職の職員の人数が記載されております。一般職に当たっては、前年度63人、本年度が79人、また、国民健康保険、簡易水道事業、介護保険特別会計、後期高齢者の各特別会計においては、合計9人ぐらいの数字になって、これら特別会計については、人員にはそんなに変わりはないんですが、この一般職16人の増の要因についてお伺いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） お答えを申し上げます。

185ページの一般職の内容でございます。こちらでございますが、本年度というのが29年度でございまして、前年度が63でございます。実は、前年度、28年度の63という数字は、いわゆる村の正職員の数で上がってございます。それで、本年度、こちらいわゆる給与費の明細ということでございまして、給与費の中で支払っている人数をそのまま正確に出したいということでございまして、本年度79の中には任期つき職員16が含まれているということで、年度内の人事異動によります正職員の増減もございますが、16につ

きましては、任期つき職員の分だということでご理解いただきたいと思います。

委員（高野孝一君） わかりました。

184ページに特別職のその他の特別職という欄がありまして、前年度が646、本年度が461、その差がマイナスの185人となっておりますけれども、事業量がふえる割には人が少なくなるというような表の見方になってしまいますけれども、これらについてもご説明をお願いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） いわゆるこちらの表につきましては、予算の中の支出の1報酬というところでお支払いをしている委員の方の人数を示している表ということでございます。

その他の特別職185名減というふうな表示になってございますが、こちらは、ざっと申し上げますと、選挙の立会人の方で、マイナスの147名。それから、消防団につきまして、定数で計上しておりましたが、これを実数、実際にいる数字に置きかえるということで、マイナスの38人、合わせて185人の減でございます。

選挙の立会人につきましては、28年度、参議院議員の選挙、それから土地改良区の総代選挙、それから村長選挙ということで、選挙3つございまして、それぞれに期日前投票所の立会人の方が人数で計算されてございますので、非常に大きな数字となってございますが、こちらは本年度については村議選1回分のみということでございまして、その選挙の回数の減によるものだということでご理解賜りたいと思います。以上でございます。

委員（高野孝一君） わかりました。

それでは、本年度末で退職される人数と29年度の新採用者の数についてお伺いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） 28年度末で職員の減の数でございますが、3名減の予定でございまして、新採用職員につきましても同数、3名を予定しているところでございます。

委員（高野孝一君） 3名退職の3名採用というようなことで、職員の補充に当たっては、やっぱり38年、40年以上の長きにわたる中では、平準的に採用していくかないとなかなか大変であるなんていうことをされておりますので、計画的に行ってほしいというように思っております。

仕事は体が資本ですから、職員の皆さんにおかれましても健康に十分留意されまして、本村復興のために頑張ってほしいなというふうに思っております。

次に、平成29年度重点施策の一つである学校再開事業についてお伺いいたします。

平成30年4月の村内での学校再開に向けて、中学校校舎や体育館の改裝、プールや小学校体育館、給食センターの新築、そして、認定こども園の新築等の予算が計上されました。

さらには、隣接するスポーツ公園とあわせて、村の子供たちの10年後、20年後を見据えての整備計画になっておりますが、これが完成すれば、すばらしい教育環境ができ上がるものと考えております。

村として、学校再開まで1年の中で、学校再開のための施設整備をどのように進め、学校再開に間に合わせようとしているのか、スケジュールなどをお伺いいたします。

教育長（中井田 榮君） おはようございます。よろしくお願ひします。

今ほど学校再開のスケジュール、ご質問ありました。全協でもご説明していますように、学校再開につきましては、一番最初にこのような工程表をお配りをしながら説明をし、昨年の4月から進めてきたわけでありますけれども、ほぼほぼこの概要で説明したように、現在進んでいるところであります。

現在は、実施設計をやっておりまして、2月にその工事費について各省協議を現在やっているところであります。

実は、3月9日に中学校エリアのほうの各省協議がほぼまとまりまして、現在財務省協議、あとさらにスポーツ公園につきましては、3月14日に国交省とのほうの各省協議を終える予定でありますけれども、その後財務省協議というふうなことで進めております。

今後のスケジュールでありますけれども、その後交付決定通知でありますけれども、4月3日に国からの交付可能額通知というんですね。内示になるわけですけれども、内示をいただく予定で現在進めております。

3日の全協でもお願いしましたように、その後事業費が若干変わっております。というのは、この当初予算は大体12月ごろの額を当初予算に計上しているものですから、今ほどご説明しましたように、現在も各省協議をやって数字が動いているというような状況もあって、3日の全協でもご説明しましたように、全体で3億円程度ふえる予定でございます。

ご承知のとおり、会計決算のときに指摘されないように、当初予算とその予算額と、また設計額と合わせておかないとうまくないことがありますので、できれば3月3日にご説明しましたように、4月当初に可能額決定通知後に臨時議会を開いていただいて、補正予算を上げさせていただければというふうに考えております。

その後、これはあと指名委員会の委員長が村長でありますから、今後総務、財政、あと村長のほうで指名委員会の日程を決めて進めていくわけでありますけれども、教育委員会としての今後のスケジュールでありますけれども、その臨時議会後に指名委員会を開いていただいて、そして、4月の中・下旬、20日以降くらいには入札をやって、そして、4月の下旬には臨時議会をやっていただいて、仮契を議案として上程させていただいて、そして本件にさせていただいて、そして契約を結んで、5月の2日ころには着工して、それで30年の2月末には完成をさせていきたいというふうに考えております。

村長のほうからは、学校設置者である村長のほうからは12月ごろまでには大体建物はつくって、内覧会をやって、保護者に説明をして、1人でも多く飯館村の学校に通っていただけるように説明会をやりたいというふうな話をいただいておりますので、建物については大体12月ごろまでには内覧会ができるようにして、そして、30年の4月には開校できるような形にしていきたいなというふうに考えております。

ただ一つ、これ基金事業に実はしております。2ヵ年継続でしております。というのは、契約をすると業者のほうから前払い請求がありますので、飯館村、このような小さな村でありますから、何十億円という形の前払いを一気に払えるというのはなかなか難しいものがありますので、基金会計をすることによって概算払いを国からいただいて、そ

のお金が前払いを払うというふうな仕組みにできればなというふうに考えております。

そういう意味では、2ヵ年継続にするということで、今ほどお話ししましたように、校舎については、校舎、あとさらに体育館、食育プラザ、認定こども園については、つくれていかなくちゃいけないと思いますけれども、あとプールとか、前に外構については次の年というんですかね。おくれるような形で工事が進むというふうなことも一部では考えていきたいというふうに考えておりますので、その辺ご理解をいただければというふうに思います。

委員（高野孝一君） そうしますと、資料5の10ページのナンバー25、26に学校等再開整備事業とスポーツ公園整備事業の事業費が計上されております。その合わせた金額が63億7,000万円だと。先ほど課長から説明がありましたが、去る3月3日の議会全員協議会において新たな協議結果によって事業費が追加され、合わせて3億1,000万円の増となるというふうな説明はありました。さらには、村の負担も増加するとの説明がありましたけれども、これは、4月早々の臨時会に補正予算で対応して、5月には着工して来年3月には完成できるものであれば、校舎、体育館、食育プラザ、認定こども園については12月末まで完成し、内覧会、説明会を行いたいというふうな話でありましたが、今の話を聞いて、工事の完成までに今の説明のとおり、私は完成ができるのかどうかというのをもう一度説明をお願いしたいと思います。

教育長（中井田 榮君） 計画としては、今ほどご説明しましたように、とにかく学校再開でありますから、校舎についてはとにかくつくっていかなくちゃいけないと。あと、認定こども園も食育プラザもあわせてつくっていかなくちゃいけないというふうなことあります。

ですから、12月までにばしっとできるというふうなことはなかなか一部では難しい面もあるかと思いますけれども、ただ、計画としてはその辺までに内覧会ができるような格好にして見ていただきたい、そして、30年の4月までに備品を入れて、そして開校ができるように、とにかく計画としては進めてまいりたいというふうに考えております。

委員（高野孝一君） わかりました。

一方のスポーツ公園についても陸上競技場、野球場、屋内・屋外運動施設や管理棟、駐車場、そして園のトイレ、植栽整備となっておりますけれども、これらについてもスケジュール、簡単で結構ですからお願いしたい。

教育長（中井田 榮君） 中学校エリアのスポーツ公園エリア一緒に同じくらいのスピードでスポーツ公園エリアのほうも整備を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員（高野孝一君） 今るる説明がありましたが、やはり各工程をしっかりと遵守していただいて、整備におくれが生じないように進めていただきたいと要望するものであります。

それでは、資料ナンバー3、歳入にかかる分でありますけれども、15ページ、滞納繰越分についてお伺いいたします。

主要な対策については、賠償金の収入もありまして、現在の滞納額は約700万円、前年度比較して1,200万円減ったという説明がありました。29年度、この15ページにおける

村・県民税、固定資産税、軽自動車税の調定見込み額をどのように設定しているのか、資料もいただきましたので、資料でもって説明をお願いいたします。

住民課長（細川 亨君） おはようございます。

資料の1ページになりますが、飯館村村税と滞納繰り越し予算計上額ということで資料を提出しております。村・県民税の村民税の場合、調定見込み額ということで4,424万4,013円ということで上がっておりまして、そのうち滞納率は5%。結果、滞納額は221万2,201円。そのうち、収納は10%程度を見込んでおりまして、予算計上額が22万1,220円ということになっております。

特別徴収については、同じく1,676万8,035円でありまして、滞納率は、こちらのほうは特別徴収ですから、そんなに発生しないであろうということでありまして、2%を見ておりまして、滞納額が33万5,361円と。うち、収納率は10%程度であろうということでありまして、予算計上額3万3,536円を計上していると。

その下、過年度分、いわゆる滞納繰越分なんですが、こちらのほうは滞納額が56万8,690円になるだろうということで、うち10%の5万6,869円の予算計上額、合わせてここに資料3の村・県民税の部分であります滞納繰り越し分31万1,311円と、15ページの2段目、こちらのほうに計上しております。

続きまして、固定資産税の滞納繰り越しについてですが、調定見込み額が8,506万900円と。滞納率が10%を見ておりまして、滞納額が850万6,090円、うち収納率は10%程度であろうということでありまして、予算計上額が85万609円でございます。

過年度分は、滞納額が119万3,210円と見込んでおりまして、うち収納率が10%ということで、11万9,321円、固定資産税合わせて96万9,000円となっておりまして、こちらの分は同じく資料3の15ページ、固定資産税の滞納繰り越し分969と、こちらに提示をしてあるとおりでございます。

続きまして、軽自動車税でございますが、現年度分が調定見込みが2,029万7,500円、滞納率は、こちらは低く見ておりまして、4%、滞納額は81万1,900円であろうと。うち収納率が10%で予算計上額は8万1,190円。過年度分は、滞納額が25万9,400円で、収納率が10%ということで、予算計上額は2万5,940円。軽自動車税合計が10万7,000円というのは資料3の15ページの一番下、軽自動車税の滞納繰り越し分107、この数字が予算計上となっております。以上です。

委員（高野孝一君） 大変わかりやすく説明していただきました。

税の公平負担という観点からも、今後も収納対策に意を用いてほしいという要望するものでありますけれども、この滞納世帯を訪問しての納税依頼の実態というか、実績というのはどのようになっているんでしょうか。実際に訪問しての回数、どのぐらいになっているのかという質問です。

住民課長（細川 亨君） ほとんどは、催告書並びに電話で連絡通知しておりますが、損害徴収になっております現在近隣の福島市、南相馬市、伊達市界隈ですが、3度ほど徴収に歩いております。なかなか震災前の転出された方の滞納があるものですから、なかなか思うようにはかどらないというふうな状況であります。以上です。

委員（高野孝一君） 次に、この資料の22ページ、23ページ、同じくナンバー3の資料です。

12款使用料及び手数料の1項使用料、総務使用料の中の1節行政財産使用料ということで474万1,000円が計上されておりますけれども、説明の中では除染関係だというふうな説明がありました。除染は剥ぎ取り除染は終わったんだというような関係から、建物使用料、土地使用料の内容について説明をお願いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） きのうの説明が非常に私の説明が不十分でございまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。こちらの内容につきましてご説明を申し上げます。

まず、建物の使用料でございますが、内訳は、役場隣のビレッジハウスとその隣にあります「までいな家」、こちら今振興公社のほうに使っていただいておりまして、そちらのほうから使用料をいただいております。それからもう1点は、老人憩いの家、深谷にあります「やすらぎ」でございます。こちらに蕨平の焼却炉に携わっておられる事業者さんが事務所としてお使いでございますので、そちらからの収入。こちらが建物の使用料の内訳でございます。

土地でございますけれども、まず1点目は、蕨平関係でありますが、村保有の道路敷のところに仮置き場としてお使いのところがございます。こちらも蕨平の焼却炉に関する事業者さんの方にお貸ししているところでございます。

それからもう1点は、この役場の西側の空き地のところでございます。こちらのほうも振興公社の方にお貸しをしてございます。

あとは、行政財産の中にございます電柱、電話柱の使用料が主なもの。あとは、細かいところございますけれども、主なものはそういうものでございます。

委員（高野孝一君） わかりました。

次に、同じくナンバー3の37ページ、ここに15款財産収入1項財産運用収入、土地貸付収入等建物貸付収入が合わせて1,348万5,000円計上されておりますが、これらについても説明をお願いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） こちらにつきましては、いわゆる普通財産の貸し付けに対する収入が見込まれている項目でございます。この中で、一番大きいのが旧草野中学校の用地分ということで、菊池製作所さんにお貸ししているものでございます。次に大きいのが、大変失礼しました。それよりも大きいのがございました。一番大きいのが旧大火山牧場の跡地ということで、太陽光発電の会社さんの方にお貸ししている用地がございます。こちらからおよそ年間750万円ほどの収入があるということでございます。その次が今ほど申し上げました旧草中の用地、それから、3番目に大きいのが深谷の太陽光エリアの借地分、借地といいますか、土地の貸し付け分。そのほかにも小さいものございますけれども、大きいのはそういうところでございます。

村有の建物につきましても同じく、菊池製作所さんの方にお貸ししてございますので、その分ということでございます。以上です。

委員（高野孝一君） ただいま大火山牧場の跡地というふうなことがありましたけれども、あそここの跡地、ソーラー発電については3カ所あるわけなんすけれども、あるわけです。そうすると、その今説明のあった跡地というのは、昔建物が建っていたところの部分を

言っているんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） こちらは、村有地の貸付収入ということでございまして、建物じゃなくて、土地でございますので、採草地全般でございます。

委員（高野孝一君） そうすると、3ヵ所にまたがっている、現在稼働しているあの大きな面積一帯の貸し付けということでおろしいんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） おただしのとおりでございます。

委員（高野孝一君） そうすると、太陽光発電に関しましては、固定資産税も行く行くは発生するわけなんです。その固定資産税が発生した以降についてもこの土地貸付収入というのは発生するんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） こちらの貸し付けの収入につきましては、特に税等の納税の有無にかかわらず、面積に応じてお支払いいただいているものでございますので、税収とは関係なく収入されるものというふうに考えてございます。

委員（高野孝一君） 了解いたしました。

続いて、支出についてお伺いいたします。

資料ナンバー6の12ページ、2款1項6目企画費のうち、深谷復興拠点整備事業の中に入下から5行目の復興拠点等整備総合調整業務に2,000万円が計上されております。括弧書きありますから、これを読み上げますと、「復興拠点及び教育施設関係整備に関する助言、アイデア提供、技術的指導等」となっております。まずもって、これらの内容について資料請求しておりますので、ご説明をお願いします。

村長（菅野典雄君） これは、今までずっとなんですが、アドバイザーをお願いしております、アドバイザーによってもかなりのいろいろな情報、つながりを得ています。これはこれでいいんですが、今年度は建物のほうがめじろ押しということでございますので、そちらのほうの、特に学校関係あるいは道の駅関係、その辺をということになります、今まで以上に、むしろ足を運んでもらわなければなりませんし、さらに、学校の中身をどうする、あるいは道の駅の中身をどうすると、こういうことになりますと、ほとんど年間通つてもらわなければならない。こういうことであります、そのアドバイザー利用と旅費、その他宿泊などなど含めましての交渉ということになります。以上であります。

委員（高野孝一君） 資料提出を求めておりますので、これらの仕様書について詳細にお願いします。

総務課長（愛澤伸一君） 仕様書でございます。お手元に提出しました資料の2ページでございますけれども、業務の期間は契約日から来年の3月末日ということで、1年間通年の契約ということでございます。

業務につきましては、今ほど村長のほうからもありましたが、村の復興拠点に加えまして、本年度は学校の再開、スポーツ公園の整備ということで、大型の事業がめじろ押しでございまして、こちらのほうに総括的に携わっていただいて、事業が円滑、かつ上質なものに仕上がるよう適切な助言、アドバイスをいただくということでございます。

主に、業務の内容といいたしましては、村のほうにおいでいただいて、各種会合等にご参

加をいただいて、助言をいただくということもございますし、また、東京近郊で関係の事業者あるいは個人と打ち合わせをするというようなことも含まれております。

村の意向に沿った円滑な工事の進行推進のために、包括的に指導助言をいただくというのが今回の契約の内容でございます。

委員（高野孝一君）　ただいま履行期間、業務委託の概要及び内容について説明がありました。実は、昨年度と委員会の提出資料の中に深谷拠点エリア整備統括管理業務委託特記仕様書というものがございます。これによりますと、業務の概要については、村内深谷拠点エリア整備について、構想、計画、開発、造成、建設とさまざまな工程が同時に進行するため、計画から建設まで統括管理業務を委託し、深谷拠点エリアの整備推進を図るとしております。

次に、業務の内容として、計画、設計が伴うものについては総務課企画係、工事については建設課建設管理係として、村の意向に沿った施設となるよう、総括的に管理を行うとされております。履行期間は、契約締結の日から平成29年3月31日までです。特記事項として、計画、設計、工事管理にそれぞれ5項目ほど記載されておりまして、委託先是株式会社佐川 旭建築研究所、委託料として設計監理委託に387万5,000円、工事管理委託に410万7,000円、その他村づくりアドバイザー業務として200万円、合計1,000万円が計上しております。

私は、業務概要にあるように、村内深谷拠点エリア整備ということですから、全体的な部分の総括管理業務というふうに理解しておりました。道の駅「までい館」にあっては、竣工が29年7月、8月の中旬にオープンセレモニーが行われる予定でありますから、この総括管理業務というのも3月31までが履行期間となっておりますけれども、それは道の駅が完成するまでこの業務が延長すべきものと理解しておるわけなんですが、いかがでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君）　今「までい館」のお話をいただいたところでございますけれども、村といたしましては、「までい館」につきましては、これから復興拠点の重要な施設であるというふうな位置づけをしてございますけれども、この業務の中では、「までい館」に限らず今後花卉栽培施設も出てまいりますし、復興住宅あるいは集会所、多目的広場等の整備もまだまだ継続するわけでございます。特に、今年度は8月の「までい館」のオープンに向けて、仕上げの段階に入ってございますので、非常に重要なタイミングになろうかと思いまして、この総括的な立場から指導助言をいただくのは、村としても大切な業務であろうというふうに考えてございます。

それにあわせて、先ほども申し上げましたが、今年度につきましては、学校施設等の建設にもぜひ携わっていただきたいというふうに考えてございまして、予算措置につきましては、昨年よりも増額をさせていただいているということでございます。

副村長（門馬伸市君）　ただいま多分道の駅できるまで28年度の予算でやってもらえるんじゃないのという話だったと思います。ですが、皆さんもご承知のとおり、予算は単年度なんですね。単年度、単年度で28年度分の部分だけを見て、さっきの金額ですよね。

ですから、今度29年度の新たに4月からの道の駅の完成するまでの事業のそういうアド

バイザーの仕事というのは継続して、また29年度のほうでその部分も入っているということでありまして、終わるまで28年度の予算で完成するまでということではないのですで、ご理解いただきたいと思います。

委員（高野孝一君） 予算の仕組みはわかりました。しかし、昨年の中で設計監理委託、そして工事管理委託されているわけですよね。そうすると、道の駅が完成するまでのこの管理委託の分については、3月31日を超えたものについてはもう3月超えた部分の物件については、管理業務はもう終わるということですか。3月いっぱいで。

副村長（門馬伸市君） 28年度の予算は、今の去年は1,000万円だったですかね。その部分の事業名はルール計算して基礎で出していますが、完成するまでの金額がそこに入っているということではなくて、28年度の3月までの工事管理なりなんなりの仕事が契約の中に入っていると。4月以降の29年度の完成するまでの工事管理とか、その他の仕事については、29年度の今回の2,000万円の中に完成するまでの部分も一部入っていると、こういうことでございます。

村長（菅野典雄君） 例えば建物を建てるあるいは管理することは、これはいわゆる完成までということもあるんでしょうが、いわゆる我々素人の中でなかなかできないことを全体的にアドバイスをしてもらいながら、あるいはいろいろな情報を得ながらということありますので、そうしますと、それはもう年度、年度という形のお願いということありますので、いわゆる専門家の建物を設計屋が管理監督ということになると、いろいろな一度契約すればそれができるまでというふうに考えるのは当然だと思うんですが、今回は個人的にその研究所と村の足らないところ、あるいは情報の足らないところ、あるいは情報を得るところのしながら、いわゆる管理監督をしてもらうという、今までの業者とのというとはまた違いますので、年度、年度ということでご理解をいただければと思います。

委員（高野孝一君） 村長の説明もわからないわけではありませんが、その委託業務の概要の中に計画から建設までの統括管理業務を委託するというふうになっておりますよね。今年も。29年度も。そうすると、復興拠点、学校施設、スポーツ公園全体の管理業務なわけですから、別の見方からすると、この12ページのA3、今調整事務の2行上に復興拠点、村営住宅、集会所、工事管理業務に1,533万6,000円が計上されておりますよね。そうすると、この29年度の総合調整業務委託の中である総括管理業務という部分と、今言った村営住宅、集会所の工事管理業務という部分には重複するような気がするんですが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 通常は、設計業者が工事着工になれば工事の管理をすることになります。設計業者が工事を管理するようになります。ここアドバイザーの総合的な統括というのは、それぞれの設計の中身を当然チェックすることは当然ですけれども、本来の工事管理というのは設計業者が工事管理に当たるようになります。ですから、このアドバイザーは、総合的にチェック機能をするということで、普通の通常の工事管理は設計業者がすると、こういうことがあります。

委員（高野孝一君） 私は、去年のこの仕様書の中に委託料として設計監理委託387万5,000円、

次に工事管理委託として410万7,000円が計上されているというふうな、こういう去年の資料ですよね。そうすると、これインターネットでは総括管理業務とは何ぞやということで、これは積算業務、施工管理業務、設計監理業務等ですよというようなことで、当然積算業務については、発注用設計書及び仕様書の作成を行うことにより、発注事務の支援を行いますという部分が1点、2つ目に、この施工管理業務については、施工計画書や工事打ち合わせ後の審査、助言及び段階確認等を実施し、円滑な施工管理を支援するとともに、市町村の施工管理技術の向上を目的とするというふうに、これはインターネットですよ。こういうふうに書かれておりますから、この会社がする部分については、私はその工事管理委託というふうな記載があることからして、そういう一体化の中での工事管理も含むとすれば、この集会所並びに村営住宅の工事管理部分として重複する部分はないんですかというふうなことを申し上げたいんです。

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 暫時休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時18分）

委員（高野孝一君） 休議の中でも持論を申し上げましたが、思いは十分理解しております。

それでは、この2ページに記載されております復興拠点等整備総合調整業務委託料2,000万円について、明細についてお伺いをいたします。

村長（菅野典雄君） ご存じのように、今年度は200億円以上の事業、その最たるものはやはり建築事業であり、もう一つはやはり復興に向けてどういうネットワークを生かしていくかと、こういうことになります。

残念ながら、我々はその200億円以上の仕事に集中しなければなりませんので、やっぱりよそからの情報なり、あるいは指導なり、あるいはアドバイスなりというのはどうしてもやっぱり必要になってくる。それが28年度で非常に大切だ。なおなお今年度はその倍の事業ということになると、倍以上のやっぱりご指導なりなんなりを見ていただかなければならないと、そういうことでありますと、いろいろそこには問題もある可能性もあるかもしれません、総合的にやはりあらゆる分野で見ていただく。そしてまた、あらゆる課にかかわってきています。企画だけではなくて、教育委員会もかかわっていますし、建築のほうで建設課のほうもかかわっています。もう全庁的に見ていただいている。見ていただいているだけではなくて、その都度その都度いろいろな人とのいわゆるつながりを持って、それがまた生きてくると、こういう形になっておりますので、なおもう一度また改めていろいろなところを細かくお知らせはさせていただきたいと思いますけれども、総合的なところで今年度この大事業をしっかりとやっていくために、ぜひよろしくお願いしたいと、このように思っているところであります。以上であります。

委員（高野孝一君） 今明細をお願いしますというか、明細をお伺いしますということについては、後日、28年度の部分でもいいし、29年度、計上されておるわけでありますから、示していただくよう要望いたします。一旦終わります。

委員長（飯樋善二郎君） そのほか質問ありませんか。渡邊委員。

委員（渡邊 計君） 資料6のほうの15ページになります。今回タブレット1年間延長できるようになったこと、非常にありがたいという思いですけれども、このウェブカメラのほうなんですが、毎回毎回壊れるのが菊池製作所からいただいたて一番最初につけたカメラが壊れやすいと。それで、直すのにも何か部品がちょっと調達できないとか、そういうことが以前にお聞きしたんですが、これ今後携帯とかパソコンでも見られるようになると思うんですけども、この先にいただいたカメラを取りかえるというような考えはあるんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） カメラでございますが、映らないカメラが今あるということで、大変ご迷惑をおかけしているところでございます。せっかくのご寄贈ということでございますので、なるべく長期間使っていただけるように、村としても修繕料なども計上してございますけれども、できるだけの修繕をして、皆さんのご利用に供したいなというふうに考えてございます。

委員（渡邊 計君） これ毎年壊れているんですよね。冬になると特に。それとあと、映ってはいるんだけども、カメラが回転しないとか、そういう、あとはぼんやりとしか見えないとか、これほとんどが村単独で後からつけたものには故障出でていないんですね。これまで。ということは、やっぱり今後携帯とかパソコンでも見られるとなれば、それを何とかいただいたものではありますけれども、修理する部品がないとか、もう古くて。そうなってくると、やっぱり早急に修理できるようなものにかえるべきではないかと思うんですが、その辺もう一度お願ひいたします。

総務課長（愛澤伸一君） 先ほども申し上げましたが、せっかくいただいたものでございますので、なかなか村単独でこうするということができませんので、もし今委員のおただしあったとおり、修繕の費用が非常にかさんで今後の運用がなかなか立ち行かないというような状況ということでござりますれば、ご寄贈いただいたところと協議をさせていただいて、今後どのようにするか内部でも協議をしてまいりたいというふうに思います。

委員（渡邊 計君） じゃ次、2款1項11目、同じページですけれども、地上デジタル放送についてお伺いいたします。これ、震災前ある程度内部引き込み終わって、4月以降に利用できるということだったと思うんですけども、あれ引き込んだ時点で自分で線つなげる人はつなぐと見られたわけでございますけれども、実際今後デジタル放送の放送再開時期、それと、それを利用した場合に通信費となるか受信料というようになるか、その金額とかは幾らか決まっているんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 委員おただしのとおり、地デジの視聴環境を整えた矢先の震災ということでございまして、村でも大変困ったところでございますが、今修繕をいたしまして、今現在地デジ加入されている方600名ほどおられるようでございます。現在既に地デ

ジの試験運用中ということで、線を引いた方についてはテレビの視聴がもう既にできるような状況でございます。

現在村避難中ということでありますて、受信料等々についての手続はしないで、今試験中ということで、無料で見られるような状況でございますが、今後東北総合通信局のほうから本格運用に向けての問い合わせ等があるのかなというふうに考えてございます。その中で、正式運用の時期を決定し、その中で受信料を頂戴するようになろうかと思ってございます。

ちなみに、この受信料については、現在月額300円予定してございます。

委員（渡邊 計君） じゃ、同じページのその下、2款1項12目ですけれども、携帯電話の不通エリア、これ今回佐須地区が該当になって、佐須地区にアンテナが上がるわけですけれども、鉄塔建つわけですけれども、村内大分広いので、飯館村は、現在携帯不通話地区どのくらい、何件くらいあるのかお教えください。

（ ） 総務課長（愛澤伸一君） ちょっと手元に資料ございませんので、少々お時間いただきます。

副村長（門馬伸市君） 佐須以外の分ですね。佐須以外の分は、結構ホットスポットではありますのが、あります。小宮地区なんかは結構あるのかな。やっぱり鉄塔の山に隠れている、陰になっているところは入らないというところが結構あるので、いずれ村全体を調査をして、それで佐須とか、前乗とか滑みたいに、何戸か集まって携帯が通じないというところも調査をしながら、次の段階に、多くなればやはりそこに鉄塔というものも必要になりますし、中継所みたいなものも結構あるんですよね。小さいのを建てて携帯通じるようにというのもありますし、最近は、ソフトバンクだかなんか大分方々に建てているようですので、不通話のエリアというのはかなり少なくはなってきているのかなというふうに思いますが、いずれ村全体を調査をしてみたいなど、こんなふうに思っています。

委員（渡邊 計君） それで、調査をするんでしょうけれども、その以前に、例えば行政区長などから要望があった場合には、その調査前であってもそういう新たな建設計画を立てるのかどうかと、あと調査前に結構地域から話上がってくると思うんですけれども、そういう場合どのような対応されるんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 1戸2戸というのは、そっちこっちに私も聞いています。家では入らないんだけども、ちょっと庭に出ると入るとか、そういうのも聞いておりますし、要望が上がったからすぐ建設計画というふうにはなりませんので、村全体を調査をして、優先順位を決めながら、もしそういうエリアが戸数が多ければそういう対応も含めて、要望あったからすぐというわけにはいかないと思います。全体を調査をして、その後どういう整備の方法があるのか。あるいは業者のほうの指導ではなくて、業者のほうで対応、ホットスポットのところを対応してもらえるのかどうか。村でやらなくちゃならないのかどうかというのも含めて、今後の整備計画によると思いますので、今すぐ要望あったからすぐというわけにはいかないと思います。

委員（渡邊 計君） それに関連してくるのか、例えば今後老人にジェイアラートでしたっけ、緊急通報体制ですか、そういうものというものはあくまで優先でやるという形で進めるん

でしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） いわゆる国と各自治体に対する緊急通報システムでございますが、現在このシステムは、国と役場までしかつながっていないわけでございまして、各家庭までの緊急連絡網というのが今持っていないところでございます。

このジェイアラートに限らず、村に帰られた方への緊急通報、体調が悪くなつたのでというふうなこともありますし、また、村のほうから何か緊急でお知らせしなければならないようなこともあろうかと思いまして、ここ一、二年そういったことについても村の中でも研究をしているところでございますけれども、なかなかこれといって決め手のシステムが決まってこないということでございます。

今後とも引き続きできるだけ安価に効率よく情報提供ができるようなシステムないものか、今後とも模索してまいりたいというふうに思います。

委員（渡邊 計君） 帰ってくる人たちが高齢者あるいは1人世帯というのが多くなる見込みもあるので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

では次、16ページ、2款1項10目防犯設備機能回復工事880基、この内容をお教えください。

住民課長（細川 亨君） 今渡邊委員から質問ありました防犯設備機能回復工事880基の部分でございますが、今の村内にあります街路灯、今の草野飯樋線にかかるつていうような街路灯が380基村内にあります。村内20行政区に防犯灯、いわゆる簡易型の防犯灯が500基ほどあると。

公道から5メートル以内の防犯灯については、今回この防犯設備機能回復工事でやつていくということで、街路灯については調整しながら切れている電灯、それから修繕の必要な部分、防犯灯については基礎の部分からちょっと修繕が必要なものに関していろいろと修繕して帰村に備えていくというふうな事業内容でございます。

委員（渡邊 計君） 工事内容の中で、今の電球をそういう経済的なものに切りかえるということも含まれているんでしょうか。

住民課長（細川 亨君） なかなか今使っている白色灯がなかなか手に入らなくなつてきておりますので、そういうふうな状況からもできるだけLEDにしていきたいなど、そのように考えております。

委員（渡邊 計君） じゃ、19ページ、4款2項1目不法投棄ごみに関してですけれども、これいつまでたってもなくなるわけですが、飯館の場合は、今家財ごみとか整理ということで、大分出しているので、そんなに人が投げているとは思えないんですけども、投げている場所が一定のところに決まって投げられているのか。あるいは、関係なくいろいろなところに投げられているのか。今回の収集した状況の中ではどうなつてているんでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 村内くまなく不法投棄ごみについて、大分監視はしておりますが、なかなか見えない部分のごみがどんどん出てくると。一方では、毎回片づけると同じところにごみが捨てられていくというふうな状況にただいまなつております。以上です。

委員（渡邊 計君） こここのところずっと除染も続いていたわけで、除染でも田畠、道路脇と

か片づけたわけですけれども、その中でもこれだけのごみが出てくるということになると、特別多いようなところ二、三ヵ所に監視カメラをつけるとか、そういう形をしていかないといつまでたっても捨てに来るのではないかと思われるんですが、そういうことでの対策は考えていらっしゃるでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 防犯カメラの設置までは対策として考えてはおりませんが、県道白石月館線に見られるような赤い鳥居なんかを、いわゆる待避所の辺に設置しまして、極力ごみを捨てないような対策を今後検討していきたいなと考えております。

委員（渡邊 計君） 本物のカメラつけると大変な費用かかるので、ダミーカメラなんかでも効果はあるのかなと思うので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それで、次、26ページ、下から2枚目ですか、仮設住宅の健康づくり業務ということで資料をいただいているわけですけれども、私も仮設に住んでいるわけですが、この体操をやっている方々というのは、本当に同じ仮設にいてもやっている人とやっていない人がえらい差が出てきているんですよね。

それで、今回これを継続していただけるということが非常にありがたいわけでございますが、この仮設以外、要は今回帰村してきたお年寄り、そして、復興住宅ですが、これもいろいろな地域から人が入っているということもあるんでしょうけれども、川俣の壁沢地区みたいに飯館の人がある程度固まって入っているような、そういうところで、きつつきの会に入つていらっしゃるならそちらのほうで受けられるかと思うんですが、入っていない方もいらっしゃるんじゃないかなと。そういう懸念がされるので、その辺のお年寄りの健康に関してちょっと説明をお願いしたいと思います。

健康福祉課長（俎野正行君） 追加でお出しをさせていただいた資料は、仮設等の健康づくり事業、これは運動教室がほとんどでございまして、総回数で172回を予定している事業でございます。もう一つお尋ねの災害公営住宅の高齢者の部分、対応についてどうかという部分でありますけれども、この部分については、なかなか打開策というんですか、方策がまだ定まっておりません。

今誰がどこに入ってというふうな情報提供をどうするかという部分について、府内で検討しようということになっております。

今のところ、県側からの情報提供というのがなかなかいただけない状況になっておりまして、誰がどこに転居されたのかというのが届け出があれば支所のほう、生活支援のほうに届け出があればわかりますが、届け出のない方については、なかなか把握し切れないところがございます。

そういう中で、災害公営住宅に入られた方の健康づくりをしようということになると、なかなか難しい部分がございます。

県では、公営住宅のコミュニティーを形成しながら健康づくり活動をしましょうということで、県で動き始めていますが、それは各公営住宅に入っている自治体の、どこかの自治体に任せながらやってくださいよと県ではおっしゃっているようですが、なかなか情報がちゃんと共有されていない状況では、それは難しいのではないかというふうに私は考えております。

何せ災害公営住宅に入られている方の健康づくりも大切でありますから、何とかして見守りを初め、健康づくりまでやっていきたいなというふうに思っておりますので、今後とも検討してまいりたいというふうに思っております。以上であります。

委員（渡邊 計君） 誰がどこに入っているかという情報なんですかけれども、仮設とか借り上げというのは、退去するときに退去報告をしているはずなんですが、それに関して、その先、復興公営住宅に入るということまでは調べることはできないということでよろしいんですか。

健康福祉課長（但野正行君） 仮設借り上げについては、退去届けがございますので、それなりに移ったというのはおわかりかなというふうに思いますけれども、みなし仮設とか、そういうところから入っていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういう部分については、今のところ検討、村との間でその情報共有をするルールというのがまだ決まっておりませんので、その辺を詰めていきたいなというふうに考えております。

委員（渡邊 計君） これ新年度ぜひそういうところをもっと発展させていっていただきたいと。というのは、私たちの仮設にいた人がある復興住宅に入ったんですが、復興住宅に入って失敗したと。何にも行事も何もないんだと。これなら仮設にいたほうがよかったです。そういう声が聞こえてきていますので、その辺は今後よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、33ページ、3項1款2目の一番最後、33ページの一番下のページになりますけれども、介護職員養成講座、これに補助を出すと。これは、新年度だけでなく、前年度もやっていたと思うんですが、結局講座15万円ほどの援助をいただいて、講座を受けているみたいなんですが、受けて、飯館のところに来ないで、ほかのところに行ったり、そういう、あとは全然資格だけは取ったけれども、就職していないという方もいらっしゃるわけで、やっぱりこの講座を受けて1人15万円ぐらい出す中であっては、やっぱり受けた人は試験的でもいいから、3ヶ月くらいとか、半年ぐらいは飯館の特者に勤めていただきたいとか、そういうような条件を出すべきじゃないかと。

でないと、ただ村で金を出して、その人たちが村外の施設に勤めたり、あとは何にもしてないということになりますので、かなり高額の補助金を出すので、そういうところを今後詰めるべきかと思うんですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（但野正行君） 補助要綱的には、飯館村の介護施設で勤める意思のある方ということにはなってございますが、今まで2人ほどこの補助を該当しておりますが、現実としては、就労されていないという現実になってございます。

委員（渡邊 計君） やっぱりそこで短期間でもいいから勤めてもらうような条件をこの補助金の中に組み込んでいくべきではないかなと思うんですが、そうじやないと、本当に受けました。あとは知りませんでは、ちょっと金の無駄使いになるのかなと思うんですが、村長いかがでしょうね。その辺は。

村長（菅野典雄君） 一応できるだけ地元に残ってもらうというのが我々の願いでありますけれども、それぞれやはり個人の権利もありますので、強制的にはできないかなというふうに思っています。

ただ、資格を持っていれば、いずれ村に戻ってきたときに、あるいは何かあったときにはやっぱりお手伝いがいただけるということもありますし、その方がたとえほかのところに住んだとしても、その資格でまた自分の仕事として、生きがいとして人生としてやっていけるということであれば、村としての応援になるのではないかと、このように思っているところであります。

委員（渡邊 計君） 次、では49ページ、6款1項7目の49ページの中段あたりですけれども、居久根伐採材の集積、これは800立米ほど今回やることでありますけれども、この片づけなければいけないというか、そういう居久根全体の立米数はどのくらいあって、今回この集積する場所がどの地域に限定されているのか。されていないのか。その辺をお尋ねいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 居久根の件ですが、居久根のまず伐採の実績でありますが、村全体で伐採本数が2万5,726本であります。それで、材積ということで、立方に換算しますと1万1,014立方メートルということでございます。

それで、居久根の集積の保管については、28年度も実施しております、場所としては前田地区、西地区ですね。パイロット事業で起こした村の所有地の農地にとりあえず一時保管をするということで、28年度に造成して、あと幾つか運搬集積をするということで、29年度についても前田のほうに運搬集積をしたいという計画であります。以上です。

委員（渡邊 計君） 集積場所はわかったんですが、集積する地域は何か限定されているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 搬出する行政区でありますが、まずは、前田行政区さんにやはり置いていただくということですから、地元貢献ということで、まずは前田行政区さんから運び出すというか、運び入れるということと、あとは除染の長期間居久根を置いているという部分では、除染が先行して行われた行政区かなということで、今のところ考えております。以上です。

委員（渡邊 計君） では次、50ページなんですけれども、ここに野手上山の整備事業に予算をいただいているわけですが、この野手上山、私の地域でありますけれども、震災以前百名山に選ばれ、田部井淳子さんなど、有名な登山家などもいらしていただいて、秋あるいは春、お祭りみたいな登山をして、みんな集まってやっていたわけでございますが、こういう整備事業をいただいているのはありがたいんですが、要はそこに行く道路、私の家の脇までちょっと新しい道路、太い道路をつくっていただいているわけですが、これが15年ぐらい前でしょうかね。そこまで来たのが。

それで、そのとき引き続き工事をやりますよということで、私の家の田んぼに足りなくなるということで、土を置いたんですけども、それで、その後全然何も建築計画がないと。道路の。それで、反対側から回ります道路があるんですが、そこが1カ所S字というか、かなり急なカーブで、去年接触事故が2件ほど起きているんですよね。

それで、この整備事業だけじゃなく、そこに百名山と呼ばれている山に行く道路の整備計画などは、今後どのようにしていくのかお伺いします。

建設課長（高橋祐一君） 今ほどありました、最初の話では農道野手上線ということで、県営

事業で実施してまいりました。県の都合ではありますが、分割採択ということで、現在できているところまでが野手上1期ということで完了しております。

今後野手上2期ということで、震災前の年ですか、新規採択ということで進めていたわけですが、こういう事態になって、今ストップしている状況です。

県との協議の中では29年度、大体申請の準備をして、30年度から事業を新たに着手したいというふうなところで今進んでおります。

また、反対側の部分の道路の部分であります、その辺に関しては、もう一度現地を確認して、カーブミラーとか必要な部分については検討していきたいというふうに思います。

委員（渡邊 計君） 今回もまたこの3月末の解除以降、4月あるいは5月に地域で野手上山を前のように百名山として早期にそういう行事を開催したいという要望が地域からも出ていますので、そういうことに関してよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、51ページです。飲料水確保、このことについてちょっとお尋ねしたいと思います。今資料をいただいているんですが、要は今回井戸掘削の件に関して、村民からちょっと要望あったんですが、自分のところには本管は走ってきていないと。それで、井戸掘削80万円補助いただけるものと思ったところ、水道区域に入っているということで、50万円しかいただけないと。しかし、その人のところには川を越えて持っていかないと持つていけないと。そして、滝下の浄水場のほうから回すにしても、水圧がなくて上がらないという、そういう状況において、これもう一つ小宮地区においては、蕨平に行く道路、あそこも橋を越えないと持つていけないという状況なんですが、あそこら辺の萱刈庭地域の人たちも結局水道区域に入っているために80万円でなく50万円ということで、地域住民からちょっと苦情上がってきているわけなんですが、この水道管が行っているのに水道区域となっていることによって障害が出ていると。

それで、これ東電とこの契約というか、補助金をいただくときにはどのような形で決めて、こういう金額というか、件数、そういうものを決めたんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 井戸掘削による水道の給水区域内外の件と、あと補助金を受ける件数の部分と2点でありますが、まず、1点目の給水区域でありますが、資料のほうの一番最後に、飯館村簡易水道配管図ということで載せてあります。

それで、赤い太い枠線が簡易水道の給水区域で、内側が内ということで、あと矢岳の部分については、周辺は水道がならないということで、区域外という形にしております。

それで、中にある線が配水管ということであります。

この給水区域の設定については、平成7年に簡易水道の拡張工事をするということで、事業採択のために将来を見込んで浄水場の配水池からのはるところまでを等高線でぐるっと引いたという形の図でございます。それで、その後水道管布設に当たっては、水道に加入する人とかの意向を聞きながら本管を引いていくという形で、その区域内全てまで網羅している状況ではなくて、配管をしているということであります。

今おただしにあったように、その際にやはり投資効果的なものも考慮して本管を入れるということで、川のあるところとか、大型水路とか、立地条件のやはり投資がかかるよ

うな部分、悪くて投資がかかるようなところは、村のほうからも外させていただいたというような経過もあるということあります。

それで、今回の飲料水確保事業について、国との東電なり国との話の中で、給水区域内外という部分の基準としては、やはりその計画を立てたときを基準にという話がありまして、それらを参考にしながら進めてきたということあります。

そういう中で、今おただしの内容の部分も何件か、27、28年度の中でもあったということですが、その決めた基準に沿って、今までお願いをしてきたところでありますが、やはり当時水道管を布設する経過もございますので、これらについて、もう一度検討させていただければというふうなことで考えております。以上であります。

あと件数ですが、3年前ですかね、帰村の意向調査をする中で、戻るというような方々の意向があつた方々を基本にしてはいるということであります。以上であります。

() 委員（渡邊 計君） この井戸掘削の対象として東電さんと契約した件数というのがあると思うんですが、それは何件でしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回東電さんとは覚書を交わしておりまして、その中で井戸掘削なり、水道を接続する件数としまして、そのとき決めたのは、まずは簡易水道の区域外がその当時484世帯、あとは水道区域内であって、水道に入っていない世帯が171、それらを合わせた655を基本に覚書の中で取り交わしているという状況であります。以上であります。

委員（渡邊 計君） この655件、その分のそっくりいただいていませんよね。一時東電さんから基金として来た金額は恐らくこの半分の金額で間違いないですね。

復興対策課長（中川喜昭君） 今お話ししたいたように、655世帯分は全て入っている状況でありませんが、今の現状の中で、今後進める中で、足りなければまたいただく内容になるかと思いますけれども、あと実績として残れば返還という形もありますので、それらについては、今後東電さんと詰めさせていただくという内容になっております。以上です。

委員（渡邊 計君） 私なりにちょっと調べさせていただいたんですが、この655件の対象に対して、帰還率が50%ということで、この半分の件数で東電さんのほうは基金を出したと。しかしながら、最終的にはその結果で精算すると。となれば、この655件以内であれば、東電さんは全て認めますよと。ただ、この655件を超えるとなるとまた話し合いが必要ですがということであれば、この今この結果、現在27年、28年、この井戸掘り件数から見ますと、約89件ですか、ということから見ますと、資金的にはまだまだ余裕があるのかなと。

ということであるならば、この簡易水道区域ですか、そこに入っていても本管が布設は、これ村のほうでも橋を越えるとか、そういうことは費用がかかり過ぎるので、だめだと。橋越えるだけでも3,000万円ぐらいかかるという話も聞いているんですが、そうなった場合、区域に入っていても実際水道管が来ていないようなところにはやっぱり80万円の同じ補助を出すべきではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど最初に答弁しましたように、区域内でも今までの経過が

あるということもありますので、水道管本管を布設する際に川を越えるから難しいというような経過もあったということも踏まえまして、検討させていただくということで、ですから、給水区域内でも80万円の可能性のことについても検討させていただくということあります。以上です。

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 喫飯のため休憩します。再開は13時10分といたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 定刻前ですけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時07分）

委員（渡邊 計君） 引き続き、飲料水の井戸掘削ですが、予算的にも恐らく余裕はあるし、問題としまして、これまで掘削した方々も再検討していただきたい、4月1日より再募集かかりますので、それまでに検討をお願いいただきたいと思います。以上です。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど答弁しましたように、水道の配水管本設の経過、あとは27年度からの井戸掘削の経過等がありますので、今おただしのとおり、早急に検討させていただきたいと思います。以上です。

委員（北原 経君） 大変ご苦労さまです。29年度の予算が240億円と、かなり大きな予算になっております。職員の皆さんにも今まで頑張っていただきましたが、今年度はまたより以上頑張っていただきたいと思っております。

それでは、14ページ、ふるさと納税者研修補助金200万円について、ちょっとお聞かせください。

総務課長（愛澤伸一君） までいライフ推進事業費の補助金でございます。ふるさと納税者研修費補助金ということでございまして、村では27年度からですか、ふるさと納税を始めまして、2年間にわたりまして事業を実施しているところでございます。この間1万人を超える皆さんからふるさと納税をいただきございまして、こういった皆さんを対象に村を訪れていただく機会を確保したいという趣旨でこの制度を設けたものでございます。

村においでいただける方について旅費の半額を助成をして、実際に納税をしていただいた飯館村というのはどういうところなのかというのを実際に目で見ていただきたい、なお愛着を持っていただければありがたいなと思っているところでございます。

委員（北原 経君） 本当にありがたい話でございまして、村としてもやはりそういった方にぜひ来ていただいて、村を見ていただいて、今後復興のためにご尽力をいただきたいと感ずるわけなんですけれども、この事業に関しまして、旅費の半額ということですが、例えばご寄付いただいている方に対しては大変申しわけございませんが、例えば遠くの方が少しのご寄付であっても、やはり旅費等は半額で進めていくという、そういう形のものなのか、ちょっとお聞かせください。

総務課長（愛澤伸一君） 制度要綱につきまして、現在府内で検討中でございますけれども、現在のところは、納税額にかかわらず半額を助成したいという方向で今調整を進めています。

るところでございます。

委員（北原 経君） 私一個人としましては、やはりこれ気持ちの問題でありますので、大小にかかわらずして旅費の半額というのは、私としては賛成ではありますが、いかんせん、公費でございますので、やはりその辺遠くの方が少しの寄付であっても半額の旅費が膨大なものになるということに関しましては、やはり府内でも少しお話をさせていただく内容があるのではないかと思っておりますので、そういうことで、府内でお話を進めていただくようにしてください。

それでは、16ページの防犯指導隊の活動交付金に関しまして、これ新規事業ということですので、ちょっと内容お聞かせください。

住民課長（細川 亨君） 北原委員からあった防犯指導隊活動交付金の部分でございますが、交付金としては新規の事業であります。ただ、昔から防犯指導隊は結成されておりまして、休止していたという状況でございます。

・今回村の防犯の一役を担いたいということで、昨年度から3度ほど会合を重ねまして、5月をめどに事業計画を作成し、防犯診断とか公共施設等の見回りと、そちらのほうに尽力していきたいというふうなことで防犯指導隊活動交付金ということで、今回新設させていただきました。

委員（北原 経君） これは、何名くらいで、今の見守り隊とはリンクしないという形のものの中の事業なのか、その辺ちょっとお聞かせください。

住民課長（細川 亨君） 人数は、今の区長推薦間もなくいただける方も含めまして、合計20名でやるということになっております。

見守り隊で重なる部分もありますが、防犯診断については隣戸回りまして、戸締りができるでないとか、そういうふうな部分を用紙にて皆さんのがろにお知らせしていくと。あとは、公共施設等の見回りと、そちらのほうについては、今全然休止しているような公共施設、そちらのほうの見回り、例えば集会所等、そういうふうなものを村では考えておりますが、あくまで指導隊の今後の活動計画がこれからでありますので、そちらのほうを重点的にやっていただければなというふうなことを村からお願いしていきたいなど、そのように思っております。

委員（北原 経君） やはり夜半灯とか、そういったものもありますけれども、危険箇所とか、そういう形のものにも目を配っていただいて活動していただくよう要望するものであります。

20ページのごみのカレンダー等に関する内容等に関しましてお聞かせください。

住民課長（細川 亨君） ごみカレンダーにつきましては、今各行政区それぞれに燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみの回収ということで何曜日にどの行政区を回収しますよというふうな部分のカレンダーを作成する予定で、今検討している段階でございます。

委員（北原 経君） 避難しまして6年ということで、今後解除になるわけですけれども、村外にもう出ていって、仮設住宅とか福島市内とか、そういったところのごみの収集するというところに人間がなれてしまって、6年前の飯舘村のごみの収集の仕方、出し方とか、班長さんがいて、その部分はその班長さんがきちんとまとめて、出さないものと

出していいものとか、そういうところきちんととなっていたわけですけれども、やはりこの6年間という月日がたつことによってその記憶も薄れてしまって、なかなか人も少なくなる。また、村外からも飯館村のごみの袋だったら村外からのごみも入ってきて出る場合もあるでしょうから、やはりきちんとそういったごみ出しに関しましては、要綱をきちんとつくっていただきて、やはりきちんとした周知をするということが大切だと思っておりますので、その辺のところもきちんと進めていただきたいと思っております。

住民課長（細川 亨君）　まさにそのとおりでございまして、今回各行政区で3月には総会が行われます。その総会資料にもごみの分別という部分でしっかり印刷して各戸に配布していきたいと思いますので、そういうふうな感じで対処していきますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員（北原 経君）　それでは28ページ、災害弔慰金の支援事業に関しまして、これ何年か続いた事業ですけれども、ここ2年前くらいからの実績、また、出ました件数とか、出てきました件数、どちらくとも、その辺ちょっとわかりましたらちょっと教えてください。

健康福祉課長（但野正行君）　27年からのデータでございますけれども、27年ゼロ件、申請ゼロ、あと28年度、現在今1件申請出ております。今月末に審査会を開く予定でございます。27、4件で、採択というか、該当される方はゼロでした。28が今1件で、今月末に審査会が開かれるという状況です。

委員（北原 経君）　この審査委員、私ずっと何年かこの問題に関しましては、因果関係がなくて通らないということで、歯がゆい思いをしてきました。5名の方でしたか、ちょっと審査委員が村でもお願いしているわけなんですけれども、間違いなくといってならないほど、ここで言い切れるくらい通らないです。津波で亡くなった以外は通らないと言って過言じゃないことぐらいのことなんです。500万円は、これそれが通った場合においての予算措置だと思いますけれども、全くこの75万5,000円というのは、私は今年度またこれ出てきたんですかというぐらい無駄な金だと思っているんですけれども、その辺どうお考えですか。

・ 村長（菅野典雄君）　この死亡弔慰金ですか、災害弔慰金、それぞれ新聞で各自治体のが出てきます。そうしますと、確かに自治体によって若干の差はあるな、こういうふうに思つてきました。ただ、私たちは一番最初に5人の審査の委員にお願いをしたところずっと来てますので、途中からどうもどこどこの自治体はもうちょっと緩いようだよ。緩くしてという話にはなりませんので、やっぱりもう一回委ねた以上は委ねたままと、こういう形で来ているところであります。

やはり、1年あるいは2年近くまでは関連だなというのがあったんですが、それ以降はなかなか関連づけるのは難しいと、こういうような判断が下されているようあります。

そういう中で、今回こうしてまた予算をとったのはいかがなものかということなんですが、まるっきり予算とつていませんと、万が一何かそういう可能性があったとした場合に出せないということになりますので、結果的にはゼロ円になれば、また戻すというようなことで、上げざるを得ないというか、上げるのがやっぱり行政としての責任だろうと、こういうことでありますので、何とぞご理解をいただければというふうに思ってい

ます。

なお、500万円というのは世帯主の場合、そして、家族の場合は250万円と、そういうことの中で、これまでにも46人でしたか、該当させていただいているところであります、審査委員のお答えを待って、もし出ましたらばこの予算から出させていただくと、こういうことになりますので、予算上は上げさせていただきたいというふうに思っております。以上であります。

委員（北原 経君） それでは、52ページの民家園の修繕工事3,094万2,000円ですか、これは鋼板製、カヤぶき屋根じゃなくて鋼板製とかという、ちょっと説明を受けたんですけれども、それについてちょっとお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 民家園の修繕工事の分でございますが、管理できなくなりまして6年になるということで、中の状況が大分もう屋根のカヤが落ち込んでいたり、あとはふすま等も大分変形してきているということで、今回村民の森全体の観光の再開に向けてということで、改修を行うという部分であります。

それで、今カヤぶき屋根の自体もうかなり傷んでおりまして、溝ができている状況だということで、改修に当たっては、屋根の骨組み、本体から全てカヤで交換せざるを得ないような状況になっているということです。それで、復興庁のほうでも交付金事業ということで、改修に向けていろいろ協議をしてきたところであります。それで、まずは、民家園の今後の維持管理も含めながら検討するということにしてきて、多分にして9年くらい前に一度中間までカヤを交換している状況もあったんですが、そのときの業者の方に話を聞きましたら、カヤを刈って2年越しでやっと改修ができる状態だというふうな話を聞いております。

今後の管理の部分でカヤぶきに再度戻すことによって、維持管理、週に2回くらいは、2日くらいはいろいろいぶすとか、そういう管理も出てくるということで、府内で検討した結果、鋼板製、イメージ的には今のまごころのちょっとこんもりしたようなカヤぶきにしていた鋼板製の屋根がありますが、ああいうものではどうなのかということで、それで見積もりをとったところ、やはりカヤぶきのほうが1,600万円ほど改修にかかると。多くかかるという部分がありまして、村としては鋼板製はどうかということで、今回復興庁との村の方針を決定したことで協議をして、この金額で今計画しているという状況であります。以上であります。

委員（北原 経君） 飯館村が皆さん避難されて、それで歴史的建造物といいますか、百年代のカヤぶきの屋根が東京電力の賠償によって解体、あと環境省の事業でもって解体されております。

大変村の財産がなくなりました。私の部落にも本当に少ないので解体されようとしたりしております。村でいいの沢の今の民家園くらいは、ぜひカヤで残していただきて、歴史を後世に伝えて、こういったものだということを見せてあげるためにも私はこの鋼板材というものに関しての屋根のふきかえは反対であります。

やはり、本物の大正時代、昭和の初期の時代の姿のものをそのまま伝えていくというのが民家園の本来の姿だと思っておりますので、それを府内でもう少し考えていただき

たいと思いますけれども、どうでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 全く私も同じ気持ちなんですが、これどうなるかわかりませんが、かなり公共施設の維持管理経費というのが心配されるわけです。ですから、できるだけ後年度に負担を少しでも軽くしていくということからすれば、カヤぶきは今担当課長が話したように、何年かに一遍は必ずふきかえ、半分ふきかえして、またふきかえするというローテーションで経費が、この前多分半分ふきかえして900万円ぐらいかかったのかなというふうに思いますが、それがやはりまた7年、8年に一遍ぐらいずつ繰り返して出てくるということもありますので、できれば後年度にできるだけ維持管理経費を少なくしていくということから、鋼板ぶきがいいんじゃないのという、府内での結論だったんです。

ですから、確かにそういうものを残すことは大切だというふうに私も思いますが、今私がお話ししたような事情もあって、費用対効果で見られない部分だと思います。それは見られない部分だと思いますが、少しでもそういう形で維持管理経費を少なくしていくということからすれば、やむを得ない鋼板ぶきへの改修ということなのかなというふうに思っていますので、できれば、ご理解はできないでしょうけれども、そういう思いがあるものですから、ご理解願えればと思います。

委員（北原 経君） 国の事業、ちょっと私も勉強してこなかったんですけども、何かの文化財か、そういった歴史的なものに関しての補助か何かできていたような気がしたんですけども、その辺に関してちょっとお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の民家園、あとそのほかの管理等々の修繕の部分については、全て国ほうの過疎化交付金対応ということで、それで、過疎化交付金の基本となるものは、管理ができなくなつて壊れて使用するに耐えられないものは同等のものまで修繕ができるという形になっております。そういう意味では、今回カヤぶきまでという部分もあったんですが、やはり国ほうもそれと比較して安いほうでという話になった経過がございます。

あとまた、文化財関係になると、多分文部科学省関係になるんですが、この民家園は、文化財等に指定というふうな部分にしていませんので、一つの公共施設という扱いのものですから、過疎化交付金のほうで対応させていただいたということあります。以上であります。

委員（北原 経君） 今後何年か過ぎればもう一回カヤぶきのふきかえというのかなんか、となるんでしょうけれども、やはり今のときはまずはカヤぶきでふいていただいて、その後何らかの形をとるとしても、今回はぜひカヤぶきでふいていただければ今後村を思う人の気持ちも考えて、そうするべきと思うものであります。

次に、53ページのセンター地区公園整備基本設計業務に関して、2,000万円のその内容につきましてちょっとお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 53ページのセンター地区公園の基本設計業務でありますが、昨日の予算説明の中で話しましたが、いわゆるパークゴルフ場に向けての公園化の公園整備の基本設計ということで考えさせていただいているということあります。

それで、パークゴルフ場の部分について、議会の皆様方にもご心配いただいておりますが、なかなか国のほうの交付金事業ではゴルフ場という、パークなりグラウンドゴルフト、ゴルフつくものについては、交付金事業が該当するものがないということで、いろいろ国の方とも話したり、あと村の駐在している復興局の方とも相談したんですが、パークゴルフ場という名称での設置をする交付金はないということでありまして、村としてはまずはじや公園化的なものを考えながら、将来考えていたらどうかということで、今回この公園整備という名前で設計業務を委託するという内容でございます。以上であります。

委員（北原 経君） 議会のほうにもパークゴルフの要望書が上がってきました。村に戻ったら健康づくりのために飯館村でパールゴルフをしたいということの強い要望でしたので、大変いいことだはと思っております。

それで、この事業がパークゴルフということでは国の事業がないということも理解をしております。公園という整備事業というものに関して、今後事業をセッティングして予算をいただくとしても、やはりこの公園となりますと、公園があつたすぐ近くにはこの公園というのがつくられないという縛りが出てくるのではないかと思っております。

何カ所かの予定地というか、まだ選定はしていないですけれども、選定というか、何カ所かは出たと思っています。私もこの前ちょっと調査してきました。議会でも。この事業を使ってしまうと、例えあそこに公園が既存のものがあって、今度今それ手かけているから、すぐ近くにこの予算のものがつくられないという、そういうものは出てこないのか、その辺お聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 今お話しのとおり、ここに公園整備ということで上げておりますが、今パークゴルフ協会の方々と場所を見る中で、一番いいのが除染の客土に使う土どり場、中学校の裏手の部分がいいのではないかというようなことで、そこを場所としてイメージしながらおるわけなんですが、その芝生、公園という部分も復興交付金で該当するという担保はまだとっていない状況であります。

やはり、今の学校関係のスポーツ公園の改修とあわせたり、そういう部分で今の交付金の部分では大丈夫だというふうな話をいただいているので、また違う補助金等を模索しながら、今現在いるということで、今考えているところでございます。

今そのような状況で動いているということであります。以上です。

委員（北原 経君） このパークゴルフというのは、やはり余り平ら過ぎてもつまらない。かといって、またつくる場合において、土地を取得するために膨大な金がかかる。これ何カ所か出ている中には、いろいろな問題が出てくると思います。

それは、何コースになるかわかりませんけれども、やはりまずは土地を取得するためにお金がかかるという分野と、あと落差のあるコースをつくるために、工事費、例えば土をダンプでいっぱい運んできてつくらなくちゃならない場所、それも必要じゃなくて、地域を生かして、立地を生かしてつくる場所と、いろいろなものが絡んで、最終的にその場所が選定されるわけですけれども、その前に、その公園というものに対しての隣接していれば、これはだめなんですという、そういう縛りができてしまっては、その選定

するものに対して狭いものになってしまいますので、やはり今課長言ったように、また別の予算があるんだったらそれを模索していただいて、それで縛りのないまみんなで話し合って、やはりここでしようというものを、最高のいい場所を選ぶためには、まず縛りを外すような形から進めていっていただければいいんじゃないかと思っているわけです。以上です。

復興対策課長（中川喜昭君） 今北原委員おっしゃるとおり、いろいろなパークゴルフ場以外でも公園でもそうでありますけれども、まずは、その場所の選定に当たっては、やはり皆さんとの協議の中で選んでいかなくちゃならないのかなというふうに思っております。

それで、やはりそこに前段で来るのが、やっぱりそこの土地、また民地であれば土地購入とか、あとは造成に係る工事費とか、そういう部分が出てくると。やはり、そういうものも踏まえながら、事業は計画していかなくちゃならないかなというふうに思っております。

そういう意味では、今のところ土どり場という部分で村のほうでは考えているところでありますが、幸いにしてあそこは村の土地と、あと民地1人の方いますが、これも村に売っていただけのような形で、相続関係の今手続中ということで、今なっているところであります。またそのほかに候補地もいろいろあるわけですが、農地だったり、そういうところもある。あとは、道路改良に伴ってのなかなか規制がかかって、農地をなくすことができないという地区もあったりしまして、そういうところをやはり検討しながら考えていかなければならぬかなというふうに思っているところであります。

改めて、今年28年度でパークゴルフ場の基本計画策定ということで、今現在業者のほうに業務を委託しておりますが、それらが24日までという工期の中でありますけれども、それらを踏まえながら、さらに検討させていただければと思います。以上であります。

委員（北原 経君） それでは、59ページの学力向上推進事業の補助金で240万5,000円ですか、その内容についてちょっとお聞かせください。

教育課長（村山宏行君） 59ページ、学力向上推進事業の補助金でよろしいですね。こちらにつきましては、主に漢検、英検、数検、こちらの検定料の助成ということで考えております。

75名の3回分ということで、1回当たり3,000円程度と、そんな考え方であります。

委員（北原 経君） 漢検、英検に力を入れて事業を行うということですけれども、この前全国の検定で2団体にわたって岩手のほうに研修に教育委員会の方々も行ってきて、私どももその後で行ってきた経過がございます。

花まる学習は大変いい事業だと思っております。その花まる学習にも学力、今後この学力向上、やっぱり特色ある学校として飯舘の学校を上げるには、こういったものが物すごくよくなるんだという、ひとつやはりご父兄の方もそこに上げて、子供さんもそこに行きたいというくらいの、やはり出口を見た考え方でもって、この前岩手で研修してきたものに関しましては、この辺の学力向上が少し入っているのかなんか、ちょっと聞かせてください。

教育長（中井田 榮君） きっと秋田の東成瀬の研修かと思いますけれども、あそこの研修の

ときにやっぱり東成瀬も飯館のように、山間の学校で人数も少ないというふうなことで、スクールバスで、バスで通っているというふうなこと也有って、バスまでの時間を利用しながら、村で学習塾をやっているというふうなことも勉強しました。

それを受け、いろいろ研修をしながら、お茶の水の花まる学習塾、そこに研修に行って、今回30年の4月の学校再開に向けて、今ほど委員からもお話があったように、やっぱり魅力ある教育内容を今から準備していければというふうなことで、29年度の当初予算に今回1,155万6,000円というふうなことで花まる学習塾、学習指導事業業務というふうなことで上げておりますけれども、これは、花まる学習会の塾を村のほうで取り入れてやっていこうというふうなことで上げております。

(一) 内容を申しますと、学力向上ではありますけれども、とにかく自分たちが話し合ってまとめて発表する力といいますか、東成瀬なんかでも勉強してきましたけれども、そういう力を育むというんですかね。そういうふうな教育内容にしていければというふうに考えております。

委員（北原 経君） この前研修させていただきましたとき、やはり常にその問題に対して発言をさせる。話し合いをする。そういうものがやはり人の前でもお話してもおどおどしない。また、人の話も聞くことによって脳の活性化もよくなつて進んでいくという、あの辺を私感心してきました。

花まる学習の中にもそういうものを取り入れていただいて、学力向上のために進めていただきたいと思っています。

教育長（中井田 榮君） おただしのとおり、そのような形でやっていきたいというふうなことで、今回当初予算を上げさせていただいたわけであります。

既に飯館の場合は、歴代校長なりアドバイザーの方が飯館型授業スタイルというふうなことで、やっぱり同じようなことをやってきたんです。実は、課題を整理をして、そして子供たちに話し合いをさせて、そしてまとめて発表するというんですかね。その発表する力を授業の中で取り入れながらやってきたわけですけれども、今年はこの花まる学習会を入れながら、さらにそれを徹底しながら進めなければなというふうな考えであります。

先ほど学力の調査の話も出ましたけれども、小学校は6年生の学力で全国の平均よりも上回っているというふうなことがあります。中学校も全部ではありませんけれども、県平均よりは上回っているというふうなことで、いずれもこういった飯館型の授業スタイルをずっと10年来近くやってきた成果がだんだんと出てきているのかなというふうに考えております。

委員（北原 経君） 全国平均を上回っているということは大変すばらしいことです。

この前2回にわたって研修を、2団体にわたって研修させていただきました。私、そのとき感じたことは、やはりその場で末端に頑張っていただいている先生方に行っていただきたいというのが本音でした。その辺を要望いたしまして、回します。いいです。

委員長（飯樋善二郎君） ほかに質疑のある方。

委員（菅野新一君） それでは、ナンバー6の11ページ、岐阜県の白川村との交流事業なん

すけれども、どのような計画になっていますか。

村長（菅野典雄君） 岐阜県の白川村とは「日本で最も美しい村」連合で、以前一緒だったわけですが、村長さんがかわられて、白川村は抜けておられます。

ただ、かわられたことによってということなのかどうか、あちらのほうからぜひ白川村に子供さん方来ていただけませんかという話がございました。子供さんのいろいろそういう問い合わせは結構ほかもあったものですから、松本市であったりとか、いろいろありましたので、年配の方をお願いできませんかという話をさせていただきました。

その結果、わかりましたということで、3年間、二十数名ずつということで、ほとんど向こうがお迎えに来、そして送ってくるということで、3泊4日ということで、3年間ということだったんですが、だんだん人気が出まして、人数がふえまして、4年間に延ばしていただきました。

これからどうしますかねという話をしたんですが、向こうはまだつながりを持たせていただければという話でした。ありがたい話です。ということで、まずは、こちらのほうから行くか行かないかというのはまた向こうの予算でありますが、向こうの人たちも飯館村に行ってみたいという話も行った村民から聞きましたので、こちらのほうもやはりある程度予算をとらせていただいて、二十数名いつでも来ていただければということに必要ではないかと、そんなようなことで今回予算をとらせていただきました。以上でございます。

委員（菅野新一君） これは、計画としていつごろの予定していましたか。

村長（菅野典雄君） 向こうは、どちらかというと秋のお祭りにお招きをいたしましたというのが多かったようですが、こちらからはいつごろにするかはまだ決めかねていますが、向こうの事情などもご相談をさせていただいて、夏がいいのか、秋がいいのか、まさか冬はあちらのほうは雪が1メートルも2メートルも降りますから、雪は沖縄の人たちかなというふうに思っているところでありますので、その沖縄の件も今回は上げてしまわなかつたんですが、読谷村という村、もうずっと子供たちが世話になっています。ということで、これから向こうとの相談によりまして、場合によっては補正予算で、来たいという話もありますので、その節はというふうに思っています。

今のところ、時期としては、これから相手とのご相談次第です。以上であります。

委員（菅野新一君） それで、12ページなんですけれども、けさほどからちょっと深谷復興拠点整備事業の全体的な部分で、村がもちろん事業主体となるんだと思いますが、そのほかにコンビニや多目的ホール、花卉栽培施設、軽食食堂、いろいろもろもろなところ、場所が出るんであって、全てがこれ花にも30人とか、ハウスにも30人が使えるとか、道の駅は10人でやるとかと、そういう構想はまだないんですか。

総務課長（愛澤伸一君） 今のところ、「までい館」のほうでございます。「までいガーデンビレッジいいひたて」というところに今運営をお任せしたいということで、今検討を進めているところでございますが、そちらの事務員さんは数名かなと。あとは、その中で、会社の中で施設を運営していく上でアルバイトさんを何人雇用されるのか、あるいはコンビニのところで、コンビニはコンビニでまたそれなりに開店時間が長うございますの

で、交代の人員も含めて10名から十数名程度の雇用が必要になってくるのかなというふうには思っております。

さらに、花卉栽培施設のほうでの花卉の調整の方も必要になってまいりますけれども、そこにつきましては、今後また施設の規模やら、つくる花の状況等も踏まえて、なお検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

委員（菅野新一君） もちろんコンビニが個人業者が入らないということで、村経営になるというような状況は全協で聞いておりますけれども、それで、全てが村の人たちが携わって経営するという方式なのか、それとももちろん「までい企業」とか、いろいろな会社が入ってきてやる。あと、村が80%の出資で、あとほかの企業が10、10とかと分けるという状況なのか、その辺お伺いします。

村長（菅野典雄君） 一応今のところ、村が50%、それから三重県の植物園が35%、それから「までい企業組合」が15%ですか、ちょっと失礼いたします。それから、ちょっと計算あれですが、最後に5%が地元の10人ぐらいの深谷地区の皆さん方がこれから入ることになっております。

そこで、先ほどの会社を設立をして、そこが運営していくということで、現在のところ、その会社のいわゆる従業員といいますか、職員といいますか、形では多分4人ないし5人ぐらいは必要だろうというふうに考えているところですが、今のところ現在のところ2人だけが今準備にかかっていただいているということです。

そのほかは、いろいろなところでやはり、先ほど総務課長が話しましたように、多くの人たちがかわっていくと、こういうことでありますので、村が直接ということではございません。あくまでもそちらで、その会社のほうなんですが、ただ、少なくとも村も50%出していますので、責任はあるわけであります。まして、なかなか道の駅がそう簡単に黒字経営ということにそう簡単にいくというふうにも考えられませんから、しっかりとやっぱり知恵を出したり、情報を出したり、この前、先ほどご質問にありました佐川さんも早速きのうはふるさと納税の会社をやっている方、いわゆるそういうところから何かこれから情報発信なり、あるいはほかの商品を飯館村に持ってくるという話はできないのかと、そんなことも助言をいただきながら、ふるさと納税を今担っていただいている会社との打ち合わせも一緒にしたところであります。

ということで、これからでありますか、これからといつても、もう8月間もなくでありますので、精力的に村もかかわりながら、「までい会社」がしっかりと経営をやっていくような形にサポートをしていくと。応援をしていくと、こういう形になろうと思っております。

委員（菅野新一君） それで、この全体の中で、けさ資料いただいたようなんですけれども、「までい館」の備品の中で、ブロンズ製彫刻2体、「までい館」用テーブル、これは備品ですからいいですけれども、そのブロンズ像というのは、どこで1体から2体にふえたのかななんて一瞬錯覚するんだけれども。

村長（菅野典雄君） まず、道の駅、先ほども申しましたように、非常に安閑とした経営というふうには思えません。あらゆるところに道の駅があります。きょう実は、国見の町長

さんがお昼休みに来て、あそこは5月にオープンということで、もうかなりでき上がって、すばらしい形になっています。規模も飯館村の3倍ぐらいの規模であります。したがって、そう簡単ではない中でどうやはりほかの道の駅と区別化、差別化をしていくかというところが大切ではないかと。

私たちの村は、幸いに道の駅の裏に物すごく広いスペースがありますので、そことの兼ね合いをこれから2年がかりでやっていきたいというふうに思っていますが、その中の一つとして、実はシンボル的なことが必要だろうということで、この資料にもありますように、一つは、大きな形で皆さん方にわかるような、なお、作者は公民館にあのブロンズ像を木彫をつくっていただいた静岡県の伊東市の重岡さんという方の作品でございます。

1つというふうに考えていたんですが、後々考えましたらば、やっぱり道の駅に来て、一緒に写真が撮れる場所がやっぱりあることが必要ではないかということになりました。ただ、道の駅でトイレに入って、食べて、買ってというだけではなくて、ここで何か一緒に写真を撮りたいなという、そんなこともほかとは違うところではないかということで、一緒に写真を撮れるブロンズ像も後から頼ませていただいたというのは、この2基のブロンズ像であります。

なお、金額的には非常に大きいわけですが、全てふるさと納税で6億数千万円入っている中のものでこういうのをやりますよという話をさせていただいて集まったお金からということになりますので、その人たちの意にできるだけやっぱり沿う形ということでの今回計上させていただいたところであります。

委員（菅野新一君） これ、民間が35%の割合で出資割合が入っていますけれども、村の商工会ということも考えてよろしいですか。

村長（菅野典雄君） 商工会、農協、もちろん本来は入っていただきたいんです。残念ながら、これまでにもいろいろアタックはしましたけれども、なかなか好意的ではなかったということで、こういう形になったということであります。

ただ、出資は大体満杯になっています。いや、もちろん足すこともできるだろうと思いますが、これから可能性としては、ゼロというわけではない。特に、農協などがどういうふうにかかわって產品をやるかという形で、道の駅が非常に発展しているということもあります。また、やはり地元の商店の人たちがいかに活性化を図るかということで、それがそういう任意団体が頑張っていただいているというのもあります。

ところが、今のところはなかなかどちらも足は踏み出す余裕はまだできていないということになりますので、これから課題ということもありますけれども、この内容についてあります。現在のところは、今のような出資割合の中で力を合わせてやっていくと、こういう形になります。以上であります。

委員（菅野新一君） 質問を変えます。

それで、14ページの飯館村までいな心と復興事業補助金、村民が主体となって継続的に事業を実施する団体、この事業は、上限200万円になっていますけれども、この内容というか、お聞きしたいと思います。

総務課長（愛澤伸一君）　までいな心の復興事業でございます。以前に全協の中で一度ご説明しているかというふうに思ってございますが、住民の皆さん、住民団体がみずから村づくりにかかわるような事業をする際の補助金ということで、新たに創設されたものでございます。

行事、村民自身が参画して活動する機会を創出するため、多くの村民や地域住民との参加を得て継続的に実施する取り組みであることというような要件になっておりまして、行事やら、ソフト事業が多いのかなというふうに思っているところでございます。

既に1月から住民の皆さんに募集をかけておりまして、現在8団体ほどから打診を受けているところでございます。

委員（菅野新一君）　わかりました。

15ページの下のほうの携帯電話の不通話地域解消事業なんですけれども、これ前乗は現在やっていますけれども、滑地内は26万円の予算ということなんですけれども、これどういうふうに区別しているんですか。

総務課長（愛澤伸一君）　申しわけありません。きのうの説明の中でも一度訂正させていただいておりますが、佐須、前乗というのは間違いでございます。これは28年度の事業でございまして、佐須、滑地区でございます。大変申しわけございません。（「終わります」の声あり）

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　暫時休憩いたします。再開は14時15分といたします。

（午後2時05分）

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時15分）

委員（相良　弘君）　相良です。それでは、質問いたします。

資料ナンバー3番の25ページなんですけれども、その中の清掃手数料のごみ袋です。これは、仮設住宅からも大分不満が出ていて、今回3月31日で避難指示が解除されます。ほとんど避難していると思うんですが、今まで避難先では市販のごみ袋でよかつたということで、飯館村はお金かかるんだものなということで、大分そのような声が聞かれますが、4月1日をいい機会として、これは市販でもいいような方法はとれないのでしょうか。

住民課長（細川　亨君）　ただいまの質問は、一般廃棄物処理手数料の燃えるごみ袋、燃えないごみ袋の件だと思われます。市販の袋でもいいのかという話ではありますが、なかなか、村のほうで45立方というふうな袋を準備しまして、ごみの減量化に取り組んでおるところでございます。

そういうふうな観点からも、何でもいいというふうな状況ではなく、少しでもごみの減少化に役立っていくためには、こういうふうな指定のごみ袋を使ってもらって、少しでもごみを少なくしていただくというふうな形を持っていくのが一番いいのではないかということで、ずっと取り組んできた部分でございますので、今後ともよろしくお願ひ

したいと思います。

村長（菅野典雄君） 今ご質問がありましたように、私もあちこちで懇談会で聞かさせていただいています。基本的に、飯館村は避難に遭う前はほかの自治体よりもいち早く、いわゆる循環型社会というか、環境に優しいという形をとってきたところであります。

ですから、かなり分別も幾つかに分かれてということあります。その中で、どういうふうに組み立てるかといいますと、いわゆるみんなでそれぞれ一役、二役を担ってということでありまして、我々が例えば缶とか瓶とか、こういうものを出しますと、それが地元の老人会が区分けをするという形で、そこにいわゆる老人会の皆さん方、全てが老人会ではありませんが、そのお小遣いになると。その循環をつくってきたものですから、やはりかなりごみ袋が高いと、こういうことになってきているということあります。

ただ、ほかの自治体と比べますと確かに高いということですし、これからその循環ができるかというと、なかなかそうはいかないのではないかというふうに思っていますので、もう一度全体としてこの価格が適当かどうか、あるいはもっとやっぱり下げるべきではないかという話も私なりに考えは皆さんの方を聞いてありますので、今後の課題にさせていただきたいと思いますし、そう遠くない時期にやはり結論は出していかなきやならないなど、このように思っています。以上であります。

委員（相良 弘君） それでわかりました。仮設住宅等にいる人たちの代弁をしたわけでございます。

続いて、同じ資料3の185ページ、午前中に高野委員が質問されたと思うんですが、ちょっと違った視点から質問をしてみたいと思います。

村の職員数ですが、79名いるということですが、それのいわゆる管理職と言われる数はそのうち何人かお尋ねしたいと思います。

総務課長（愛澤伸一君） ちょっとお時間をいただいて申しわけありません。どうも失礼しました。

三役を除いて15名でございます。

委員（相良 弘君） 管理職の人数をお聞きしたのは、皆さんよくご承知のように、現在は国でも女性の管理職ということで大分進めているようであります。県内の市町村でも福島県庁はもとより、福島市あるいは目標を定めて取り組んでいるようであります。例えば、この間新聞を見たところによると、福島市では3%から4%で推移していると。今後プロジェクトチームをつくって、もう少し目標を掲げたいという話が出ておりました。

飯館村も3月31日で避難指示解除されて、4月1日から新年度を迎えますので、やはり男も女も男性も女性を一緒になって復興に進めていかなければならぬと思いますので、村ではそう意識的に女性を登用する気があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 全くそういう時代が来ているというのは、もう十二分わかります。で、意識的に登用するとか登用しないとかではなくて、適材適所という中で配置をさせていただいているんですが、どちらかというと、やはりスタートのときから女性はこういう仕事だよ、男性はこういう仕事だよという、そういう区分けができるだけしないでいくことがやっぱり次の世代の管理職という形になるのではないかというふうに思っています。

して、その辺は大変意は用いているつもりであります。

ですから、今係長職は大変女性が多いです。ですから、その中から必ずいざれ管理職が出ると、このように私は思っております。以上であります。

委員（相良 弘君） 資料ナンバー6番の12ページであります。

この中で、新春村民の集い実行委員会と、あと新婚生活支援事業が合わさって892万円の予算計上してありますけれども、その内訳はどうなっているかお願いしたいと思います。

総務課長（愛澤伸一君） お答えいたします。ここ済みません。1欄になってしまいまして申しわけありません。新春村民の集いでありますが、現在700万円を予定してございます。

新生活支援事業につきましては、192万円ということでございます。

委員（相良 弘君） 新婚生活の支援事業は192万円だということですけれども、この新婚で1世帯24万円というのは、いつ結婚してもいいのかどうか。例えば何月から結婚した人を対象にするとか、その辺がわからないものですから、よろしくお願ひします。

（ ）

総務課長（愛澤伸一君） この補助金でございます。29年度から始まります新しい事業ということでございますけれども、対象となりますのは、平成29年4月1日以降に結婚した方ということで、年齢要件はございません。お二人とも飯館村の住所をお持ちの方で、基本同居されておられる方ということでございます。

所得要件がございまして、前年の所得、世帯で340万円未満の方に対して、こういう方が住宅を取得される、あるいはアパートに入るといった場合の引っ越しの費用について、1世帯当たり24万円を助成しますという、こういう制度ということになってございます。

委員（相良 弘君） 4月1日以降ということは、3月の末に結婚した人は該当にならないということだと思いますが、公務員なんかの場合は、役場も同じなんだろうと思いますけれども、扶養手当を支給する場合、事実上結婚生活をしている者も支給されるだろうと思うんです。その場合に、実際に婚姻届けを出していない者はダメということでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 現在は、そのように、いわゆる事実婚というのも世の中ではございますけれども、この制度では今のところきちんと住民票を婚姻届を出して村に住民票を持っておられる方ということを対象としてございます。

村長（菅野典雄君） この事業は、実は国のこの担当の人とちょっと飲む機会がありまして、こんな事業がありますよという国からの、官僚からのお話を聞いて、ほかの首長もびっくりしたところであります。え、そんなのあったんですかという話で、いろいろ細かく担当に聞かせましたら、こういう事業ということで、全く村独自の事業ではなくて、国のこういう時代だからということで、低所得者の方にはいろいろ引っ越しや何もかかるでしょうからということでの事業ということありますので、その制度の中でということでありますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

何か村のほうでは、もしかしたらば、三、四件ぐらい該当するのではないかという話があったので、それではやっぱり予算はとつて、少しでも国の事業とはいえ、対応してあげなければならぬなということであげさせていただいたと。

何かとつぴに出たような事業に名前が出ていますが、そういう事情でございます。以上であります。

委員（相良 弘君） それでは、資料ナンバー6番の53ページお願ひしたいんですけども、この中の観光費で相馬野馬追執行委員会のほうに予算が計上されております。ご承知のとおり、野馬追いは国の無形文化財でありまして、ただ、飯館だけは今までずっと参加しておりませんでした。いろいろ事情があったと思います。ただ、参加していなくても、村民はいろいろな郷にまざって何人か参加しております。ほかの町村では出た人には参加の助成金が出るわけですけれども、飯館の場合、例えば個人に対して5万円なり10万円なりいいんですけども、その助成金は計上されていないわけですけれども、それは勝手に出ろということなのでしょうか。お伺いします。

復興対策課長（中川喜昭君） 53ページの相馬野馬追の執行委員会の負担金の部分からの飯館村から騎馬隊のほうに入っていく方々への助成という部分でございますが、前を見ますと、やはり中ノ郷のほうの組に村内の方五、六人が出たとか、その年に五、六人が出たとかと聞いていた状況もありますが、その時点でもまだ助成という部分はなかったということであります。

今後参加するという部分が可能性があるのかなというふうに思っておりますが、今の段階ではそういうふうに野馬追に参加される方についての助成という部分は検討してこなかつたというのが本筋でありますので、今後またちょっと検討させていただければと思いますが、すぐさま助成の内容がすぐ出るという部分ではちょっと期間がかかるかなというふうに思っております。以上であります。

委員（相良 弘君） 人数的にはさほど多くはないとは思うんですけども、野馬追に関連する町村は、野馬追の日は休日にしております。そのくらい一大イベントで、国が指定する文化財だということでお祝いするわけですけれども、この野馬追に参加する場合には、結構馬を借りたり、いろいろな費用がかかるわけですけれども、その辺はやっぱりその意気に感じて出場するわけですから、予算がきついのはわかるんですけども、幾らなりとも助成してやれば喜ぶのではないかなど私は思ったわけです。

それで、野馬追近くになりますと、新聞紙上でも野馬追の特集が出ます。それで、太田郷はどうだ、標葉郷はどうだ、最後には飯館は事情により不参加と。必ずその文句が出てきます。それは、「事情があつてしまつがないとは思うんですけども、参加する村民に対しては、少しなりとも助成があつてもいいんじゃないか」と。予算計上してもいいんじゃないかなと思って私質問したんです。

村長（菅野典雄君） これは、同じ野馬追の一役ということでの負担金ということで出させていただいているんですが、多分1,000万円ぐらいの事業費での野馬追がやられているというふうに思っています。いわゆる出場する方、ほかの郷で出場される方が幾らかはわかりませんけれども、出場手当を出すというのがいわゆる野馬追の委員会から出るのではなくて、自治体が独自に出しているということになれば、もし飯館村から騎馬として出るということになれば、それはやぶさかではないというふうには思っています。

確かに以前は3頭とか4頭、の方との方が出たんだという話はいたいでいました

が、今はちょっと私聞いていないものですから、今も野馬追には1体なり2体なりが出ていらっしゃるとすれば、いろいろ内部で検討しなきゃならないなというふうには思っていますし、これから出るであろうということがわかれれば、それはそれでほかの自治体並みになるかどうかはわかりませんが、出すこともやぶさかではないのではないかと。応援してあげたいなど、こんなふうには思っていますが、今のところちょっと役場のほうには出場されるという話はなかなか耳に入ってこないというのと、ほかの自治体はどこからその出場手当を出しているのかというところがちょっと情報としてこれから得たいというふうに思っているところであります。以上であります。

委員（相良 弘君） ほかの自治体は、各自治体から直接本人に支給するんじゃなくて、その地域の騎馬会とか、そういうところにして、そこから本人に支給するというのが多いようです。

今までどっちみち村からは助成金はもらえないんだからといって、もう諦めがちで、いまだかつて出たことがないので、そんなこともあるかと思います。もし予算計上、補正でも何でも幾らかでも出れば、それを広報かお知らせ版かで出せば、きっと何人かは手を挙げるんじゃないかなというふうに思っております。

村長（菅野典雄君） 最初から予算とるというのはどうか、ちょっとわかりませんので、手を挙げていただければ、6月の議会に1人なら1人、3人なら3人という形で上げるというようなスタイルでお願いできればというふうには思っているところであります。もしそうなればですね。以上であります。

委員（相良 弘君） これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

委員（松下義喜君） 何点か質問します。

それでは、11ページのキャラクター製作着ぐるみ1体製作についてお伺いしたいと思いますけれども、このキャラクターをつくって、今後どのようにされていく考えでいるのかお聞かせ願いたいと思います。

総務課長（愛澤伸一君） このたび外の方からお話をございました、2年ほど前でしたか、子供たちの議会、飯館村みらい議会ということで、小学生のほうからご提案をいただいたおりましたゆるキャラをつくって、村のPRにというふうなこともございましたものですから、そんなことで、今回よい機会ということで予算を上げさせていただいてございます。

村のイメージアップ、PRにさまざまな場所で活用していきたいというふうに思っておりますが、当面としましては、8月の「までい館」のオープンに何とか間に合わせるような形で、そこからスタートできればと。あとは、各種イベントの中でそれぞれ有効活用していくことができるのではないかというふうに思ってございます。

委員（松下義喜君） 最近3月31日の避難解除を前にして、各市町村がまた飯館村がかなりクローズアップされている中、このキャラクターは、村公認というふうな形で取り上げてよろしいんでしょうか。よくふなっしーなんか、船橋の公認でないとか、そういう問題も出て、結構騒がれていたようですが、その点お聞きしたいと思います。

総務課長（愛澤伸一君） 村の村民の皆さんのが税金を使ってつくるものでございますので、こ

れは村の公認のキャラクターということになるかと思います。

委員（松下義喜君） そして、イベント等にお使いをしていく中で、今後維持管理は新たに村がしていくというふうな捉え方でよろしいんですか。

総務課長（愛澤伸一君） 長期的なことまで何も決まっているものではございませんけれども、村でつくったものですから、管理につきましても村でやっていかなければならないというふうに思っております。

委員（松下義喜君） わかりました。ぜひ飯館村を売っていただきたいものだと。

変わりまして、16ページの防犯巡回パトロール業務ですけれども、これ見守り隊だと思いますけれども、例年どおりなのか。また、どういうような業務をしていくのか。細かくご説明いただきたいと思います。

住民課長（細川 亨君） おただしの件は、見守り隊の業務でございます。28年度とほぼ同様の事業を展開していくということでございます。

主にこの経費については、パトロール隊員の賃金等に支払われていくということでございます。以上であります。

委員（松下義喜君） 絶対これは業者さんに委託しなければ、このお金は出ないというふうなことなんでしょうか。

また、帰村に当たって、結局戻られた方が職場がないというようなものがあれば、優先的な帰村の方々に向けていったらいいのではないかと思うんですけれども、再度そこら辺お聞かせいただきたいと思います。

村長（菅野典雄君） 本来は、ご存じのように、一番最初避難のときに何せ安心して避難をしていただくためには、ふるさとをしっかりと守らなければならないので、警察では多分無理ですよという話で、約400人、8億円というお金を緊急雇用ということで来たわけであります。ちょうど5年たった28年度からは委託にしないとお金は出せないと、こういうことで、今委託事業の中で80名ほどの方に働いていただいている、見守りをしていたいているということであります。

なかなかこの80人の3億円となるのもほかの自治体は10人、15人でやっていますから、非常に難しい中、国ほうにいろいろお願ひをしていただいていると、こういうことであります。

ところで、基本的に村の人でお願いしますよと、こう話してはいるんですが、何か近ごろどういうことなのか、昔は我も我もという話はありました。あともう一つは、いわゆる委託事業になりますと、村ですとある程度の裁量権があるんですが、委託された会社はいろいろな要件がやっぱり難しいところがあって、村民がパトロール、80人のパトロール隊員に入らない。手を挙げてこないということで、何人かは村外の人が来ているということで、ある懇談会では村外の人が入ってパトロールされたのでは余計危ないのでないかと、こんなような話もあったりしているんですが、いかんせん、村民がいなければそういうのもやむなしということであります。

ですから、ぜひこの避難指示解除を機会に、来年度4月からのスタートにほとんどやっぱり村民で村を守ると、こういうことが必要ではないかなというふうに思っています。

さらに、これから先でありますが、いつまでも続くというふうには思えません。ただ、皆さん方はやっぱり地元は地元で見守りたいなという話がありましたから、先の話でまだ何とも言えない話であります。やっぱりある行政区はある行政区の中の1人か2人の人が折に触れてやっぱり村内、自分の集落を見守りするという、そんなスタイルも考えていかなければならないし、できればそういうのにぜひ国のはうからもう少しやはり何年かは助成をいただければなど、こんなふうに思いますが、今のところいわゆる委託事業にしないとだめだというところで、非常に去年スタートするのに悩んだところでございます。以上であります。

委員（松下義喜君） であれば、結局よく皆様方に聞くと、同じ時間に出だして同じ時間に戻るから泥棒しやすいと。そういうような現場の声も出ておりますので、委託先にも部落的に時間を変えて順次回っていただくようなご指導等もお願いしたいものだと思っておりますので、ひとつ指導していただきたいものだと思います。

変わりまして、ページ、27ページのいいたてクリニック指定管理の委託料であります。今の医療再開日が変わらぬのかどうか。また、今開所している1週間に2回のほかが毎日になったりするのか、どういう計画をされているのかお聞きしたいと思います。

村長（菅野典雄君） このいいたてクリニックは、震災に遭う11カ月前に公設民営で開所したところであります。結果的に、避難解除になってからも幾らか診療していただきましたから、1年幾らかは診療していただいたということであります。

結果的には、閉じましたので、議会の一部から閉じたのに何でお金を払うんだ。払う必要はないのではないかという話が出たことも事実であります。

しかし、我々としては、やはり信頼関係の中で契約を結んでいるところでありますからということで、1,800万円ということで、ずっと払わせてきていただいたところであります。

そういう意味で、その避難中もいろいろと便宜を図っていただいて、松川の第1仮設はあのような運営もしていただいた。そして、今回も7月1日が皆さん方が帰る人もいるということであればということで、避難解除を待たずに、9月からわずか週2日、午前中でありますけれども、開いていただいているということであります。

ということで、またもとの金額に戻させていただくということであります。なかなかやはり帰ってこられている村民が少ないですから、今のところ1週間、つまり2日、午前中ですが、大体1カ月に5人から7人ぐらいの診療者と、こういうことでありますから、非常に大変なんだろうなという気がします。

という中で、何とかもうちょっと頼りにされるクリニックにできないのかということで、健康福祉課がいろいろ考えてくままで、かなり広いスペースがありますので、そのほうでいわゆるサロン的な事業をこれからやっていただくと、こういうことでありますので、これからもこのクリニックをどういうふうに少しずつ少しずつ村民のいわゆる医療あるいは介護のところに近づけていくか、対応していくかというところが大切なんだろうと、こんなふうに思いますので、ただただ目先のことだけではなくて、これから長期の村民の健康を守るというところでやっていければいいなど、このように思っている

ところであります。以上であります。

委員（松下義喜君） それでは、39ページの村有施設草刈り業務で多額のお金が出ているんですけども、今は使われていない草野小学校、幼稚園、また臼石、飯樋小中等々の跡地の利用等などはどう考えているのかお聞きしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 飯館村は、いわゆる教育関係の施設は中学校1つ、小学校3つ、幼稚園2つと。それに付随する施設もプール、その他あったわけであります。

今回残念ながら、こういう事情で住民の希望などによって中学校に一切集約することが大切だということで、今準備に入っているところであります。

そうしますと、余る施設が出てきます。まず一番大きいのは、やっぱり3つの小学校だろうと。こんなふうに思っています。

そういうふうに考えますと、そこをどうやって活用していくかというのがこれからの中興の大きなやっぱりかなめの一つになるのではないかというふうに思っています。今のところ、草野小学校がいろいろなパトロール、先ほどの防犯パトロールとか何か、いろいろなことで使わせていただいているが、多分草野小学校は実は避難になった年度に2年がかりで大改造する予定という計画で、ほぼ予算がついていたところでありますが、残念ながら、避難で何もならないままになってしまいました。ですから、このまま使えるということではないので、またやっぱりある程度大規模ではなくても、改修、リフォームはしなければならないなという気がいたします。

それから、飯樋小学校は、ご存じのように、非常にユニークなつくりになっていますので、これからもいろいろな使い道はできるなど。それからもう一つは、地元からもぜひいろいろな形で使わせてくれと。当時いわゆるお年寄りのミニディイなどがされていたところもありますので、そんな形で、地区の集会の形にも使っていければなというふうに思っていますし、ほかからの、あるいは飯館村の子供たちの研修の場としても十分に使えるのではないかというふうに思っています。

臼石ですが、大変立派な校舎であります。ですから、ここをどういうふうに使うかというのもこれからかなという気がします。

これからでありますが、結構飯館村で何かをやりたいという方、かなり幅広く場合によつては工業系であったり、農業系であったり、あるいは文化系であったり、そういう方たちの拠点として村の活性化につないでいくという可能性も十分あるのではないかということで、体育館なども含めて、何せもう一度その3つの小学校を中心に、どういうふうに改造、リフォームなりなんなりをしていけばいいかというのを今回いろいろさせていただくことも必要ですし、管理もしていかなきやならないということで、草刈りなどにも今回させていただいているところであります。以上であります。

委員（松下義喜君） そこで、この先ほど北原委員もご質問されました、53ページのセンター地区公園整備の件なんですけれども、よく村長がトライアングル的な見方でいろいろなものをつくりたいというようなお話をしていました。私もどうしてこのセンター地区がパークゴルフの基礎的な場所なのかなと疑問でなりませんので質問します。

今学校の跡地等の利用の問題等も聞きましたが、基本的にパークゴルフ場的なものは、

つくるのにも経費がかかる。また、つくり上げても維持するのにもかかる。であるとするならば、よく村長がおっしゃっていました。我々は避難して各市町村にお世話になった。そのお返しにしてこれからパークゴルフ場をつくってやっていこうとするならば、やっぱり県道12号線沿いの見えるところ、また、村外の人が来て休まれるところ、そういうところにつくるのが私は一番ではないかと。そう簡単にはつくれない。土地交渉するにもお金がかかる。何を利用するかと。時間がかかるって、これから維持経費していく中には、やっぱり便利のよいところでパークゴルフ場をつくって、休まれるところとなれば、私の考えでは、やっぱり道の駅の向かい側の高校の東側ではないのかというふうに考えますが、村長はどのような考え方でこの土どり場の跡、土どり場の跡だったらば、あれを整地するならまだ石とて販売してもいいくらいじゃないかと思われますが、村長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

村長（菅野典雄君） 帰還される方が年配の方が多いのではないかというデータ的にも出ているわけでありますが、当然いろいろな健康対策はしていかなければならないなど。ただただ、医療、介護だけを整備すればいいということではないということで、パークゴルフを今どこでもつくっていますから、そう簡単ではないなというふうに思っていたんですが、こういう避難生活の解除の後ということになりますと、もうある程度必要ではないかというのは我々も考えたところであります。

どこにつくるかというのは、もう村としては全くパークゴルフ協会というのができましたから、そこに委ねたいというふうに思っているところで、いろいろ見られた結果、あそこがいいという話のようであります。

ただ、どこであったとしても、実は今大体会員は60から80ぐらいですかね。きのう、二、三日前も福島のパークゴルフの会長さんにお会いをして、会員をもっとふやさないとだめだよという話はいただきました。つまり、あの管理は、全てとは言いませんけれども、ある程度その使う人がやってもらわないと、何でもかんでもやはり村がやるという話ではないんだよという、自前でやっぱり管理をしていくということが大切なので、少なくとも200人ぐらいの会員を募集しないとなかなか大変じゃないですかというふうな助言もいただいたところであります。

そういう意味からしますと、どちらにしろ、そこら辺も大切でありますし、場所については、今のところパークゴルフ協会からはあそこでと、こういうふうに言われていますが、我々固執するつもりは全くありませんので、もう一度そういう声もあったということで、パークゴルフ協会のほうに投げかけてみたいと、このように思っています。以上であります。

委員（松下義喜君） その土取り場も協会の会長さんが1カ所だけ見て、ああここならいいんじゃないかなというふうなお話を陰からお聞きしました。

我々議会としても、土どり場、また柔剣道場、また飯舘高校の東側と視察させていただきました。結局、パークゴルフ場をつくれば、今度はゲートボール場とか、また出てくるのではなかろうかと思います。結局平らなところはゲートボール場でも柔剣道場跡地でも、また、これからお年寄りが戻れば、私の考えなんですけれども、健康機能を回復

するような施設等々がこれから多々必要になるのではないかと思われます。

ただ単に土どり場をとったところを何とかしなくちゃいけないから、そこにやらなくちゃいけないというような物の考えをやっぱりやめていただいて、これから飯館村外に皆さんに来ていただくような計画を立てていただきたいものだと私は願うのであります。

質問変えます。それで、45ページのふるさと再生推進事業の深谷拠点の南手農地の、これは賃借料かと思われますけれども、内容的なものを再度ご説明いただきたいと思います。

総務課長（愛澤伸一君） こちらは、南手農地の維持管理をしていくための補助金ということで、管理をお願いします振興公社のほうにお支払いするものでございます。

委員（松下義喜君） この10.2ヘクタールのこの金額は……、これ4万円の借り上げ代ではないんですか。ただ、この金額を交付するという意味なんだか、ちょっと……。

総務課長（愛澤伸一君） ご質問の趣旨のとおりでございますが、大変申しわけないんですけども、村としては、農地を直接借りることはできませんので、振興公社のほうに委託……、補助金という形でお支払いをして、公社と地権者さんの間でお話ををしていただくと。こういう流れになっているところでございます。

委員（松下義喜君） これから各行政区で農地保全と組合と立ち上げて農地を管理していく中で、この1反4万円という金額は、農業委員会の委員長妥当だと思いますか。この金額、1反歩4万円の、結局公社に投げて当事者とお話し合いするということなんでしょうねけれども、4万円という価格は妥当なんでしょうか。

村長（菅野典雄君） いろいろいきさつあって、妥当かどうかという話もあろうかと思うんですが、実は、やはりあの両地区、片方は借り上げをさせていただきました。片方はいわゆる借り上げではなくて、失礼いたしました。売っていただいたところがあります。こちらは、10年間貸していただくということで、その差も当然同じような地区の皆さん方でありますから、どのぐらいでやはり貸していただけるかなということ、少なくとも、いや貸せないよ。あるいは場合によっては、買ってくれないかと、こう言われても困るわけでありますから、その辺で妥当なのはどうなのかということ、1年間に1反歩4万円、10町歩あれば40万円と、こういうようなことで、数字をはじかせていただいて、地権者とこれまでに何回かの話し合いで進めてきたと、こういうことあります。

ですから、あくまでもあそこは特別な地域、つまり、主要県道12号線を通るときに片方にはやはり道の駅があって、花の販売や何かをやっている。左の、逆ですか、右のほうにはその花畠が並んでいると、そういうことをやはりしていくことによって、飯館村の復興、福島県の復興をやはり盛り上げていかなければならぬなというところでの設定を十二分にいろいろ考えた末の設定の価格でありますので、ぜひご理解をいただきながら、それがずっとほかの地区の農業委員会の単価に影響するという形にはならないようちしなければならないなど、このように思っているところであります。

委員（松下義喜君） 言っている意味はわかるんですけども、これから結局深谷ばかりじゃないんです。草野でも12号線沿線等々、みんな耕作放棄地とか、そういうものが出てきて、各行政区に一生懸命管理組合等つくらせて維持していこうとしているときに、あそ

この場所はしようがないから4万円、いやここは何ともしようがないから税金代も含めて200万円以上とかと、そういう単価を出したときに、今後そこに当たった方々ばかりよくて、裏に取り残された方々どうするんですかということ。今度組合等で農地を委託してやろうとしても、片や景観作物つくって4万円とか、そういうものの単価を出したらば、昔は米1俵だったんですよ。災害前は。私は米1俵でお借りして、あの土地管理していたんですけども、そういうものを考えたらば、ちょっと高いんじゃなかろうかと私は思うので、ご質問したんです。

村長（菅野典雄君） ここは、今のような話の中で、10年間借り上げさせていただくということですが、ほかの地区があるいはところがぜひうちのところも借り上げてお願いしますという話には、これはできない。管理はしていかなければなりませんので、今国のほう、県のほうからの1反歩3万5,000円を利用させていただいて、できるだけやっぱり管理をきちんとしていく。花を植えるにしても、牧草植えるにしても、他の作物をつくるにしても、そこでは今必死になって農政のほうが皆さん方との話し合いをさせていただいているということありますので、ここはまさに復興拠点の一役と、こういうふうに考えていただければというふうに思っているところであります。以上であります。

委員（松下義喜君） でも、わかりましたんですけども、借地料的なものを考えると、何かの名目的な借り方をするとか、よっぽど小作的なものも農業委員会等のご意見等も聞きながら、今後復興を目指すために考えていただきたいものだと申しながら終わります。

④休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 暫時休憩いたします。再開は15時30分といたします。

（午後3時07分）

⑤再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時30分）

委員（伊東利君） それでは、何点かご質問させていただきます。
ページ、3ページです。

役場庁舎警備ということで、機械警備と配置警備ということで計上されております。これ、昨年よりはかなり上がったということは、昨年の7月から役場機能が移ったということで理解はできるんですが、この体制というのはどういう体制で警備されているのか伺うものであります。

総務課長（愛澤伸一君） おただしは、役場本庁舎常駐警備業務配置警備1,620万円のことかなというふうに思っております。（「そうです」の声あり） こちら、昨年の補正予算で6月だったかと思いますが、お願ひしているところでございます。村の役場庁舎に戻るに当たりまして、庁舎の警備体制をどうするかということで検討しておりました。

昨年までは民間の方にお二人でしたけれども、交代で宿直をお願いしておったんですけども、実は役場の場合、24時間いわゆる文書の届け出、いわゆる婚姻やら死亡やらということで、そういう届け出があった場合には24時間いつでもこれを受け付けなければならぬということになっていたようでございまして、それでは民間の方に宿直をお願

いするということでは十分な業務が果たせないだろうということで、非常に経費が必要になったわけでございますけれども、24時間いわゆる警備会社さんのほうに役場に常駐をしていただくということで、いわゆる職員がいる平日につきましては、夕方の5時から翌日の翌朝の8時半までですか、土曜日、日曜日、祝日につきましては、日直はいるわけでありますけれども、日直1人だけではちょっと心もとないということで、休日につきましては、24時間張りつけということであります、その体制をとってきたところでございます。

29年度につきましても帰村になるわけで、村の状況も変わってくるのかなというふうには思っておりますが、現在のところは28年度と同じ体制で警備をしてまいりたいということで予算をお願いしてございます。

委員（伊東 利君） と申されますと、これは警備会社と契約で進めているという理解でよろしいんですか。

総務課長（愛澤伸一君） ご質問のとおりでございます。

委員（伊東 利君） ですと、例えば今お話ありました24時間の受け付けに対応できるという状況であるならば、その受け手、警備保障会社はその業務はきちんとこなしているという理解でよろしいんですか。

総務課長（愛澤伸一君） 残念ながら、28年度中は事例がないわけでございますけれども、これを一般の村民の方の宿直ということではちょっと業務が正しくできないのではないかということで、きちんと業務として宿直をやっていただける、宿直業務として終夜受け付けていただけるところということで、会社のほうにお願いをしているということでございます。

委員（伊東 利君） わかりました。

ちなみに、警備保障会社というのはどこなんですか。

総務課長（愛澤伸一君） 機械警備を先にもう入れておりますが、そこがセコムでございますので、こちらのほうもセコムにお願いをしてございます。

委員（伊東 利君） わかりました。

次に、5ページであります。職員福利厚生事業の職員の健康管理について伺うものであります。先ほど来各委員もこの二百うん十億円の予算を執行するのは職員の皆さんである。それには当然健康管理というのが十分な体制で臨まなくてはならないということであろうと思います。ちなみに、新聞等、ラジオ等でも報告されてきましたけれども、職員の被災地の市町村は、職員が足りないという話であったようでありまして、なかなかそれに追いつかないという状況だと思います。

そういう意味で、この職員の健康管理について、どのような状況で管理されているのかと、さらには、臨時職員も入りますが、どういう管理で臨まれているのか伺うものであります。

総務課長（愛澤伸一君） 5ページのところに職員健康管理業務の委託料が何点か上がってございます。上の職員健康管理業務200万円につきましては、職員互助会のほうに委託をいたしまして、この中で定期検診、それからメンタルヘルス関係の相談業務などもお願い

をしているところでございます。

また、なおストレスチェック業務というのは、これは法律で定められて、必ず使用者のほうでやらなければならないということになりましたので、互助会の委託はできませんので、使用者側である役場が直接実施するということになりました、こちらも業者の方にお願いをして、年に1回問診型のチェック表を各職員に配布をいたしまして、自分で例えば夜眠れないであるとか、いろいろそういう項目がたくさん書いてございまして、それでストレスの度合いをはかるというようなことをやってございます。

それについても類似の業務について、臨時職員についても予算を確保しまして、臨時職員まで同様の措置をとっているというところでございます。

また、29年度はこちらの職員健康管理医の業務を委託しまして、こういった職場のストレス管理について専門的な立場からご相談いただいたり、ご助言をいただいたりする体制も固めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

() 委員（伊東 利君） 健康管理、職員組合に委託している分もあるわけでありますけれども、受診率というんですか、100%なのか、それに満たないのかはどのようになっていましょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 健康診断等について、村の村民向けの健康診断、それから職場でやる健康診断、あとそれから2年に一遍ずつ人間ドックを受診する助成金などを出しまして、健康管理に努めるように呼びかけているところでございます。

ただ、なかなか業務が繁忙でございまして、そのいずれにも受診ができないという方が中にはいるようでございまして、現在はちょっと100%には至っていない状況でございます。

委員（伊東 利君） ゼひ全員が受けられて、健康管理には十分気を払っていただいて仕事に励んでいただきたいと、このように望んでいます。

次に、13ページであります。皆さんいろいろ拠点施設については伺ったようではありますので、私からは花玉設置工事というんですか、「までい館」花玉の設置工事、花玉74玉育成管理、こうあるんですけども、これは工事請負費ということで、960万2,000円計上、この考え方、私が間違っているのか、これはこの花は三重県でつくって運んでくるの。例えばここはこの中にあるいはいろいろな施設の、これは備品的な考え方なのか、工事費なのか、ちょっと私は理解できないんですけども、教えてください。

総務課長（愛澤伸一君） 道の駅の花玉設置工事でございます。こちらは、道の駅のエントランスの上の、今道路から木組みが見え始めてまいりましたけれども、あの部分に天井からも下げる玉を花のボールのようなものをつくるものでございます。こちらについては、一度静岡のほうから資材を購入しますが、その後は現場で作成するということでございます。

委員（伊東 利君） というと、一回は工事費という考え方なんだね。以降は、施設のいわゆる管理というのかな。そういう形でやっていくということですか。

総務課長（愛澤伸一君） 道の駅の隣に現在花卉栽培施設のガラスハウスができるわけでございますが、道の駅のこういう花の管理もそこでお願いしたいなというふうに思っております。

まして、花玉につきましても定期的にそちらのほうに移しながら、花の交換あるいは育成をして、常に新しいものとかえていくような体制を組んでいきたいというふうに考えてございます。

委員（伊東 利君） あそこ、いわゆる展示スペースということになるんでしょう。というと、一回は村で面倒見るというのか、やるということはいいんですけども、ここに運営会社が出ているんでしょう。運営会社が経営して管理をしていくという、その一端の事業と捉えることではないんですか。

総務課長（愛澤伸一君） 施設の整備は、村のほうで行うということでございますので、施設の建設までは村の責任でやるようになろうかと思います。

その後の施設の運用については、会社のほうにお願いしたいということでございまして、当面この花玉の設置までは村でやりたいということでございます。

委員（伊東 利君） 19ページに移ります。

葬儀場の整備と維持管理について伺うものであります。いよいよもってできるという状況でありますが、この管理と運営についてどのような形でどういう体制でやるのか伺います。

総務課長（愛澤伸一君） おただしの葬儀所でございます。住民課のほうで説明資料になってございますけれども、現在まで準備のほう総務課で進めてまいりましたので、私のほうからお答えを申し上げます。

帰村に当たりまして、村内での葬儀所の整備ということで、28年度準備を進めてきたところでございます。今般29年度の予算でお願いをして、29年度中に完成を見て、住民の皆さんにご利用いただきたいというところでございます。

こちらの施設の利用でございますけれども、当面村に帰村される方の数がなかなか見通しがつかないという状況の中で、葬儀が何件くらい希望あるのかというのもなかなかつかめない状況でございます。現在村ではおおよそ葬儀で10件程度ではないか。あるいは、そのほかに、法事等で何件かのご要望があるかもしれません、そんなに毎日毎日利用があるほどのご要望にはならないのではないかというふうに考えてございまして、これを例えればどこかの業者のほうにいわゆる指定管理のような形で施設の維持管理まで全部ひっくるめてお願いするというようなことは、現在ちょっと受けてくれるところがなかなかないのではないかというふうに思っておりまして、当面は村の直営という形にいたしまして、ご希望がある都度施設をお貸しするというような形で進めてまいりたいと、今のところは考えてございます。

委員（伊東 利君） なかなか受け手いないという状況は確かにわかるわけですけれども、やはり、ある程度どういうことから広報活動するかわかりませんけれども、例えばこういう事態が発生したときにどこに連絡すればいいのかというのだってあるんじゃないかな、このように思うんですね。ですから、村直営だから村でいいのか、例えばJAならばJAに頼んだから村貸してもらえるのかとか、向こうのほうで発生したから向こう、飯館でやるから飯館の斎場貸すのかというふうな、この連絡というのか、そういうものも、いやこれから多分しっかりとやるんだと思思いますけれども、そういう体制はどのように

されていくのか伺います。

総務課長（愛澤伸一君） 実は、この葬儀所の整備に当たりましては、計画段階から J Aさんのほうとご相談をしておりまして、この内装あるいは必要な設備等々についてもその都度ご相談を申し上げてきたところでございます。

そういう経緯もございまして、基本的には J Aさんのほうで受けていただければ村としてもありがたいなというふうには思っているところであります。ただ、住民の皆さんの中にはいわゆる葬儀関係の互助会等にお入りになっていらっしゃって、既にもう葬儀をする際にはこちらの業者さんというふうなことで決めていらっしゃるところもあるのかなというふうに思っております。

そういう方から、この村の葬儀所の利用のご要望があった際に、村としていやそれはということでお断りすることができるのかは、ちょっと難しい状況ではないのかなというふうに思っているところでございます。

ただ、基本的には農協さんと話をしながら、今後の運営について順次詰めてまいりたいというふうには考えてございます。

委員（伊東 利君） では、次に移ります。

23ページ、この双葉准看護学園、その負担金であります。今度の補正に188万7,000円計上されました。今度29年度には150万円の計上であります。この負担割合は、同じ5%なんですか。

総務課長（愛澤伸一君） 23ページに書いてございますが、飯館村は5%の負担割合ということで、150万円ということで、こちら、学校の運営に当たる費用の負担割合ということになろうかと思います。

委員（伊東 利君） 補正に多分上がっているんでしょう。上がっていませんか。この負担割合が変わっているのか……、基準になるものが。

総務課長（愛澤伸一君） 今度の3月補正ですね。3月補正で180万円ほど上がってございます。これは、建設費が若干ふえたということで、そのふえた分の経費について5%の範囲で負担が増加したということで、今回3月の補正に上げてございます。

29年度については、完成後の運営経費の負担ということで、150万円でございます。

委員（伊東 利君） 次に、33ページ。老人クラブ連合活動の推進費2件あります。クラブ活動費、連合会の活動費。この金額ずっと同じであります。何回か私もここで話した記憶があるんですが、ぜひこの活動、各老人会の各委員からちょっと活動費上げられないのかと。こんなにいっぱい老人あっていろいろな活動これからしていくんだけれども、たまたま私と菅野新一委員とボーリング大会に参加させられました。行ってやつたらば、懇親会にこの話です。やっぱりいや、これは若者もいっぱい一緒にやっているから、小中高など、いろいろな子供たち、学生のことも大切ですけれども、老人も集まっているいろいろなことが大切なんだと。まさにそのとおりなんです。

ですから、もっと活動するには、資金も必要ですし、やっぱりあとはもう一つは、連合会に丸投げじゃなくて、ある程度こちらからも誘導して大会をつくったり参加する、家に閉じこもらないで出てくる。そういうものをするために、私はこの活動費はやっぱり

大幅にアップしてやるべきだと思うんですが、村長いかがでしょうか。（「賛成」の声あり）

村長（菅野典雄君） これから老人の方が帰られる方が多いということあります。ですから、いろいろ老人会というよりは、村のこれからの復興の担い手ということでやっていただかなければならないな。こんなふうにも思っております。

したがって、ただ老人会の集まりにというのではなくて、何かこれから多分道の駅の花壇の管理とか、あちこちに花壇の管理とか、そういうものがどんどん出てくるのではないかと、お願いしなければならないのではないかというふうに思っています。

そういう意味で、そういうものにこれから予算をとらせていただければと、こんなふうに思っていますので、いわゆる一般的な老人クラブの年間の活動にというところからまた一步復興にお手伝いをお願いしたいという形で出せる形はやぶさかではないなど、このように思っているところであります。

委員（伊東 利君） 老人クラブは、多分私も加入させられていますから、組織力はあると思うんです。まとめることはいろいろな事業に役に立つといったら失礼になりますけれども、そういう集団であると思うんです。

ですから、この事業は多分県からの補助金がそのまま来ているだけなんでしょう。この流れているだけで。村で独自にされているのは使っていないんでしょう。

健康福祉課長（但野正行君） おただしの老人クラブの補助金でありますけれども、県の補助金も入ってございますが、丸々県の補助金をそのままということではございません。以上です。

委員（伊東 利君） いや、私予算書見たときに、大体がこれ県から流れてきたな、村ではもっと出さないとならないなという判断のもとに私言っているんですけども、

健康福祉課長（但野正行君） 歳入で県費補助として見ておりますのは、45万円でございます。

委員（伊東 利君） では、今後そういういろいろなグループ活動、いろいろな組織の大会、集まり、そういうところにはぜひそのような配慮で臨んでいただくということでお願いしたいと思います。

43ページ、河川の維持管理であります。1億3,000万円二級河川除草業務というふうなことで計上されてあります。キロ数も出ているんですが、これは今まで県の事業だということであって、今回は帰還再生加速事業でやるんだということありますけれども、ここでこのキロ数は、草刈りと伐採、木の伐採だということなんですけれども、この対策とかなんとかというのはどこの事業でやっているんですか。

建設課長（高橋祐一君） 今回の1億3,000万円の内訳としては、基本的には支障木伐採と草刈りという金額だけになっております。

土砂の撤去に関しましては、まだ明確な事業が見つかっていないというふうな部分で、再生加速事業等で進められるんじゃないかなということを検討しながら、そういう事業ができるのであれば、29年度に補正等で実施していきたいというふうに考えております。

今のところちょっとまだ事業がないというふうな状況です。

委員（伊東 利君） ゼひこれは災害を防ぐためにも、また安心して生活ができるようにも、やっぱりそういう事業を早く探して、県と協議して進めていただきたい、このように思います。

あと、51ページ、「きこり」の件で、今回「きこり」、レストランのテーブル、椅子の備品購入というふうなことで計上されました。今まで風呂、宿泊施設、いろいろ修繕、整備されてきてまして、今稼働はしているのだと思います。

そういう中で、食事の提供というものがされないということであるようありますけれども、今後帰村されて、いろいろな会合だの何だのされる場所等がないと思うんですね。やはり、そこにはやっぱり飲食を伴ってやっぱりやる。宿泊者も食事はとれると。そういう状況になるのはいつなんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 前にもお話ししたかなというふうに思いますが、実は、飲食をする回数とか、いろいろありますけれども、飲食の予約があったときにそのときだけ職員スタッフをそろえると、こういうことにはならないので、常時来る、来ないにかかわらず、そういう体制はとらないと職員の配置もできないということになりますので、当面29年度1年間いろいろ利用状況とか、あるいは素泊まりも始まりますので、素泊まりの状況の中で、いろいろ意見も出されるというふうに思います。

今も食事出してもらえないのかという問い合わせもありますから、すぐにスタッフをそろえて食事の提供までというのは、今の段階ではちょっと無理なので、1年間様子を見させていただいて、どういう……、前みたいに365日休みなしでということにはならなくても、何か方法とれないのかどうか、その辺この1年間で状況なども見ながら、来年度以降の体制も考えていいきたいなど、こんなふうに思っております。

委員（伊東 利君） それでは、そういう体制はわかるんですけれども、村に帰ってもさらに外から村に訪問してくれても、どこにも案内する、食事もさせることも、これ道の駅できれば、軽食程度という部分は提供するんでしょうけれども、そういうものがなければ、何の魅力も生まないのではないかなど私は思うんです。

ですから、飯館に来たらここに案内して飯食わせるから来てよとか、やっぱりそういう部分になってこないと、村全体の繁栄というのかな、そういうふうにならないんじやないでどうか。

川内なんかの事例見ていると、結構早くそういうものに最初に取り組んで、そこから始まっているように見受けられるんだね。だから、そういう先進事例もあると思いますので、この辺の部分を十分に検討すべきだと思います。

副村長（門馬伸市君） 食事の提供は、今すぐはちょっとという話しましたが、現在村内の飲食店の中で、解除になったらば食堂を再開したいということで準備している方もおられますし、商工会のほうの共同店舗かな、場所はこれからなんですが、その共同店舗の中で飲食の食堂、その辺もやりたいという方もおられますので、当面は村に来て、そういう食事ができないということにはならないのかなというふうに思いますが、きこりのほうも川内の例をお話しされましたが、最初にそういう体制をとって、お客様を集めるという方法も全くそのとおりだと思いますが、一度雇用すれば途中でお客さん来なかつたか

らやめてくださいなんていうわけにもいきませんので、ある程度のめどが立たないと、そういう料理をする職人さんとか、スタッフをそろえるというのは、そう簡単ではないのかなというふうに思っています。先ほど申し上げましたように、ここ1年間で後ろ向きではなくて、前向きのほうで検討したいと思いますので、ご理解願えればと思います。

委員（伊東 利君） 52ページ、仮設直売所「なごみ」の運営がされておりまして、今年もまたやるという状況で計上されております。今帰村が4月からみんな帰る。いや、全て帰るわけではないでしょうけれども、今のこのなごみの売り上げとか、あの辺に住んでいる仮設に住んでいる人の状況とか、この辺はどのようになっているんでしょうかね。

復興対策課長（中川喜昭君） 仮設直売所「なごみ」の状況でございますが、この施設、避難している方々の支援ということと、あと緊急雇用というか、雇用の部分ということで、最初は県の事業を使いながら進めてきております。

それで、売り上げ、あとは使用、客数、その状況であります。今1月までの報告をもらっていますので、24年度から開始してから流れを見てみると、1月、例えば24年度1月、4月から1月の部分で1,300万円ほどの売り上げだったんですが、今年の1月までも1,300万円ということで、金額的には横ばい状況に、売り上げの金額的には横ばい状況になっているということです。

あと、客数であります。24年のときには、1月段階で1万5,991人。あと、今年の1月では1万2,912人というふうに、やはり退去している方もいるということで、客数は減っているという状況であります。

ただ、売り上げが横ばいということは、客単価が上がっているということで、24年には1人当たり825円ほど使っていただいたのが28年度は1,008円の客単価になっているということで、避難している方々にとっては、客単価上がっている状況でありますけれども、必要度がある施設かなというふうに思っております。以上であります。

委員（伊東 利君） そうしますと、これはこの国からの雇用対策の事業があるから、これも継続さらにしていくという考え方でずっとよろしいですか。（ ）

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど申しましたように、避難している方々への支援ということでありますので、やはりあそこの松川の仮設に住んでいる方々がメインに使われているという状況でありますので、その退去の状況とか、あと売り上げの状況とか、それらを鑑みながら、存続的な部分については検討させていただきたいと思っています。以上であります。（「終わります」の声あり）

◎散会の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 本日の質疑はこれで終了し、散会します。

なお、14日も午前10時からこの場において会議を開きます。

本日は、これで全て終了とさせていただきます。ご苦労さまでした。

（午後4時08分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月10日

予算審査特別委員会委員長 飯島 善二郎

平成29年3月14日

平成29年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第3号）

()

()

平成29年3月14日、飯館村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	飯 橋 善二郎 君		
副委員長	高 野 孝 一 君		
委 員	伊 東 利 君	松 下 義 喜 君	北 原 経 君
	菅 野 新 一 君	渡 邊 計 君	相 良 弘 君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村 長	菅 野 典 雄	副 村 長	門 馬 伸 市
総務課長	愛 澤 伸 一	住 民 課 長	細 川 亨
復興対策課長	中 川 喜 昭	建 設 課 長	高 橋 祐 一
飯野支所長	高 橋 正 文	会計管理者	石 井 秀 徳
健康福祉課長	但 野 正 行	教 育 長	中 井 田 榮
教育課長	村 山 宏 行	生涯学習課長	藤 井 一 彦
農業委員会 事務局長	石 井 秀 徳	選挙管理委員会 書記長	愛 澤 伸 一

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 齊 藤 修 一 書 記 北 原 美 樹 書 記瀬川雅幸

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（飯樋善二郎君） おはようございます。

本日の出席委員は8名であります。これより予算審査特別委員会を再開します。

（午前10時00分）

委員長（飯樋善二郎君） 10日に引き続き、総括質疑を行います。これより質疑を許します。

委員（高野孝一君） 改めておはようございます。

特別委員会も3日目になりました。よろしくお願ひをいたします。

初めに、8ページ、資料ナンバー6の8ページ、9款1項3目消防施設費の中の第2分団第3部車庫解体工事及びその下の2節について、面積が23.18平方メートルとなっておりまして、それぞれ予算が計上されておりますが、この概要についてお伺いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） ご質問いただきました第2分団第3部の車庫の解体等建設工事でございます。こちら、上飯樋地区のポンプの積載車の車庫でございますが、現在私有地で、私の私有地のほうに建っているということで、所有者の方から車庫の撤去のご依頼がございましたので、村としてもこれをやっぱり対応しなければならないということで、車庫を解体し、現在は上飯樋の集会所の敷地内に設置、移設するといいますか、解体新設になりますが、そういう方向で現在業務を進めているところでございます。

委員（高野孝一君） 以前は、例えば今言ったようなポンプ置き場であったり、防火水槽であったり、それらの土地につきましては、地権者の寄付採納というふうな形でいただいて、それには税金もかけないし、お金も出しませんよというふうなことであります。

実は、きのうの午後から現場を見に行きました。私のイメージではもっと西側にホース乾燥棟というのがありますて、その下にあったポンプ置き場を移設するのかなと思っていました。ところが、今課長が説明されたように、今のポンプ置き場は名ノ入に入るところの以前の上飯樋集会所の西側の敷地に結構新しいものが建っておりまして、中に積載車が入っておりました。ですから、根本的にはその置き場をもとの上飯樋の集会所の敷地内に設置するときに、その辺の協議が欠けていたのではないかというふうに思っているんですが、その辺の経過はいかがでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 当時の資料ちょっと手元にございませんので、少々お時間をいただいて調査させていただきます。

委員（高野孝一君） じゃ、わかりましたが、今度の移設する場所というのは、これも消防団との協議の経過で、やっぱりポンプ置き場と休憩所と一緒に設置するというのは、大変維持管理あるいは建築するために膨大なお金がかかるというふうなことで、できるだけ各行政区の集会所に併設するというようなことで協議が進んでいたかと思うんです。

今回も事前に今の話を踏まえて、どこに移設するのかはいかがでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） そちらのほうも地元の消防団のほうとも協議をして、地元の意向に沿った形で進めているということでおよろしくお願ひいたします。

委員（高野孝一君） 私は、そういうことを踏まえると、今度13区の集会所が新しくなりました。敷地内に移設されまして、消防団の活動に支障がないようにしてほしいという要望するものであります。

続きまして、11ページ、2款1項6目企画費の中で、地域おこし協力隊1名分250万円が計上されておりますけれども、この事業につきましては、28年度も若干上乗せした予算が計上されておりました。この地域おこし協力隊というのは、都会から比較的条件不利な地域に住民票を移動していただいて、定住、定着を図るというような事業であるようでございます。村においては、今年28年度は、若干の経費を使いまして事業を進めていたかと思うんですが、今年度の内容と29年度の意気込みというか、定着を図る考え方についてお伺いをいたします。

総務課長（愛澤伸一君） 地域おこし協力隊のことでご心配いただいてございます。村としても、この募集については、28年度も取り組んで、村の広報媒体はもちろんござりますけれども、県のほうで進めている事業にも名乗りを上げて、県の広報紙にも出していただく、募集しているという旨を出していただく。あるいは、東京での顔合わせ会のようなものもあったようでございまして、そちらのほうにも出向いて、直接希望されている方と面談などもしてございますが、なかなかその中で飯舘村にということで手を挙げていただの方があらわれなかつたということでございます。

29年度につきましても、28年度と同様の対応はもとよりでございますが、なお一層いろいろ工夫をさせていただいて、いろいろな、できるだけ多くの方と接触する機会を持つてまいりたいということで、係の中で今協議を進めているところでございます。

委員（高野孝一君） 全国で3,000人程度を目指して、今取り組んでいるようですが、その隊員の4割が女性で、その隊員の約8割が20歳代と30歳代というふうに言われております。かつ、任期は3年でありますけれども、約6割が同じ地域に定住しているというような実績がございます。

私は、「まで大使」でありますとか、アドバイザーの助言などもいただいて、なかなかお知らせ版以外の広報手段を使ってもなかなか大変だろうというふうに思いますけれども、ぜひ先駆者である地域おこし協力隊が一人でも村に来ていただければありがたいなということでございますから、今年も29年度も強く来ていただくような活動を展開していただきたいなというふうに思っております。

次に、18ページ、3款1項6目避難生活支援費、「おかえりなさい補助金」6,000万円が計上しております。これは、過日の全員協議会の中でもやはり避難指示解除に伴って一人でも多くの村民の帰還を促すという意味においても大変いい事業だなというふうに思っております。

1世帯のうち一人でも村に帰って住んでもらうということではありますが、その協議の中で、じゃどのぐらい住まなきやならないのかと。365日住まなきやいけないのかというような話の中で、1週間に半分以上の日数住んでいただければいいんじゃないの。ちょっと柔軟に考えてというふうな話でありましたが、その後協議がそれ以上の協議は進んでいるのかどうか、村長お伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 全くそのままあります。いわゆる全日程を飯館村で過ごすというのは、なかなか大変なんだろうなという気がします。一人でも多く飯館村になじんでもらうということになれば、半分以上住んでいただければ引っ越ししたと、こういうふうに見せていただければというふうに考えているところであります。

委員（高野孝一君） そういう中で、申請書に添付する書類とか、あとは申請をする、補助金が交付される。そして、例えればあちゃんであったりじいちゃんであったり、高齢者世帯であったりするのが先なんだろうというふうに思っていますが、そういう中で、補助金の返納というふうなことについては、どのようにお考えなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 返納はあり得るというふうに考えています。つまり、何らかの事情あるいはまた、故意的であったとしても、いわゆるもう半分以上住むということはないというのがあらゆる形で我々に情報入った場合には返していただくという1項が入れてありますので、その辺でご理解をいただくということであります。

委員（高野孝一君） そういう中、故意とか悪意的な部分を除くとしても、高齢者が帰って、何ヵ月して体調を崩した。それでまた避難先であるところに住むようになったというふうなことも中にはあるかもしれません、そういう場合については、いかがでしょうかね。

村長（菅野典雄君） 全くそういう事情で何ヵ月も住んでいたけれども、体調悪くなつて子供たちのところに来るようになると、こういうことであれば、それはもう村としてはそこに住んでいただいたというふうに認めざるを得ないのではないかと。今のところそう思っています。以上です。

委員（高野孝一君） この財源確保については、この資料ナンバー5の11ページ、このナンバー50に「おかえりなさい補助事業」というようなことがあります、財源内訳については、「陽はまた昇る基金」6,000万円というふうに記載されておりますけれども、改めてこの内訳についてお伺いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） おただしの趣旨は、補助金等はないのかというふうなことなのかなというふうにも思ってございますが、29年度予算編成時点においては、県等の方針が示されてございませんでしたので、「おかえりなさい補助金」の創設に当たっては、財源を「陽はまた昇る基金」ということで予算に計上したところでございます。

その後、県のほうから各市町村が実施する類似の事業について、県から財源補填がある旨の通知がございました。今後県のほうと協議をいたしまして、県の補助金の獲得に向け協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

委員（高野孝一君） いや、実はこの協議があったときに、村のほうの考え方とすれば県の補助金が3月末でもって切れますよと。この事業については、全額「陽はまた昇る基金」から補助しますよというふうな話だったのですから、聞くところによると、今課長は金額的には示されませんでしたが、県が引き続き市町村の事業につきましては、10万円を助成しますというふうな話をちらっと先ほど聞いたものですから、あえてここで伺つたものであります。

ぜひ全世帯が帰ってくれば1,800世帯ですから3億6,000万円近く、その半分1億8,000

万円補助するというふうな事業でございますけれども、できるだけ多く活用していただいて、村民が一人でもふえればいいかなというように思っております。

続きまして、33ページ、一番上に緊急通報体制整備事業がありまして、181万5,000円が計上されております。私、最初の年からこの件は大変重要なと/orうに思っておりました。余り調べずに質問した経緯もありますけれども、県下の市町村で同じような事業採択しているところはいっぱいあります。それで、昔はペンダント型であったり、寝室に置いてボタンを押すと東京のセンターに通じてどうのこうの、アドバイスなり緊急通報していただけけるというふうなシステムがありました。現在は、携帯電話を活用して、画面の中に何か緊急通報できるようなシステムなんだそうですが、現在の設置台数、31台で、インターネットに委託しているというふうなことです。

その事業につきましては、それなりにお金がかかるわけでありますから、ほかの市町村では非課税世帯あるいはそれ以外の世帯、そして、通話料もその所得によって制限している部分がありますが、当村にとってはどのような要件で対応しているのかどうか伺います。

健康福祉課長（但野正行君） 緊急通報体制整備のご質問でございます。緊急通報体制の対象者ということではありますけれども、ここ33ページに記載しているとおり、基本的には独居の老人であるとか、あとは日中独居、若い人たちがいなくなつて、日中一人でいらっしゃる、老人だけでいらっしゃるというようなところの世帯について、貸与しているところでございます。

おただしのように、現在固定電話型とあとはスマートフォン型という2通りのほうで、どちらか選べるようになっておりまして、現在のところは固定電話というのがなかなかない、避難先でないということから、スマートフォン型が出ているかなというふうに考えております。

今後とも戻ってこられる方が安心して住まわれるよう、この辺の基準については、なお検討をしていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

委員（高野孝一君） 本来であれば、この仮設住宅あるいは借り上げ住宅においては、ひとり暮らしの高齢者とか老夫婦の世帯の方が多いわけですが、やはり若干の利用料金がかかるというふうなことで、今言った31台というふうな数字になっているのかなというふうに思っております。

避難指示解除後、当然戻ってくる方は、高齢者世帯というふうなことではありますから、119かけねばというふうな思いもありますけれども、この村民の緊急通報は、私そういう業務の経験から言って、なかなか119番をかけるような状況になつていません。初めに自分の家族であつたり、親戚であつたり、そこからじや救急車呼んだらというふうなことになっている傾向が多いんです。

そういうふうな状況からして、今度本当に高齢者世帯が多くなる状況を踏まえれば、村としても積極的にやっぱり設置して、緊急要件に対応できるようにしていただければいいのかなというふうに思っております。

積極的な協議を進めていただいて、帰ってくる高齢者世帯にあっては、アドバイスも必

要かなというふうに思っております。

続きまして、50ページ、6款2項1目の林業総務費の中の森林山村多面的機能発揮対策事業で、本年度が125万円計上されております。課長の説明の中では、交付金の25%が村負担で、本年度は林内作業用のアシストスツーツ3着というふうな説明がありました。

資料の提出を求めておりましたので、これらの資料に基づいて具体的な説明をお願いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） ただいまのご質問、森林山村多面的機能発揮対策事業ということで、提出しております資料の6ページのカラー刷りの部分でご説明していきたいと思います。

この事業については、国のはうから平成28年度1期分ということで、3ヵ年、26、27、28年の3ヵ年で事業があったというふうに昨年聞きました、その内容を見ましたら、森林の整備が適切に行われていない箇所を住民の方々の地域住民の方々の力でそれらを回復させていくというような部分の事業でありまして、村としましても、戻った際、除染も20メートル程度という中で、森林の再生は必要かなということで、新たな交付金制度なども要望してきたところであります、今回28年度までの事業が国のはうから新たに29年度から5ヵ年程度実施するというございましたので、それではぜひ村としても取り入れていきたいなということでの事業という部分であります。

働き場所の確保とか、里山等の保全をこの事業でやっていきたいということでございます。

それで、この事業の制度自体が国のはうから交付金が出て、その受け皿となるものが市町村ではなくて、地域協議会という組織に交付されるという部分になっております。ここに上側の右のほうですね。国からの交付金の矢印があったところの後ろにありますが、地域協議会という都道府県、市町村、学識経験者等々で構成する協議会に交付金が出されるということです。

それで、その交付金の中から75%程度であります、活動組織、地域住民、あと伐採林家等で構成する活動組織に75%の交付金が出されるということです。

これらの活動に当たっては、市町村がその内容を判断するという内容になっておりまして、その活動の内容が下の写真の部分、メインメニューとなっておりますが、1つには地域環境保全ということで、里山林景観の維持ということで、下のほうに12万円、1ヘクタール12万円の交付金を出すということであります。括弧書きは、市町村が負担金等出した場合、12万円75%ですので、25%を上乗せしたのが1ヘクタール当たり16万円の働いた部分のお金を出すというような事業になっております。

それで、1期から29年度の2期という部分であります、左の見直しポイントでありますけれども、採択に係る改善点ということで、長期にわたって手入れされていない里山林を優先的に採択していく。あとは、活動組織が市町村と事前に協議して、活動内容の有効性等を市町村が確認する仕組みを設定ということで、あとは継続性の部分と、3番が地方公共団体による支援ということで、地方公共団体による支援ということで、25%の負担金を出すことで優先的に採択しますよということでありまして、今回これら

の事業、村としては直接取り入れて、住民にやってもらうという部分ではありませんが、その地域協議会のほうに25%の負担金を出しながら、この事業を取り組んでいきたいなという考えをしております。

それぞれ、例えば例を言いますと、農地・水と同じような考え方なんですね。農地で一応畦畔の草刈りとか、いろいろな働いたものに対して日当等で出しているものを森林版にしているという状況でございます。

そういうことで、29年度については、すぐさまそれぞれの行政区単位にてくるというのは難しいかなと思いまして、とりあえず1活動組織ということで、定額500万円、交付上限500万円になっておりますので、1組織をつくりながらやっていきたいと。

場所についてもあいの沢でモデル的にやっていければなというような内容であります。

これが森林山村多面的機能の発揮対策事業でありまして、あと、林内作業用アシストスツーツということで、これについては、この事業とは交付金とは関係ない事業でありますが、作業する方が高齢の方が多いだろうということでありまして、アシストスツーツ、菊池さん等でつくっていますアシストスツーツなどを取り入れてやってはどうかということで、3着ほど村のほうで購入しまして、実際に作業する方々に使っていただくというような計画をしているところであります。以上であります。

委員（高野孝一君） 今里山除染を国にお願いをして、ようやくあいの沢周辺がモデル事業でやることになりました。そうしますと、そのあいの沢の周辺のモデル除染等々踏まえて、この事業というようなことになると、重複はしないんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしのように、あいの沢においては、里山再生モデル事業ということで、3カ年の事業を組んでおるところであります。今後その箇所等については、除染の箇所、あとは林業再生の部分の箇所、それぞれ環境省、林野庁と場所の設定をしていくわけですが、それらを踏まえながら、この森林山村多面的機能の場所なども決めながらやっていきたいと。重複はしないような形でやっていきたいという計画をしているところであります。以上であります。

委員（高野孝一君） そうすると、例えば森林組合に事業を委託するというような形になるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 基本的には、先ほど説明したとおり、村民の方々が今後自分の裏山とか地域にある里山を管理できるような形に持っていきたいなということで、今年がモデル的にあいの沢でやっていくということでありますので、基本的には地域の方々、希望される方々になるかと思いますけれども、そういう人たちにお願いしながら、ただ、中には大きな木があったり、そういう部分については、この1組織の中に森林組合等、そういう方々も入っていただいて、それらを組み合わせて事業を進めていければというふうに思っております。以上であります。

委員（高野孝一君） じゃ、この事業の概要は、景観を大事にするというような部分であります、間伐とか、そういう森林再生のための事業ではないということでおろしいんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） この事業的には今おただしありましたように、景観的なものが

大分強いのかなというふうに思っておりますが、今おただしの間伐とか除伐等について
はまた別な事業で、県の事業等を取り入れながら、今年度、29年度、それらを計画して
いるところであります、それらの計画に基づいて今後間伐等の事業は取り入れていきたい
というふうに考えております。以上であります。

委員（高野孝一君） この事業、平成33年までというようなことでありますけれども、この今
課長が言ったメインメニューの中に再度メニュー、メインメニューと組み合わせて実施
するという項目の中に、研修活動タイプとか、森林機能強化タイプ、これは の
報酬とか、機能強化と、その後に必要な機材及び資材の整備というふうな部分がありま
すから、引き続きやるというふうなお話も説明の中では過日ございましたが、積極的に
取り組んでいただきたいというふうに思っております。

続けて、53ページの7款1項2目観光費のセンター地区公園整備基本設計業務についてであります。これは10日の中でもいろいろ協議がありました。松下委員からも、これはセンター地区というような標記であります。これは村がパークゴルフ協会の会長と協議した経緯も踏まえて、結果ではないんだというようなことありました。

松下委員のほうからは、やはり12号線を踏まえて、伊丹沢地区がいいんじゃないかな。個人的な見解の話がありましたけれども、私も議員の県視察調査の中では、第一にセンター地区、これは所有地が村でありますから、取得に経費がかからないというようなこともございます。ただ、集客、あれから造成工事の問題もありますし、次には、やはり飯樋4区の今後の復興をどうするんだという中では、やはり村民グラウンドを活用してパークゴルフ場を設置してもいいんじゃないかなというふうに思っております。

3番目には、伊丹沢の件なんですが、これは今回の予算の中で、大森から伊丹沢に抜ける路線が舗装工事に入るというふうなことです。その舗装工事につきましては、農業の生産あるいは営農再開に向けての事業だというふうにも伺っておりますので、センター地区か村民グラウンドか伊丹沢、その3カ所から絞るべきではないかなというふうに思っておりますが、次年度完成もできて協議が進められていたわけでありますけれども、現時点においてのこのパールゴルフ場建設について、村長の考えをお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 帰られる方が年配者が多いだろうと、こういうデータも出ているところ
でありますので、その方ある意味では健康でいていただいて、むしろ主力になっていた
だかなければならぬと、こういうことでありますから、その健康維持の一つとしてパー
クゴルフ場をつくるのは村としてもやぶさかでないし、あるいは進めなければならぬ
い事業だと、このように思っています。

ただ、場所については、パークゴルフ協会の皆さん方の総意によったところと、こういうふうに考えているところであります。

もう一つ問題は、なかなかいい事業が見つからない、こういうことでありますので、今どのような形でそう遠くない時期に開けるか、内々で今検討しております、また改めて議会と相談をさせていただきたいというふうに思っております。以上であります。

委員（高野孝一君） 県内の公認のパークゴルフ場というのは、相馬市には日本一を自負する光陽パークゴルフ場と岩子にもありますけれども、例えば相馬のパークゴルフ場であれ

ば、面積が10.7ヘクタールであります。松川浦で4.4ヘクタール。これ2カ所踏まえて公認されているパークゴルフ場が県内では11カ所。その中に、一番小さな面積というと、新地町の18ホールで約8,150平方メートル、次、梁川に約9,000平方メートルというものがございますけれども、4ホールでも2.5ヘクタール、4ホールでも約2ヘクタールというような、福島市のパークゴルフは約2ヘクタールであります。

そういうた福島の4ホール2ヘクタールぐらいの面積があればいいのかなというふうに考えておりますけれども、その中で、村としていつまでに候補地を選定するというふうなことで考えているんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 両にらみであります。1つは、場所をやはり固定しないと前に進めないということが1つ。それからあと、財源の確保をしなければならないというのがありますので、できるだけ早くその両面の進む形ができれば、今年中ぐらいにこれから皆さんの臨時議会なり、あるいは定例議会におかけをさせていただいて、設計をできればなと、こんなふうにも思っていますし、場合によってはうまくいけば、年内に若干の工事が始められるということも可能かなと、こんなふうに思っております。

委員（高野孝一君） 一生懸命パークゴルフ協会の会員募集についても現在80人から90人だというふうに思っております。過日議員の皆さんに紹介したところ、半数以上協議会の会員に参加したというふうな経緯を踏まえて、ぜひ早い工事を願うものであります。

教育委員会につきましては、午後から質問いたしますので、一旦終わります。

委員長（飯樋善二郎君） そのほかに質疑のある方。

総務課長（愛澤伸一君） 先ほどご質問いただきました上飯樋の消防車の車庫の取得の経緯でございますけれども、平成14年に地権者の方と期限を定めずに無償で賃貸借契約を結んでいると、こういう状況でございます。

委員長（飯樋善二郎君） ほかに質疑のある方。

委員（北原 経君） それでは、3点ほどお聞かせください。

13ページお願いします。復興拠点のA3のエリア造成工事であります。その中で、花卉栽培ハウスにつきまして、多目的広場造成工事に関してでなく花卉栽培ハウスに関して、「下にも「までい館」設置工事」としまして、その中には花かごとか花玉とかございます。それで、補正で井戸堀りなどもした経過がございますけれども、例えば開店までには間に合わないということはわかりまして、花かごとか花玉とかというものが運送するというような形になっているのかなと見ておりますけれども、今後あそこのハウスでどんなものを栽培して「までい館」に飾るのかをちょっとお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 復興拠点の花卉栽培ハウスでございますが、今年度、平成28年度に栽培用のガラスハウス1棟を今建設をしております。これらについては、「までい館」のオープンに合わせて完成させる予定であります。

それで、今回の花玉関係、これについては、「までい館」のオープンに間に合わないということで、直接入れていただくという考え方しておりますが、それまでできますガラスハウスのほうでは、それらの花玉の栽培、それ以降栽培をしながら、あとはそのほかにタイタンビカス、あとはクリスマスローズ、あとはシャクナゲ、赤塚さんと共同してそ

ういうものを栽培していくということあります。

あと平成29年度においても栽培用の低コストの耐候性ハウスを2棟つくるように計上しておりますが、これらについては、これらの栽培する花の種からまいて栽培していくという計画をしているところであります。以上であります。

委員（北原 経君） 例えは、ストックとかトルコキキョウとか、スターとか、そういった切り花に関しては、村でもかなりの技術を持っている方がありますけれども、村に戻って頑張る、または村外でハウスを今頑張っている方もおりますので、その辺の販売に関しては、それほど心配することはないのかなと思っています。

しかし、今後村で進めていかなければならぬ、あそこに陳列して販売するには、やはり鉢物でありますし、そのいわゆるクリスマスローズって言ったんだっけか、それなんかは当然鉢植えですのでいいのかと思っていますけれども、シャクナゲもいいですけれども、やはりペチュニアとか、そういったベゴニアですか、ああいったものの豪華な、そういった花等の技術的なものもやはり研修を農家の方に研修していただいて、そこでハウスを最大限利用して付加価値を、いわゆる価値の上がるものをつくっていただく。また、雇用にもつながるという、そういった形で進めていきたいと思っておるわけですけれども、その辺はどうでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 深谷拠点におきます花卉栽培ハウスについては、今のところ鉢物で考えているということで、切り花等については、今おただしありましたように、村内には技術を持った方々おりますので、それらの方々はまた別途交付金事業とか、4分の3事業で営農再開をしているわけでありますので、そちらについては、それぞれの施設のほうでお願いしていくという部分、あとは、「までい館」のほうでの直売的なものも今後協議になるかと思いますが、それらをこの直売所のほうで付加価値をつけていくという部分で、今のところ花卉栽培、深谷につくります花卉栽培施設については、鉢物を中心としてやっていきたいという計画であります。以上であります。

委員（北原 経君） 当然今今期つくる1棟では足りませんので、離れたところに何棟かつくっていただくということになるのか、それともそこでつくるのかわかりませんけれども、いわゆる何棟か今成長段階のハウスを見学してみても、買おうとする感覚はなかなか起きないもので、やはり拠点エリア内にあるハウスの中は、満開のものを鉢で陳列していて、ハウスの中に入っていただいて、その中から買っていただくという、そういう手法もございますので、そういった形を取り入れて、うまい方法で進めていきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおり、今回の「までい館」は、ある意味花もテーマにしているという部分もありますので、そういう形になればというふうに思っております。

「までい館」の脇に今建設しております花卉栽培施設については、今言った花玉の育成なり、あとは29年度に北のほうのA3エリアの中に2棟ほど栽培ハウスをつくる予定でありますので、そちらも育苗ということで、今お話ししたいたのように、芽が出た状態で売れるものについては売っていくというふうな考えもしておりますので、できるだけ

花をテーマにした施設の一つというふうな形にしていきたいというふうに思っておりま
す。以上であります。

委員（北原 経君） それでは、次に行きます。

19ページのし尿処理事業に関して、951万円の6,000円という事業であります。この
予算がちょっと上がったというふうな説明でございました。それに関してちょっとお聞
かせください。

住民課長（細川 亨君） 前年度からいたしますと、この南相馬市零浄化センター負担金がふ
えていると。この部分については、かなり村内除染等において仮設トイレがかなりふえ
ていると。そういうふうな部分から、浄化センターへの負担金がふえたということでござ
ります。

委員（北原 経君） 除染が上がったということですけれども、帰村が予想されて上がるとい
うことだと大変いいわけなんですけれども、除染の人数は下がっているんじゃないかと
いうふうな感じでこの質問しているわけなんですけれども、利用は上がっているんす
か。もう一度お聞かせください。

住民課長（細川 亨君） この部分については、前年度の状況から負担金が飯館村分とい
うことで出てきております。後ほど精算される部分もありますが、今時点では南相馬と飯館
村の割合は90対10ということで、10%の負担金をお願いされているという状況でござい
ます。

委員（北原 経君） わかりました。

それでは、39ページの農業基盤整備新事業でありますけれども、舗装工事で、村道の伊
丹沢線から相農飯館校までの農道ということでございます。この事業は、震災前から上
がっていたものでございます。それらのこの事業の農業基盤整備事業という、この事業
でもっていわゆる帰村する前は農地としてばんばん農業を進めていかなければならない、
今後もそうですけれども、しかしながら、県道12号線の拠点エリアを作成する際に、相
農の東側の辺とか、あと県道12号線の南側を重点に拠点エリアを整備するというふうな、
先に計画がございました。

それから、太陽光が北側に行ったり、いろいろなことで、北側がかなりの整備で、今拠
点エリアとして進んだわけですけれども、この農業基盤……、拠点エリアがあそこにある
と、農業基盤整備事業というものを今回使ってしまうと、いわゆる相農の東側辺のあ
の辺の農地を今後復興のためとか、いろいろな道の駅に来ていただいた際に向かい側に、
先ほど出ましたパークゴルフ場をつくるに当たっても、この事業を使うことによって、
使い勝手が悪くなるということはない。その辺ちょっとお聞かせください。

建設課長（高橋祐一君） 基盤整備促進事業の大森地区ということでやっております。そもそも農地水の補助事業から始まっております。いろいろ法手続関係でも農地があって効果
が上がって採択を受けているという経緯があります。

その点では、農地の隣接する部分、農道の隣接する部分が主に受益地となっております。
川の南側が受益地となってやっています。

ただ、問題なのは、以前ライスセンターがありましたが、そのライスセンターがなくな

つてはいるというふうな部分で、多少の問題はありますが、とりあえず今の段階では当初の計画、営農計画に基づいて進めていくというふうな形になっております。

ですから、河川から北側の部分に関しては、今事業に対しては影響はないんですが、河川から南の部分、相農の部分に関しては、ある程度受益面積としてとっていますので、その部分で農地転用とかがあれば、補助金返還ということにもなってくるかというふうに思います。

委員（北原 経君） それでは、この事業を使っても周りを整備することに関しては、今の伊丹沢線からの相農に行くラインに関しては、舗装事業、この事業を使っても新たな、例えば開発基金があっても大丈夫だと見解でよろしいんですね。

飯館村は、この役場庁舎、あとは野球場に関しましてもグラウンドに関しましても学校に関しましても、県道12号線通る方が飯館村って何もないところなんだなということで、それで、ここに入ってきて何だこんなにすばらしいものがあったんだということは何度か聞いております。

当然深谷地区に拠点エリアをつくったということは、あの周辺のやはり道の駅に来ていただいて遊んでいる方がその南側を見た際に行ってみたくなるようなものも今後つくらなければならないという感じをしているわけですので、その質問をさせていただきました。お願ひします。

委員（松下義喜君） それでは、質問をしたいと思います。

39ページの委託料の中で村有施設草刈り業務とありますが、村有地に関しての草刈りはどういうふうなお考えをしているのか、お聞かせいただきたいと思います。村有地というところの草刈り業務が予算にありませんので、村有地については、どのような考え方を持っているのかお聞かせいただきたいと思います。（「例えばどういう」の声あり）

では、質問追加します。その中で、いろいろな施設の草刈りはあるんですが、仮に草野公園、また草野公園の下の幼稚園の跡地等々の宅地に関するのり面、あれは村有地のものだと思っております。また、大師堂地区に行けば農地の宅地分譲した、ああいうのり面等々が草野地区、ほかにいろいろあろうかと思います。高見の分の村有地の分は、のり面が大体下面が上面の人の境界かと思います。仮に平らなところはどうでもいいんです。農地に接するのり面、また宅地に関するのり面については、村ではこれから帰村を行う中で宅地周りの戻らない先にあります。そういう中での草刈り業務等はどういうお考えをしているのかお聞かせください。

副村長（門馬伸市君） 39ページに書いてあるのは、具体的なところなんですが、そのほかにも今ご質問のあったように、村の土地は結構あります。それで、今度今までですと、それぞれ戻った方が自分のところの草刈りとか何かで周辺を整理してきましたが、6年間荒れ放題になっていましたから、村の、ここに書いてある施設以外のところも隣接地の民地というのかな、そこに迷惑をかけるようでは困りますので、なおここに書いてある施設以外のところの公有地、村有地についても現場を精査をして、迷惑のかからないような対応はしてまいりたいと思います。

委員（松下義喜君） わかりました。

それでは、60ページか61ページ、ちょっと、先ほど教育委員会にあったようですから、ひとつご練習していただきます。それで、60ページのふるさと教育であります。これも全協でお聞きしたんですが、「までいなかるた」とみそづくりの、このふるさと教育の中でのポイント、再度お聞かせいただきたいものだと思います。ここがみそだといふところを教えてください。

教育課長（村山宏行君） 60ページ、活力ある学校づくりの中で、ふるさと教育、「までいかるた」とみそづくり等ということで掲げております。

「までいかるた」につきましては、小学生のほうが行っておりますが、子供たちの村への思いですとか、それからお年寄りとの交流を通して得た村のそういういた知識、そういういたところをかるたにして、それをつくりしていくという、そういういた事業でございます。

また、みそづくりにつきましては、これは主に中学校のほうで行っております。中学校のふるさと学習の一環として地域の方々からみそ、豆みそ、こちらのほうのつくり方、そういういたことを教えていただいて、それを仮設の、例えば料理とか、そういういたものに使ってふるまっていると。そんなことで、直接的にはそういういたみそづくりあるいはかるた、つくることというよりも、それを通してお年寄りとか地域の方々とぞういうふうに触れ合っていくか、そういういたところを重視した、そんな事業となっております。以上です。

委員（松下義喜君） ありがとうございます。

質問を変えます。55ページの住宅未入居者部屋の冬期間の電気料というのはどういう意味であるのか、再度教えていただきたいと思います。55ページの物資倉庫仮設住宅未入居者部屋の冬期間の電気、何で冬期間の電気料、これ200戸分も払うのか。

飯野支所長（高橋正文君） 避難生活支援費の電気料76万4,000円でございますが、主には委員もご承知のとおり、仮設住宅には相当数の未入居、空き部屋がございます。その冬期間の電気料ということでございます。

具体的には、ガス給湯器とか、水道管にサーモつきの電熱線を巻いております。空き部屋に限って。そこの約200戸分の電気料でございます。これが200戸分で72万円程度でございます。

もう1点がその一番先に書いてあります物資倉庫ですが、仮設中学校脇に川口電機さんからお借りしている物資の倉庫の電気代でございます。72万円の残りがこの物資倉庫の電気代でございます。

委員（松下義喜君） 未入居であるのであれば、ガスと電気等、水道等は凍みないように、これ元でとめるということにはいかないんですか。200戸もあるんですよ、これ。

飯野支所長（高橋正文君） 水道管が仮設の場合は、棟で連結して、棟で共通して共用しております。だから、未入居の物件だけとめるということではなくて、全てとめることになってしましますので、その未入居の物件は凍結防止のサーモを巻いているということございます。

委員（松下義喜君） そうすると、仮設は横殴りに、1戸でも入っていれば負担をしなくちゃいけないと、そういうふうなことなんですね。

では、56ページの物資倉庫の賃借料、これどのような物資等がどこにお借りしているのか。

飯野支所長（高橋正文君） これも今申し上げました川口電機さんからお借りしている物資倉庫の賃借料でございます。

現在物資は、損傷かなりあったものが大分少なくなってきたております。ただ、量は少ないんですが、まだ若干物資がございます。内容については、かつばとかお茶とか、余り身近に使用するものの物資は大分少なくなってはきております。

それで、今年度1年間で70万2,000円計上してございますが、社会福祉協議会とも協議させていただきますけれども、29年度中にはこの物資倉庫を整理いたしまして、年度末までには川口電機さんに倉庫を返還できるような段取りで今年度進めてまいりたいと考えております。

委員（松下義喜君） 質問を変えます。48ページの畜産再開素牛導入事業でありますが、この中で、10頭以上の希望等はないのか。また、この畜産に関して牛以外の希望等が出ていないのかどうかお聞きします。

復興対策課長（中川喜昭君） 畜産再開の素牛導入事業でございますが、10頭以上いなかつてあります。一応村のほうでつくっております素牛導入支援事業の補助金の要綱で、一応10頭を上限とするということになっておりますので、今計画している方々、10頭以上になるかという部分ありますが、村としては10頭まで上限していきたいということでの予算の計上であります。

あと、畜産以外の部分、済みません。牛以外の畜産についてであります。いろいろ鶏とか、そういう話は相談に来られる企業さんもありますが、まだ具体的な部分にはなっていないという状況であります。

今は、再開に向けては牛がメインとなっているところであります。以上であります。

委員（松下義喜君） その中で、これから営農再開していく中で、綿羊等なんていいう支援などはよく草地の保全にもいいんじやなかろうかなとも思っておりますけれども、そういうような考え方等はどうでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 震災以前については、飯館牛ブランドということで、一貫經營やっている方々、あとは繁殖で肥育に売られてきたということで、牛を基本としながら飯館牛ブランドやってきたということで、ただ、原発事故になりました、全てそれらの牛については競り等で出してきて、今村内にいないということでありまして、まずは、飯館牛ブランドの復活という部分にまずは村としては力を入れていきたいということで、これらの素牛導入の補助等を活用しながら、あと4分の3事業、あと過疎化交付金等を使いながら、牛の経営の支援をしていきたいというのが今目指しているものであります。

そういう中で、綿羊とか、他の家畜等についてもいろいろあるかとは思いますが、まずは村としては牛の飯館牛ブランドの復活にかけていきたいという思いをしているところであります。以上であります。

委員（松下義喜君） そういう復活をかけた中で、飯館村では振興公社等で牛の肥育等が行われてきました。今後ブランドを立ち上げるためにも公社での肥育牛の確保というふう

な形で肥育等をやっておられましたんすけれども、村ではそういう事業をやる考えがあるのかどうかお伺いいたします。

副村長（門馬伸市君） 公社で肥育事業をということありますが、震災後は今除染のほうをしてやっていまして、除染後の公社の仕事としてはどういうものがあるのかなということで、理事会の中でもいろいろ協議はしておりますが、牛の肥育となりますと、今は素牛が100万円前後と、非常に高騰していまして、それを購入して肥育をするとなると、とても採算性に合わないということで、今肥育農家が悲鳴を上げているという状況であります。

一貫経営ということになればまた別ですけれども、繁殖と肥育と農家で一貫経営している人もいますけれども、そういう場合は、素牛が自分のということになりますから、そうでなくて、以前のように、公社で素牛を購入、肥育の素牛を購入して肥育するとなると、なかなか採算性が難しいということで、今のところ、もしそういう公社でなくて肥育をやりたいという方がおられれば、公社の牛舎、あそこ使えますので、あの辺を有効活用するというのも一つの手段かなと、こんなふうには思っています。

今はなかなか肥育専門にやりたいという人が村に戻ってというのではないようですが、いずれそういうふうになれば、公社でやるというよりも、公共施設の公社の施設を有効に活用するという方法がいいのではないかなど。

公社としては、農地の保全管理を当面除染が終わった後の仕事としては農地の保全管理が当面の仕事としてやらざるを得ないのではないかと。こんなふうなことで、理事会などでも話をしているところであります。

④休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 暫時休憩します。再開は11時35分といたします。

（午前11時14分）

⑤再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 再開いたします。

（午前11時34分）

委員長（飯樋善二郎君） 引き続き会議を開きます。

委員（松下義喜君） 副村長のほうから復興管理組合等を立ち上げて、保全にかかる会社等を立ち上げるというふうなお話を聞きました。

でも、村でも中山間事業等あたりで各行政区に復興組合等を立ち上げさせて、農地保全のために助成をしております。その観点から見れば、仮に20行政区が復興組合を立ち上げて、大きなトラクター等を導入して農地の保全等々に当たるわけですから、その公社が管理組合等をつくるのと、各行政区が復興組合を立ち上げて農地保全等に取り組む中の整合性はとれるのかどうかお伺いいたします。

副村長（門馬伸市君） 私申し上げましたのは、振興公社として組合つくったりなんかするのではなくて、振興公社が除染後の事業をどのようにしてやっていくかということでの話でありますので、復興組合をつくってということではありません。

それと、あくまでも今各行政区で復興組合つくって、県の営農再開の3万5,000円のそ

の事業で管理しているところは、それなりに対応できると思いますけれども、対応できないところは誰がやるのかということになりますと、これは農協のほうでもやらない。あと、よそでもやれないと。人のところまではやれないということになれば、その部分はやっぱり公社でやるしかないのかと。当面公社の業務にならざるを得ないのかなということでお話をさせていただきました。

復興組合のその農機具導入とか、そういうのは、それぞれの行政区で対応することであって、話に聞くところによりますと、復興組合をつくったものの、人数が少なくて全体の地域の全体の行政区の全体の保全管理まではできませんと。条件の整ったところだけだったらばできますけれどもという話も聞いておりますし、その辺は行政区でやる部分は行政区でやっていただきて、できない部分を公社のほうで、公社がその仕事だけではないと思いますけれども、そのできない分は公社でやってあげるしかないのかなと、こんなことでお話をさせていただきました。

委員（松下義喜君） じゃ、しつこいようですけれども、いま一回戻らせていただきます。振興公社というのは、結局あのころは牛を飯館村の産業にするための事業で公社化して、あの建物をつくって始まったのであろうと思います。

それで、これから復興に向かって助成をしながら、今繁殖牛で頑張っていこうとする人たちの中で、結局あの公社で持っている畜舎等を生かして繁殖事業でもやる気はないのかどうか。やっぱり公社の使命としては、あれを利用して、私はすべきでないかと思うんですけども、済みません。考えをもう一回お聞かせいただきたいと思います。

副村長（門馬伸市君） 前の震災前は、技術者がそれ相応の技術者がいてやっていました。でも、やはり肥育にしても繁殖にしても、その長年の経験がない人が畜産に手を出して経営が成り立つというふうには私は思いません。

ですので、公社でやれないことはないかもしれません、そういうスタッフをそろえて、繁殖の仕事を公社の仕事としてやっていくというのは、非常に難しいと私は思っていますし、そうであれば、あの施設を先ほどもお話ししたように、畜産農家に有効に使っていただくということのほうが現実的かなというふうに思いますし、公社になりますと、やっぱり経営面でどうしても独立採算でやっていけという話、最初は村のほうで支援してやっていましたけれども、だんだんとやっぱり独立採算でという話になって、なかなか経営的にも震災前右肩じやなくて右肩下がりになってきて、経営難でしたよね。

ですから、そう簡単ではないなというふうに思います。

特に、動物を飼うということは、非常に難しいと思いますので、今のところは、繁殖を公社として繁殖をするということにはならないと思います。

委員長（飯樋善二郎君） ほかに質疑の方は。

委員（渡邊 計君） 43ページ、8款2項3目橋梁点検修繕計画策定、これ10橋ほど出ているんですけども、これは、全体でどのくらいの橋の数があつて、その中の10橋なのか、わかりますでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 現在橋梁として台帳に上がっていますのは、約100橋ほどあります。その中には、暗渠的な部分も入っていますので、橋梁単体となれば少なくなってきます

が、その中でとりあえず先行して10橋を今回29年度に点検をしていきたいというふうに思っています。

委員（渡邊 計君） これとりあえず10橋ということですが、今後やっぱり老化とかいろいろあって、ある程度二、三年以内にやらなきゃいけないという数はどのくらい見込んでいらっしゃるんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） これに関しては、修繕計画ということで、社会資本整備の交付金に対する計画書を策定するようになっています。

その中で、29年度策定をしまして、その橋梁の点検、補修関係については、その中で検討していきたいというふうに思っています。

委員（渡邊 計君） わかりました。

次、50ページになります。先ほど高野委員も質問しましたけれども、森林山村多面的機能発揮対策事業でありますけれども、この中のアシストスーツ、菊池製作所さんから3着ほど買うということですが、これは今介護の補助的な機械入っていますけれども、それと同じようなものと考えてよろしいんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回森林再生の部分で作業用に使うアシストスーツについては、介護のほうとはまた別かなというふうに思っております。それで、ハンドポンプである程度圧をかけながら、腰を曲げるときとか、あと落とすときなどは補助するということあります。

補助力については、25キロ程度でありますが、介護のほうで使っているものと同じかというのは、ちょっとわかりませんが、そのようなアシストスーツで、モデル的に使ってみたいという考え方をしております。以上であります。

委員（渡邊 計君） 今どんなものかわからないという感じのお答えだったんですけども、買うからにはどんなものかという形態とか、機能とか、そういうカタログはいただいていないということですか。

復興対策課長（中川喜昭君） わからないというのが、その介護用のと同じなのかという部分ではちょっとわからないということでありまして、今回計画しているものについては、今話しましたように、腰を曲げるときとか、あとは落とすときとか、そこへの補助をするというアシストでございます。

常に何か古いタイプですと、ホースをつけていないとだめだという部分であります。これについては、ポンプ式で一時的に入れればその圧でそれらの補助の機能をするというものになっております。以上であります。

委員（渡邊 計君） わかりました。

それで、その下にある、先ほど説明資料の中でメインメニューの中に森林資源利用タイプでシイタケ原木などとして利用するための伐採活動ということが載っていますけれども、今回新地の人が山形からシイタケ原木を買って、はかったところ低いということで、大量に仕入れてシイタケ栽培したところ、100ベクレル以上出たという結果が出ていますので、そうすると、このシイタケ原木などのための活動というものには使えなくなってくるのではないかなど。

ただ、シイタケ原木というのは、余り太くてはだめだということになれば、ある程度の伐採も必要になってくるかと思うんですが、その辺のところはどのように考えていらっしゃるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） この事業、29年度から新規に始まるということでありまして、今のところ国のほうからはこのような事業ですという説明でありますと、今後県を通じて事業内容の部分が説明があるのかなというふうに思っております。

それで、村としましては、先ほども言いましたように、景観形成の部分を重点に置きたいという考え方をしておりますので、ここであります地域環境保全タイプをメインとしてやっていきたいと。

こちらのシイタケ原木については、まだ村としては伐採して、それを利用するという部分では放射性物質の関係もありますので、それらも調査しながらという部分になりますが、メインとしては景観環境保全という部分で進めていきたいというふうに考えております。以上であります。

委員（渡邊 計君） では次、53ページです。7款1項1目企業立地支援事業補助金、これ菊池製作所、ハヤシ製作所とともに5,000万円ずつで1億円が楽園基金から出ておりますが、菊池製作所さんのほうが前に条例で3億円までの補助という形があったかと思うんですが、そういうことは今回この5,000万円の補助にかかるということはないんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしいただきました部分でございますが、企業立地支援ということで、いろいろ工場の新設とか、増改築ということで、補助金のほうの額等を条例等で決めている中でございます。

それで、一応従業員の数によって限度額を決めているということでありますと、菊池さんについては、202条の部分でありますので、3億円という部分が限度額ということになります。一応27年度、28年の2月に企業立地審議会を行っておりますところで5,000万円の計上を28年度にした経過がございますので、これについては、精査をしていかないとちょっと今の状況ではわからないという部分がありますので、その額等について、超えるのかどうなのかを一度精査しながら、あとその部分の状況によっては、議会の皆様方と相談していくような対応をさせていただければというふうに思っております。以上であります。

委員（渡邊 計君） 去年全協のほうに話上がったときに条例で3億円で、二千五、六百万円しか残っていなかったのではなかったかなと記憶しているんですが、こういう補助は私大変いいと思うんです。ただ、菊池さんにそこまで上げた場合に、今後立地したり、あと今回一緒に出す林製作所さんとかがやっぱりどんどん大きくなってきた場合に、そこまで出せる原資が確保できるのかどうかということが心配でちょっと質問してみたんですが、わかりました。

次に行きたいと思います。次、54ページ、4款1項5目、ちょうど中段あたりに食品放射能測定機器等校正13台分で261万8,000円ほど出ていますが、これに関しては、これまでにやってきたドーズ・イーとか、そういうものの校正費も入っているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 中段にあります手数料ですか、食品放射能の測定機器の校正ということで、これらについては、前々から使用しております食品放射能検査機器、破壊式とあとは非破壊式の部分の1年に1回の校正という部分での手数料ということです。

それで、平成28年度までドーズ・イーという個人線量計、あとは平成28年度から、26年からですかね。職員用にも購入してやってきております、D-シャトル、個人積算線量計ですが、こちらの校正等については、28年度まで村が事業主体として実施していましたが、29年度から国のはう、環境省のはうが直轄で管理をするという形になりましたので、購入費、あとは校正手数料については全て国の環境省の直轄ということで、29年度については村で計上していないという状況でございます。以上であります。

委員（渡邊 計君） 今後管理ということで、長年やりなさいということで、このD-シャトル、環境省はわかるんですが、ドーズ・イーも環境省になったという説明……、今の説明聞きますとそうなんですが、ドーズ・イーも今後一緒でしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 説明のほう、申しわけございません。平成24年度、積算線量とあと瞬間でわかる線量計ということで、ドーズ・イーという、この細長い部分を世帯1個を貸付という形でやっておりますが、5年満了ということになっています。

それらについては、今度個人積算線量計が入ってきますので、代替えというか、そのドーズ・イーのほうをもうやめまして、積算線量計のほうにかえていきたいと。

ただ、村内に訪れた際とか、家の周りの空間線量どうなっているのという心配もありますので、そういう場合は、村で保管しております簡易の線量計を貸し出すという対応をしてまいりたいと思っております。以上であります。

委員（渡邊 計君） それで、ドーズ・イー今後廃棄というわけじゃないんでしょうけれども、今後始末する場合に、村を持ってきて、村が集約するのか、個人的に廃棄してよいものなのか。その辺はどうなっていますでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） このドーズ・イーの導入に当たっては、県の補助金をいただいておりまので、一応県の財産という部分になるかと思いますので、一応県のほうにその辺を聞きましたら、村の判断に任せるということであります。

それで、平成28年度、今年度、28年度には校正しておりますので、年1回の校正は29年度までは使えるという形であります。それ以降については、一応貸与という部分で今までおりましたが、譲渡という形でそれぞれ処分については個人のほうに委ねてもいいのかなというふうに考えているところであります。以上であります。

委員（渡邊 計君） では次、69ページ、10款5項2目のちょうど真ん中辺にあります「いいたて元気アップポイント事業」、これ50ポイントがたまると5,000円の商品券ということですけれども、これ20万円ということは、約40人分ということですが、この生涯学習講座とかスポーツ、読書等への参加した場合にポイントを与える。このポイントは、均等なのか、それともう別々なポイントになっているのか。そのポイントの制度をちょっとお聞かせください。

生涯学習課長（藤井一彦君） 公民館費の「いいたて元気アップポイント事業」のおただしで

ございますけれども、これは、いろいろな事業をやっているわけですけれども、どの事業も一回参加すると1ポイントということで、50ポイントたまると商品券という形でやっております。以上です。

委員（渡邊 計君） 今どれに参加しても1ポイントと。そうすると、例えば週に1回ということになると、年間50週。ということは、ほとんど参加しないとこれ50ポイントに届かないということになるわけですけれども、その辺はどうなんでしょうね。

生涯学習課長（藤井一彦君） 大体の方が週1回という形で、ですから、大体1年半とか、そのくらいで多い方は商品券にかえているのなというふうに思っております。

今のところ、何年間で期限があるというような形ではやっておりませんので、たまたま言っていただいて、そこに交付するというような形をとらせていただいております。
以上です。

⑤休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 噫飯のため休憩します。再開は13時10分といたします。

（午後0時00分）

⑥再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午後1時10分）

委員（渡邊 計君） 先ほどこのポイントですが、1年半ぐらいでということでしたけれども、これ期間が余り長いと途中でだれるということもあるんじやないかなと。それで、やっぱり1年に1枚ぐらいたまれば皆さんもやる気が出てくるんじやないかなと。

そこで、例えばボーナスポイントとか、そういう形でポイントができるだけ簡単にたまるような考えをしていただければと思うんですが、その辺は今後よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、72ページです。10款6項1目の上から3つ目、カヌー、ピンポン、交流会等スポーツ教室講師謝礼ですけれども、ピンポンはどこでもできるんですが、このカヌーというのは、例えば「沖縄までいの旅」とか、そういうところに行ったときの講師謝礼なんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） このカヌー教室、去年から実はやっておりまして、二本松に漕艇場ございまして、そこでやらせていただいていると、そのときの講師謝礼でございます。

委員（渡邊 計君） これは、年1回ですか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 実は、去年1回やりましたら、非常にまたやりたいという声がありまして、去年は2回やりましたが、今年は計画としては今1回を考えております。
(「以上です」の声あり)

委員長（飯樋善二郎君） ほかに質疑のある方。

委員（相良 弘君） それでは、私のほうから二、三質問したいと思います。

42ページの村道の除雪対策費のことございます。この除雪作業費として上がっておりますが、例えば帰村する村民はほとんど高齢者の方が多いようです。そのときに、ひと

り暮らしの老人やら、あるいは老夫婦の場合にこの、これは村道ではないんですけども、自分の庭とか、特に鋸口が長いところの除雪については、大変労力を要するわけですけれども、その辺の対策は考えていますでしょうか、お伺いします。

村長（菅野典雄君） 程度の問題というのもありますが、以前お助け合い事業ということで、何かやつていただきたい方と、あるいは場合によってはですが、やれますよ。時間とれますよ。車運転しますよ。あるいはお手伝いしますよ。こんな制度がありまして、それに対して、多分ちょっと記憶は定かでないんですが、1回2,000円を出すと。村のほうでというような形ができておりました。

ただ、今度はお願いする人が多くなって、いわゆるじゃやれますよという方が少ない中でどういうふうに組み立てられるかというのがこれから課題であります、できるだけそういうようなことで、できればというふうに思います。

ただ、何度も言いますように、これ程度の問題で、200メートルの昇口をということになると、果たしてどうなるのかわかりませんが、いずれにしても、そういう方たちへの対応がこれから非常に行政としても、あるいはそれぞれの地区としても課題になってくるということありますので、一生懸命考えて、何ができるかやっていきたいと、このように思っております。

委員（相良 弘君） 去年の話なんですかとも、お年寄りの話を聞きますと、震災以前は隣近所でやってあげますよということで頼んでやっていたんだったと。ところが、今度帰る人は隣近所も帰らない。全体的に3分の1ぐらいですので、そういう人にも頼めないし、困ったなという話はたびたび私の耳に入っていますので、その辺のことを考慮して考えていただきたいと思います。

村長（菅野典雄君） 全くそういう声は我々も聞いておりますし、また、当然推察していくところなんですが、いかんせん、どれだけできるかというのは、ここでなかなか確約できるものではありませんけれども、これからいろいろな対応で、状況把握するところでは、電話の方法とか、あるいはいろいろ配達やなんかの人が雪のときとなると、これ大変ですけれども、その辺のいわゆる確認の対応というのが郵便局員であったりとか、あるいは配達の方であったりとか、いろいろな形で協定なりなんなりを結んでいって、一つだけではなかなか対応できないのを二重、三重、四重にできるような方法は考えていかなければならぬのではないかと、このようにも考えているところであります、できるところから一つ一つと思いますので、またご提案いただければと思います。

委員（相良 弘君） 話はよくわかりました。

実際には、例えば年齢を75歳以上とか、いろいろな条件つけてもいいです、そういう方策、政策があればいいなというふうに思います。

それでは、質問を変えます。53ページお願いします。53ページの商工振興事業でございますが、下のほうに事業再開支援補助金3,000万円ほどありますけれども、これが申し込みの申請があった場合に、審査とか、そういう村のほうの対応についてお伺いします。

復興対策課長（中川喜昭君） 53ページの商工振興事業の事業再開等の支援補助金ですね。こ

れは、県のほうの4分の3事業ということで、商工業者が県のほうにそういう申請をするという形で、商工会のほうの支援を受けながら、県のほうに申達をする事業があります。

村のほうとしては、4分の3ですと75%補助になるわけでありますけれども、その事業に上乗せということで、5%ほど上げるという分の予算で3,000万円ということあります。

積算については、1,000万円までが申請者から県のほうに出してできるんですが、1,000万円を超える事業になりますと、村のほうの確認事項が出てくるということになって、1,000万円と3,000万円と2つあるんですが、事業を上限の3,000万円の5%の20社程度ということで、3,000万円、上乗せの5%分を確保しているという状況であります。以上であります。

委員（相良 弘君） ということは、県の補助金が確定した時点でそのほかに5%の上乗せをするということで解釈でよろしいですか。

復興対策課長（中川喜昭君） そのとおりでありますて、申請者、商工業者が見積もり等をとって、例えば1,000万円という部分で県のほうに申請をすると。それで、県のほうでは精査をする形になっておりますので、例えば900万円の実績になったということであれば、その900万円掛ける5%分の費用を村のほうから上乗せ補助をするということであります。以上であります。

委員（相良 弘君） これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

委員長（飯樋善二郎君） ほかに質問のある方。

委員（伊東 利君） 質問いたします。

47ページです。営農再開支援事業ということですが、いろいろ再開支援については、いろいろな支援があるわけであります。ここで、私は堆肥運搬で中島村から村、そして村内で保管するというものであります。これは説明では花畠に使うと言ったような気はするんですけども、この内容についてもう一度お聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 堆肥運搬、あとそれらに係る運搬費用やら、あと切り返しなどの保管ということでありますが、中島村のほうで山田猛史さん、あと原田さんかな、2軒が畜産を再開しておったわけであります。そこから出た堆肥を村内活用したいということで、今のところ花畠への散布をしながら使いたいということであります。

今後地力が落ちている部分もありますが、今のところ村のほうでそこから買い取りをしながら、まずは花畠のほうに使ってみるということであります。

堆肥についてもサンプリング調査をして、堆肥については、基準では400というふうになっていますが、昨年も、28年度も運搬しておりますが、実績としてはかなり低い数字になって、影響はないという確認をしながら行っているという状況であります。

委員（伊東 利君） そこでですが、今村内の農地、非常に除染によって剥ぎ取られ、かなりひどい状況にあると思います。かつては村の公社で堆肥生産されておりまして、その生産は本当に野菜農家、さらには米農家も含めて非常に助かったとか、地力回復、生産率もすばらしい有機栽培ができたという状況にあるわけですが、ここで村でもやは

り個人対個人で多分堆肥を求めるというのは、不可能に近いんだと思います。ですから、この堆肥を取り入れるこの仕組みなどを村もつくっていただきて、堆肥を管理するといふんですか、そういうものを村にストックする。一番いいのは、振興公社で堆肥をつぶつて販売に結びつけるというのが一番いい方法だと思うんですが、先ほど畜産事業といふうなことで、村での生産はされないような振興公社の考えのようですから、せめてこういうものを生産して、村内の栽培農家に行き渡るような仕組み、管理、ここに堆肥の管理報償とあるようですけれども、こういう仕組みづくり、そういうものはどういうふうにお考えか、伺いたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君）　おただしのとおり、今後営農再開、なりわい農業を進める中で、やはり地力の回復という部分が必須だというふうに思っているところであります。

今回の部分についても今のところ花畠という部分で考えておりますが、やはりほかの農家からもいろいろ堆肥を何とかしてほしいという要望はあるところであります。

今回中島村から運んでいるものも公社のほうに保管して、切り返ししながら置いてあるという状況でありますけれども、今後ほかの他の農家からも要望等がありますので、この営農再開支援事業でちょっとコーディネートのできる部分もありますので、例えば今中島村のほうで原田さんとか、あと飯野のほうで山田さんとか、村外でやっている方々もおる。あとは、酪農家で福島市の土船のほうで大規模でやっている部分もありますので、そういうところから交渉しながら運び入れる方策がとれればというような思いもしておりますが、まずは今年、この事業とは別に、この今の堆肥の活用ということで、村が窓口となりながら、ほかと交渉しながら村内に入れるような方式をつくっていけばと思っております。

そういうことで、29年度、模索しながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員（伊東 利君）　ぜひ、私は農業やっていくには化学肥料はどこでも買えるんだけれども、この問題だけは変えないわけですよ。だから、どうしても作物を維持するには、有機質というものは必須なものであります。

ですから、あともう一つは、例えばどういう……、堆肥とか、そういう販売できる人があるという情報の提供ですかね。あそこに行けばもしかしたら2トンダンプ1台くらいは買えるんじゃないのかとか、そういう何か情報源とか、そういう指示するものが個人の農家では無理だから、村に言えばそういうふうに行けば、2トンなら2トンくらいは買えるんじゃないのかとか、そういうものが私は必要かなと。

そういうことによって、農家が自分なりに地力回復をして、よりよい生産物を出す状況になるんじゃないのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　そのとおりというふうに考えております。

県のほうともその辺協議しながら、堆肥が販売できる農家があれば、そういう情報を得ながら、農家の方々に情報を流すというふうなことも検討してまいりたいと思います。

委員（伊東 利君）　もう1点伺います。試験栽培じゃなくて、今度は実証栽培というのか何で言うんですかね。水稻の作付も始まります。この米は、主食米なのか、飼料米なのか。

さらには、保管用って若干は乗っていますけれども、この販売の仕組みはどういう仕組みで取引されるのか伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 29年度、米の作付農家、今のところ6戸ございまして、今2月中にですか、29年度の作付の打ち合わせをさせていただいているところであります。

やはり、米の、例えばもみすりやら保管という部分について、あとはその販売先の部分も農協とやはりタイアップしていかなくちゃならないだろうということで、農協も交えているところであります。

米については、主食米というふうに考えて農家の方々とは協議しているということで、村のほうにライスセンターがございませんので、その辺についても南相馬市のお借りするとか、そういう部分、農協を窓口として販売に向けて進めるという考え方をしております。以上であります。

委員（伊東 利君） 53ページです。商工総務費にあります工場敷地借地料と大師堂があるんですが、多分学校の脇だと想定はしていますが、今そこの土地、建物というのはどのような状況で管理されているのか伺います。（ ）

復興対策課長（中川喜昭君） 前会社がやっていた部分でありますが、土地については、草野の方の土地ということで、建物については、前持っていた所有者の方なのがなというふうに思っておりますが、建物については除染のほうで活用したということで、その辺については、ちょっと建主の方との契約でなさっているのかなというふうに思っております。

村としては、やはり工場敷地というふうに今まで使ってきておりましたので、何かやっぱり今後工場があの規模で入りたいということがあれば活用できるようにということで、今借地料という形で今進めているという状況であります。

大変失礼しました。建物については、村のものということであります。

委員（伊東 利君） ということになりますと、今現状は課長の答弁ですと除染の方々が使つていて、その後は……ということであります。というと、今後工場の進出、そんなことはあるのかどうかわかりませんけれども、その今後の利用というか、管理等についてはどのように考えているんでしょうか。（ ）

副村長（門馬伸市君） あの建物は、前飯館産業でやっていた建物を村のほうで買って、その後縫製会社ですかね。保原のニット産業だったですかね。そこに貸してやっていました。村の従業員も10人ぐらいいましたですかね。その後こういうことになって、閉鎖というか休止している状況でありますが、そこに入っていた業者は、再開はしないと、こういう話は受けています。

今多分除染か何かで貸しているのかな。建物そのものは。除染終われば、多分建物そのものは使う予定が今のところはないということです。

それで、土地なんですが、土地は以前から交渉してぜひ売っていただけませんかねということで交渉はしているんですが、なかなか売っていただけないんですね。この金額もう何十年も払っているわけですから、買うよりも高くなっているのかもしれませんが、交渉は何回かしているんですが、売っていただけないという状況です。

今度はこういう震災、原発事故があって、その後はまだ交渉していませんけれども、今の状況であれば売っていただけるのかどうか、土地についてはまた交渉してみたいなど、こんなふうには思っております。

委員（伊東 利君） 今は使っているからいいということですけれども、将来空き家の状況になった場合、村が管理している施設でありますから、万が一火災とか、そういうものが発生する。全然違う場所にあって監視ができないような状況のところにありますので、私はそういう心配のほうが今度するのじやないのかなと。不審火が出て火災になったりまつたりするという状況が発生しないように管理をしていただきたい。このように思います。

副村長（門馬伸市君） 多分あの建物も大分老朽化していますし、一度縫製会社がリフォームして、トイレとかなんかいろいろ直してはいるんですね。でも、あの本体そのものが古いでですから、今ご質問あったように、将来使えるような建物でなければ、解体するということも大切なふうに思いますね。後の管理も含めれば。検討したいと思います。

委員（伊東 利君） 同じページで、セブンイレブン貸し店舗従業員の運営補助金650万円、これは我々も今、他でやってきて必要とされてきているわけでありますけれども、この前全協でご説明いただいた、今度道の駅にできる「までいガーデンビレッジ」に委託ですか。そこで運営するんだと思いますけれども、924万円の予算計上、29年度予算要求するんだということの説明あったんですけども、これはこの次の予算に補正で出るという状況なんでしょうか。どう……。1月16日の全協でご説明あった分なんですけれども。

総務課長（愛澤伸一君） おただしの仮設店舗の従業員の補助関係でございますが、こちらの説明資料の6の12ページでございます。6の12ページの下から3段目に道の駅管理業務ということで、道の駅の指定管理料が3,203万円計上されてございます。こちらの中に指定管理料の中に従業員の確保の補助金も含めて計上されているということでございます。

委員（伊東 利君） そういうことね。それでわかりました。

それで、指定管理料というのは、3,000万円じゃなくて幾らでしたっけ。指定管理料。

総務課長（愛澤伸一君） 指定管理料でございますけれども、年間3,000万円ということで計画しております、初年度につきましては、7月から3月までの9ヶ月間ということであります、29年度につきましては、いわゆる短縮期間が短うございますので、2,250万円を想定し、残、残りの分については、従業員の上乗せ分という形でお支払いをしたいというふうに考えております。

委員（伊東 利君） わかりました。何か3,000万円で920万円、全然どこに数字出しているのかわからなかつたものですから聞きました。

次に、これも先ほど相良委員のほうから、53ページです。商工振興事業の事業再開支援補助金のこと出ました。私は、共同店舗についてどのような今展開になっていて、どのような業者が入る予定で、どういう状況になっているのか。間もなく村民帰村される状況ですが、一向に我々の目には見えないわけあります。

帰る村民の人たちにはやっぱり生活するための店舗というの喫緊の課題だということ

であるわけでありますから、その取り組みについて伺うものであります。

副村長（門馬伸市君） 共同店舗については、1年以上前から商工会員の中でやりたいという方がおりまして、詰めてはきましたが、なかなかやるまでには至っていないと。共同店舗の枠組みにはなっていないということであります。

問題は、その店舗を今旧テレサですか、あそこの建物を使って改修してやりたいということで、所有者との協議は商工会のほうで村も入ってですけれども、やっておりましたが、補助事業の関係で、その所有者が別な人がいて、そこを改修するには個人の資産をという話になって、その建物を買わないと、土地と建物を買わないと難しいという話があって、そのほかの道も探って、いろいろ経産省なんかから指導いただいて、今協議をしておりますが、いずれ村としては、やはり村で直営でなんていうわけにはいきませんので、施設の改修とか、そういうものは国の補助を使ってやったとしても、あの入つてやる方がしっかりとしていないと、スタートはしたものその後で閉店になったということでは困りますので、今の詰めをやっているというところであります。

当初は、ラーメン屋さんとか、雑貨屋さん、酒屋さんとか、そんな話もありましたが、それもまだ枠組みが決まっているわけでもなくて、入る人もまだきちんと決まっていないんですね。

ですから、商工会の中でもきちんと方向性を決めて、本当にやる人が決まらないと後でつくったものの、すぐ閉店になつては困りますので、今詰めをやっております。

ただ、いつまでも長くこれずるずるいきませんので、ここ一、二カ月の間にしっかりとその枠組みも含めて、どこでやるかというのも含めて詰めていきたいと思います。

今ずっと1年半もかかって何やっているだというふうに言われるかもしれません、いろいろ二転三転して、やる人が固まらないこともありますので、その辺をしっかりと詰めて、村としても必要なことはもう十分わかっていますので、ぜひ開店できるよう取り組んでいきたいというふうに思います。

委員（伊東 利君） なかなかこれは仲間同士でやつたりするというのは難しい話だと思うんです。だから、やっぱり行政がきちんとオープンまでは見てやる。そういうものじゃないかなと私は思っています。

今各自治体いろいろなところで解除を目指して、3月31日には解除される地区もテレビ報道がかなりされていますけれども、どこでもやっぱり共同店舗がこういうショッピングセンターみたいなものが大小はともかくとして、報道されていますよね。川内とか、この前見ましたらば、山木屋も間もなくオープンできるというような状況のようであります。

ですから、やっぱり生活をする、やっぱりそういうものがあれば本当に安心できる。例えば拠点施設、セブンイレブンというけれども、セブンイレブンの部分で用を足せるものは限られているものだと思うんですね。ですから、そういうものを含めて、やっぱりもう少し急いで、その事業に取り組んでいただきたいと、こう願うものでありますけれども、もう一度お願いします。

副村長（門馬伸市君） 全くそのとおりだと思いますので、先ほども申し上げましたように、

詰めをして、できるだけ経営的にも将来やっぱり見越して取りかかっていかないと、後で建物だけつくって、入る人がいなかったと、こういうことでも困りますので、その辺も詰めながら、先ほども一、二ヶ月の間にという話しましたが、できるだけ速やかに詰めを行っていきたいと思います。

委員（伊東 利君） もう1点、同じページで観光振興事業であります。大火山ツツジの森ということで、今度は道路まで整備して観光事業に取り組むということであるようあります、これは大変よろしいと思いますけれども、さらに、この管理の人夫であります。これは、今現在あるツツジを管理するということだと思うんですけれども、先輩方に聞くと、もっともっと行くところがあって、もっと開発すべきだなんていう話もあるようありますけれども、この辺の規模的なもの。あと、管理するもの。道路についてはわかります。その辺についてもう一度お聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 大火山のツツジの森、ご承知のとおり、議員OBの方々がぜひとも開発したいということで、長年管理等をお願いしてきていただいたところであります。

それで、なかなか広さもかなりあるということで、28年度に3ヘクタール程度業者の方に委託して実施をしてきております。あとは、議員OBの方々にはその管理人夫ということで、29年度と同じ45万円で剪定とか、あと細かいところのお手伝いをしていただいているところなんですが、29年度については、ページ、50ページで、上の段の森林環境交付金事業の上から2つ目の里山林整備業務、実は28年度単独事業でやっておったんですが、まだ大火山のツツジの森の下刈り等やっていきたいということで、ちょっと面積もふやしまして、6ヘクタールほどやるということで、環境交付金の財源も得ながらやるということで、今までと違う場所に計上させていただいておりますが、今年も、29年度についてもそのような形で、あと議員OBの方々にはそういう細かいところにお世話になっていくというような考え方をしているところであります。以上であります。

委員（伊東 利君） 了解しました。

それでは、資料を求めておりました移動図書館の件であります。69ページ。利用の状況等々が示されております。この貸し出しの状況、お知らせ版だか広報だかには巡回するルートなりなんなりは出ているようありますけれども、見る限りには主に学校2校が主たるものだというように思うわけでありますけれども、この巡回についてどのような、週何回なんだか、月何回なんだかわかりませんが、お知らせ願います。

生涯学習課長（藤井一彦君） おただしいただきましたコアラ号の図書の貸し出し状況でございますが、去年は職員が採用できずに、9月からの運用ということになっております。

全部で65回巡回をいたしまして、今回っているのが17カ所であります。そのうち、今おだしがありましたとおり、幼稚園、小学校、中学校、これは毎月基本的には行っているということになります。

そのほかの仮設住宅であったり、「すくすく」であったり、そういうところについては、2カ月に1回という形で巡回をさせていただいております。

幼、小、中、それから「すくすく」なんかは子供さん関係なのかなというふうには思

ますけれども、こういったところが人數的には昨年の9月からこの3月までで492人で、貸し出しの冊数が563冊、ちょっとこの資料には載っていないんですけれども、ということで、かなりやっぱり子供さん関係のが多いのかなと。

仮設関係は、利用者が54人で、これ延べでありますけれども、112冊をご利用いただいているといった状況でございます。以上です。

委員（伊東 利君） ちなみに、私もちょうど小学校にコアラがいたときに行って見ました。

非常に子供たち喜んで、ぐるぐる回って群がっているようです。ただ、このあれだけのものですから、限られると思いますけれども、この本の入れかえ、補充というのは、どのようなパターンで、新しい本が入ったり、交代なりと、こういうことをやっていらっしゃるのか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 一応目安箱といったら変なんですけれども、学校なんかは先生方にお願いして、希望の図書があれば、そういうのは持っていくようにしております。

それからあと、仮設なんかについては、管理人さんのほうにそういう話があつたりした場合は、その本を探して持っていっているということで、あとは、いつもいつも同じ本を置いておくと、結構仮設なんかだと来て、そこで読んでいかれる方が多いものですから、その本の入れかえを定期的に半分ずつぐらいやっていきながら、今巡回をしているというような状況でございます。

委員（伊東 利君） 学校は、後でこれ読書コンクールとか何かいろいろ、いろいろなものにも結びつく授業もやっているからよろしいと思うんですけども、やっぱりこのコアラの貸し出し目的は、やっぱり仮設なりなんなりにいる人に読ませることがこの車の使命でないのかなと私は思うんです。

学校には学校の図書もあり、いろいろな点があると思います。その人たちに読んでもらう、読ませる、この本の種類っていうんですか、雑誌なのか、いろいろな図書があると思うんですけども、そういうものの選択とか、そういう部分について、私はもう少し……、もう仮設もなくなる状況ですからですけれども、こういう出前で行く部分については、そういうものが大切ではないのかなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今の伊東委員のおただしのとおりだと思います。なるべくその利用される方のご意見を伺って、そういう本を少しずつ買い足してもおりますので、そういうところで、なるべくご要望に応じて、少しでも本を読んでいただいて、少しでも楽しみをふやしていただければなというふうに思っております。

今後も努力してまいりたいと思います。以上です。

委員長（飯樋善二郎君） ほかに質疑はありませんか。

委員（高野孝一君） それでは、資料ナンバー6の59ページ、学力向上推進事業であります。

ここに委託料として1,455万6,000円が計上されておりまして、その内訳が「笑育」事業業務に300万円、学習支援事業業務に1,155万6,000円予算化されておりますが、この「笑育」事業につきましては、大阪府教育委員会が始まられまして、だんだんとその表現力あるいはコミュニケーション能力を高めるためとして、少しずつではありますが、ふえ

ております。かつまた、高校でも取り入れまして、本格的な笑いを入れているところもあるようです。

村としても平成28年度、その事業を取り入れておきました、今年の内容とか、結果と、来年度の計画についてお尋ねいたします。

教育課長（村山宏行君） 「笑育」の事業についてお答えさせていただきます。

平成28年度試行ということで、7回ほど実施をしております。まず、小学校が2回、それから中学校が2回、それから教職員で1回、それから保護者が1回、あとこの前段として幼稚園の保護者に1回行っております。都合7回ということで実施をさせていただきました。

この回は、平成28年度はそれぞれの対象が異なる、それから「笑育」がどういったものかということで、探るという部分もございましたので、対象学年、それから講師も全て変わって毎回実施してきたというところではございます。

成果としましては、子供たちのアンケートをとったところ、人前で話すこと、そういうことができるようになったとか、表現力がかなりついてきたのかなというように思われるような回答が多くございました。

また、小学6年生、授業参観のときに大喜利を子供たちで考えてやったという、そういったことが出ておりまして、保護者のほうから非常に感心を寄せられたところでございます。

来年度は、この「笑育」については、一応小学校、中学校で学年を固定したいと思います。やはり、1学期、2学期、3学期と同じ生徒で、それから同じ講師の方を招いて継続して行うことによってどういうふうに子供たちに目的であるとか、それから成果なりというものをきちんと出していくために、同じ子供たちでできないかなというふうに考えているというところでございます。

目的としては、以上のとおりですので、今後ともこの子供たちの表現力あるいはコミュニケーション能力、そういったところを高められるような、その取り組みにできればというふうに考えているというところであります。

委員（高野孝一君） 試行的には表現力がついたというような話がありまして、今年度は大喜利を考えている。大したものだなというふうに見ております。

今年、29年度につきましては、同一学年で、この前の説明の中にありましたけれども、各学期に1回行うというような説明がありました、同学年というのは、現在の計画で何の学年を指すんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） もちろん、「笑育」ということもありますので、ただ笑いという部分でともするといじめにつながるというふうな部分も考えられます。余りからかい過ぎるとか、そういったところもありますので、やはりそういったところの意味を理解できるのは小学生ですと高学年になるかと思います。

あと、中学生に関しましても、授業のカリキュラムかなり混んでおりますので、その中で継続してできるところというところで、今後学校のほうと詰めさせていただきたいというふうに思っております。

委員（高野孝一君） 今の説明では高学年ということですから、4年生、5年生、6年生、そういう意味を踏まえれば、私は6年生、中学生は二、三年あたり検討されるんだろうかと思っておりますけれども、これらの実施した中で、保護者とかほかへの公開というのはどのように考えているんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 「笑育」につきまして、保護者への公開はということでありますので、もちろん授業参観、そういうところにぜひ出していきたいというふうに思っておりますし、また、教職員あるいは保護者向けにということも28年度に引き続いて、来年とも実施していきたいというふうに考えております。

委員（高野孝一君） 今年の経過を踏まえて、来年度は芸人については同じ芸人だというふうな話がありましたが、これらについても説明をお願いします。

教育課長（村山宏行君） あくまでもこちらとしての要望ということでお願いしているところでございますが、やはり生徒、子供たちがどういうふうに成長していったか、それから、どういうふうな取り組みをしていけば効果があるかというのは、やはりどちらの講師ではちょっと務まらないというふうに思っております。

目的をきちんと効果を出していくためには、基本的には講師を固定するような形で、この間はこれやったけれども、今度はもっとこれができたねとか、そういったところをやはり子供たちの達成感が出るような、そんなところの授業が取り組めないかというふうに思っているところです。

委員（高野孝一君） あるビデオ見ましたが、少人数の芸人ではなくて、そこでは十数人が来まして、親子に1人の芸人がついて、きちんとその笑いを持っていくためにどのようにするかというふうな打ち合わせをして、そして結果的に発表する、全てじゃなくて、いいものをみんなの前で発表するというふうなことがありました。

そういうことを踏まえて、今後表現力あるいはコミュニケーション能力を高めるためということでございますから、しっかりとお願いしたいなというふうに思っています。

次に、花まる学習会の現在の考え方についてお尋ねします。

教育課長（村山宏行君） 花まる学習会の取り組みということで、学習支援事業ということで1,155万6,000円を要求しているといったところでございます。

まず、繰り返しになるかもしれません、なぜ花まるなのかというところがありますが、通常学習塾といいますと、どうしても公教育と対立するような場面が多くあります。どうしても成果を上げていく、それから、どこどこの学校に受かるように、そのための詰め込みを行う、そういうところがどうしても印象的にあるわけなんですが、この花まる学習会につきましては、子供たちのやる気、自分で考える力あるいはチャレンジする力、そういうところを伸ばすというところと、既に公立の小学校、そういうところとの取り組みで、もう実績が上がっているというところでございます。

例えば、長野県の北相木でありますとか、佐賀県の武雄市であるとか、そういうところで既に実績があるというところが大きいかなと思います。

行う授業なんですが、今国のはうで進めていますアクティブラーニング、探究型授業というふうにいいですか、飯館村でもこの探究型授業として飯館型授業スタイルというの

を取り組んでおります。こちらの部分をより高めるためというところもありまして、この花まる学習塾で持っているノウハウをまずは先生方にもマスターしていただくということも考えておるところでございます。

子供たちのやる気、そういったところを先生、学校と一緒にあって引き出していける、そういったところかというふうに考えております。

委員（高野孝一君） 議会でも四国あるいは秋田、そして気仙沼のほうにお邪魔して、特色ある授業というものを学ばせていただきましたけれども、私は、そういう中で、この読書と字をきれいに書くということに感心させられました。この前の資料には週3回15分程度行う短時間の授業の中で詩や古典の朗読、基礎計算、視写、見る、写すということですから、何かを見て写すということだろうと思っていますが、今言った部分については、読書と字を書く分については、少し似通っている部分もあるかなというふうに思っています。

やはり、日本語というのは、やっぱり漢字が基本でありますから、書くことをきちんとやっぱり小さいときから伝えないと、大人になっても汚い字しか書けないような風潮になっています。私は、秋田の東成瀬の小学校訪問した際、小学1年生からしっかりとし、升の中にきれいな字を書いているんです。それも中学3年生の全ての児童生徒がそのような字の書き方を行っております。次の日に隣の中学校の授業参観して、その点に視点を合わせて研修したんですけども、やはりいまいちかなというふうなものがありました。

ですから、今度は本当に子供を飯館村独自の教育を模索してやるわけでありますから、しっかりとこの花まる学習会を効率あるものにしてほしいなというふうに思っています。

その中で、花まる講習会の講師というものを新たに採用するというような話もありましたが、この講師先生というのはどのような資格を持っている方なのかお伺いいたします。

教育課長（村山宏行君） 現在花まるのほうから派遣していただく講師の先生、高校とそれから中学の数学の免許を持っている、そういった先生でございます。

もちろん、その方に直接ということではありません。TTという形ですね。現在行っています中学校の数学、そういった授業のところにTTという形で入っていただく。あるいは、放課後、授業の部分の、どちらかというと受験対策になるかもしれません。苦手部分の克服、そういったところにその先生の力を発揮していただきたいというふうに思っています。

委員（高野孝一君） この資料の中にはこの村の住宅に住むというふうに記載されておりますけれども、これについての考え方、本当に住んでいただければ一つの村に帰る人にとってもこういう村外の人が帰って住んでいるんだよというふうなことではありますから、これらについて説明をお願いいたします。

教育課長（村山宏行君） 花まる学習会との協議の中で取り組むに当たっての条件ということで、村のほうで住宅を用意してくださいということでございました。常駐をして、プログラムを開発しながら、そして子供たちの教育に当たっていきたいということで、向こうのほうから提案あった部分でございます。

そちらについて、村のほうとしても応えたいということで、対応させていただくということでございます。

委員（高野孝一君） それでは、同じく54ページ、4款1項5目の除染対策費の中で、下から6行目、食品放射性物質測定器非破壊式9台4,811万4,000円が計上されております。これらについては、住民懇談会の中で今の破壊式の機器はやはり細かく刻む必要があるというふうなことで、ぜひ非破壊式のものというような要望がありまして、今回計上されておりましたけれども、これらの配置先について、現段階でどのように考えているのかお伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 29年度において、村民が丸ごと簡単にはかられるものということで、1台が一番館にありますので、あと9台を用意しまして、村内に10台配置していくといふうに思っております。

具体的には、配置先まだ決めておりませんが、今のところ公共施設、誰でもが出入りできるという部分ということで、今のところ道の駅とか、そういうところを考えております。あとは、近くにあればいいだろうという行政区等もありますので、集会所をお借りしてということも計画しております。

ただ、重さが大体400キロくらいあるものですから、床の上にただ置くという部分もかなり厳しいのかなというふうに思っております。そういう意味では、もう少し配置のバランスといいますか、村内を見たときのバランスとか、そういうものを検討しながら、配置していきたいという考え方をしているところであります。以上であります。

委員（高野孝一君） 過日給食センターの運営委員会というものがありまして、現在給食センターではこの震災後に非破壊式のものではない破壊式のものを使っておりまして、それは肉などは業者がきちんとはかってくるそうでありますけれども、それ以外のものはおおむね全部刻んで、つくる前、1時間前には検査を終了していますといふうことでした。

私もおととしまで2年ほど運営委員やっていましたが、いやこれ毎回1キロ刻んではかるの大変だというような思いを持っておりましたが、今回9台購入するに当たって、その1台を給食センターに配置してはどうなのかなと。そうすると、その労力面からしても大変いいのではないかというふうに思っておりましたが、この辺を検討していただきたいといふうに思っていますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 先ほど担当課長のほうからも話しましたように、まだ決まってはいませんが、やはりしっかりと管理できるところということも必要ですし、床の問題もあると、こういうことありますから、学校給食のところに必要ではないかという、今のご質問、当然もっともといふうに考えています。

ですから、もう一度配置の中で給食センターのほうにも置いたほうがいいのか、それから、今一番館に置いてありますから、その辺の近さがどういうふうになるのかとともに全体としてももう一度見せていただいて、給食センターの重要性も十分ご質問でわかりましたので、これから配置を考えさせていきたいと思います。

委員（高野孝一君） 今年度整備する食育プラザ、給食センター兼体育館のその備品の中には

こういった検査機器が設定されているのかどうか、お尋ねします。

教育課長（村山宏行君）　おただしの非破壊式の検査という検査器については、まだ計上されておりません。

給食センターの備品についての対応、今後選定をしながら計上していくということになります。その際に検討させていただきたいというふうに思っております。

ただ、現在の給食、仮設の給食センターについては、多分400キロの加重に耐えられる床にはなっていないので、ですので、新しく建てる給食センター、そちらのほう、床のほうの補強もしながら、そういうこともできるということで、検討したいというふうに思っております。

委員（高野孝一君）　じゃ、次に60ページ、10款1項3目のスクールバス運営費の中で、今年度マイクロバス25人乗り1台1,147万円計上されております。実は、私この予算を見て、多分老朽化したから更新するんだろうというふうな思いを持っていましたし、29年度の通学する子供たちが少なくなったというような状況も踏まえて、25人というふうな規模なんだろうというふうに思っていますが、30年度の学校再開に向けては、大幅な児童生徒数が減少するわけであります。

そういう中においては、今年の予算の中でやっぱり10人とか11人乗りの本当に小さな車を整備したほうが費用対効果の中でいいんじゃないのかなというふうに思いをここ二、三日新たにしたものですから、質問いたしましたが、いかがでしょうか。

教育課長（村山宏行君）　スクールバスの購入についてということでございますが、実はもう1台ということで、スクールバスの更新というところでは今回中型バスということで、マイクロバスということで計上させていただきました。

おただしのように、小さいほうが小回りもきいていいんじゃないかというご指摘もございます。現在府内にある車の中でそういう小さなお車、教育委員会のほうで何かとか使えないかというところも検討してございます。

また、実際にどこのほうから村の学校に通っていたら何が、それがちょっとまだ未確定というところがございます。ですので、例えばこういったマイクロバスがいいのか、あるいは乗り合わせでのタクシーのほうがいいのか、そういうところは今後具体的に通っていただける児童生徒さん、そちらのほうの状況を見ながら検討していく形になるのかなというふうに考えております。

早い段階でそういうことがつかめるように、アンケート等もとりながら、子供たちの通学の状況、そういうところを把握して対応してまいりたいというふうに考えております。

委員（高野孝一君）　今の話によると、この予算については、計画どおり更新したいというふうにもとれるんでしょうが、いかがでしょうか。

教育長（中井田　榮君）　人数は、今委員がご指摘のとおり年々減っているわけでありますけれども、現在233人いる中で、来年は約100人ほど減りまして139人になる見込みでございます。就学者が。

そういうようなこと也有って、来年は全体的に大型が2台、あと中型が3台、あとマイ

クロバスが3台というふうなことで、とりあえずは来年度、139人の対応をさせていただきながら、今ほど課長がご答弁しましたように、30年の4月に向けてさらに早い時期にアンケートをとりながら、確認をしながら、人数をつかみながら、そのスクールバスのほうの対応もしていきたいというふうに考えております。

委員（高野孝一君） 今教育長から人数的には139人というふうなお話がありました。私学校再開に関しては、少ない人数というふうなことで、何回か一般質問した経緯もありますけれども、多分去年の初めあるいは秋あたりの答弁の中には、私は1回目が六十二、三名だというふうに思っていますし、アンケートとった結果、51人であるというふうな報告も受けております。

ですから、来年の今度のバス更新するに当たっては、4月に切れるか、12月に車検が切れるかどうかわかりませんよ。多分車検の切れる部分も踏まえての更新だろうというふうな推測いたしますが、実際的に今言った50人、60人の児童生徒、幼稚園も含めて、そういう中にある環境で、大型2台、中型3台、マイクロバス1台追加して3台というふうな考え方で本当にいいのだろうかというふうに思っていますが、私は教育委員会の中でも業務の中でも使えるように、小さなもの、この予算であれば2台ぐらい買えるんじゃないかなというふうに思っているんですけども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今教育委員会からお話をしましたように、まさに過渡期です。できるだけやっぱり柔軟に考えていかなければならぬというふうに思っています。

おっしゃることは全くそのとおりですが、まだスクールバスはスクールバスだけではなくて、住民の足としてもいろいろなところに何か催しがある場合には仮設を回って、村民の皆さんに来ていただくなとか、そういうこともありますから、一気に小さな車にというのもわからないわけではございませんが、もうちょっと期間の余裕をいただいて、その中でだんだん現状に合わせ、できるだけ経費のかからないスタイルにやっていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員（高野孝一君） 村長のお話によると、スクールバスとして購入するんだけれども、住民の足の確保のために使うというふうな、そういう説明に聞こえましたが、それでよろしいんですか。

村長（菅野典雄君） 基本的には子供しか使えないんですが、現実にはいろいろな催しや何かにスクールバスを利用させて、特例みたいな形でやらせていただいているというわけであります。

国も目をつぶっているのかどうかはわかりませんけれども、そういう形で、やはり住民のことも考えていかなければならぬという全体の中で今回大きなところからマイクロバスに切りかえると、こういうことありますので、ぜひぜひご理解をいただければと思います。

委員（高野孝一君） 質問を変えます。資料は6の13ページ、ブロンズ製彫像2体という部分でありますけれども、説明資料3番に基づいてちょっとお聞きしますけれども、これは私が求めたものであります。実は、この予算につきましては、昨年度の、平成28年度の予算で復興記念彫像等購入費として2,000万円計上されておりました。それが本年度はブ

ロンズ像の部分として3,000万円の予算が計上されたわけありますけれども、この予算措置については、たまたま道の駅が繰越明許になって、本当は3月31日でオープンるべきものが8月にオープンになったというようなことから、1体整備するものが2体になつたということで、趣旨は理解いたします。

それで、その昨年1体を予算化した段階でこの重岡建治先生とはどのような協議をされていたんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今ご質問にあつたように、本来は28年度で完成ということで上げさせていただいたところですが、残念ながら工事が延びるということで、8月ということですから、一度おろさせていただいたて、また上げさせていただいたということあります。

当然その旨は向こうのほうにお伝えをさせていただいたて、大体8月ということですから、それに間に合うということで、新年度予算で間に合いますでしょうかと、そのような話し合いをさせていただいた中で、何とか大丈夫でしょうと、こういう話し合いはしたところでございます。以上であります。

委員（高野孝一君） この重岡先生のブロンズ像というものをちょっとインターネットで見たんですが、この「讃歌」制作費1,814万4,000円ですけれども、公民館に設置してあるものとは違って、縦5メートル、横1.5メートル、奥行き0.9メートルです。この「讃歌」というものはシリーズ化しております、「海讃歌」というブロンズ像がある海辺に建っております。私、これ写真で見たわけなんですけれども、感動するぐらいすばらしい像であります。

ですから、私はこの多分「讃歌」というブロンズ像は、すばらしいものがでけて、あの道の駅のシンボルになるに違いないというふうに思っております。

今お話しいただきましたけれども、事前に協議済みであると。それで、1体追加した分については、今回の菅野委員の質問にお答えありましたけれども、写真スポットの部分としてもというふうなことで、1体追加が648万円相当になっております。

この設置箇所については、道の駅の入り口右手、この図面にあるように、ブロンズ像設置位置、この2カ所ということでおろしいんでしょうか。

村長（菅野典雄君） この辺ではないかということで、こちらはやっているところですが、ある程度現場ができたところで、形が大体といいますか、完成間近というのではなくて、何となく場所がわかりそうになったときに、制作者が足を運んで見て、どういう向きにするとか、そんなことを考えて、また検討を加えると、このように話し合いがなされているところであります。

委員（高野孝一君） 再度確認しますけれども、現在はそういう協議の中で進めていると。オープンまで4カ月間が実質的に彫像制作があって、設置工事が終わるまでの期間が4カ月というふうになっておりますけれども、オープンまでには間に合わせてもらわないとオープンに当たってのセレモニーが若干マイナスになる部分でありますから、その辺は大丈夫なんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今のところ大丈夫ということですが、なお、質問されると心配ですから、なお確認をしていきたいと思います。

委員（高野孝一君） では、私は美に造詣は深くありませんから、本当にすばらしい像ができ上がるものと期待しております。

そういう中で、関連なんですけれども、その学校再開に当たって中庭を整備するというふうな項目がございます。私昼休みに全協でいただいた資料をもう一度予算絡みも踏まえて一読していましたが、この前庭、ビオトープという中庭、特になかつたんですが、この全体配置計画図というものがあります。そこにこの小学生スペースの左上部にシンボルというようなものが記載されております。私は、また今回の重岡先生が立派なものを作つていただけるというふうになれば、何かまた村として学校再開のスペースあるいはスポーツ公園のスペースにそういうものを設置するのかなというふうに思っておりますが、これらについては村長の考え方伺いいたします。

村長（菅野典雄君） いろいろ作品群を見ますと、これは学校にぴったりだなというのもやっぱりあります。今までほどちらかというときずなとか、そういう形でつくられたものをを集め、設置させてもらっているんですけども、やっぱり学校にはまた別な形で子供たちの豊かな心をどういうふうに育てるか、あるいはそこから感じてもらうかというのもあるようありますので、外には1つかなというふうに思っているところです。

中には幾つか今つくられた中で2つ、3つぐらいは何かありそうだなと、こんなふうに思ってどうでしようかねという話はしておりますが、その中の一つ、かなりの高額でありますけれども、それは新しい学校にプレゼントしたいですねという話はいただいているところであります。

委員（高野孝一君） 私の推測が当たっていたというふうな部分でもありますけれども、今お話をの中でプレゼントしたいというふうな表現がありましたけれども、プレゼントに対する謝礼は必要なんだろうというふうなことで理解してよろしいんですか。

村長（菅野典雄君） 一切要りませんということあります。

実は、ふれ愛館にも1つ入っておりました。別にそれに対して私たちは何もやっていない。もうその人の気持ちを素直に受けるというのが正しいやり方だろうなと、このように対応の仕方だろうなと思っております。

委員（高野孝一君） そこで、またスポーツ公園、学校再開の前庭あるいは駐車場の完成の分なんですけれども、今中学校の前庭には先生の殉職者の慰靈碑と飯舘中学校10周年記念の記念碑等々があります。今回の整備に伴って、その部分をどうするのかというふうな計画があるのかどうかと、このスポーツ公園の駐車場の一角に以前御影石を使ったコンベンションというのか、石の彫刻で、今現在こんな格好したような、人間の形したようなものがあります。これらについてもそのまま残すのか、やはり記念として残すのかどうか、そういう計画も今から協議していくかなきやならないのかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。村長いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 学校を建てるということで、これ教育委員会もさることながら、村も必死でやっておりまして、そこまでまだまだ目が通せないというか、考えが及ばなかったということで、大変いい指摘をいただきました。

当然記念になるものはしっかりとやっぱり残していくということあります。その場所な

どについてもこれから真剣に考えて、それぞれの建てた思いを残していくと、そういう形にしていきたいというふうに思っております。（「終わります」の声あり）

委員長（飯樋善二郎君）ほかに質疑はありませんか

（「質疑なし」という声あり）

これで各会計の質疑を全て終了させていただきます。

これから議案ごとに委員会採決をいたします。

議案第12号平成29年度飯館村一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君）異議なしと認めます。よって議案第12号平成29年度飯館村一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号平成29年度飯館村国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君）異議なしと認めます。よって、議案第13号平成29年度飯館村国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君）異議なしと認めます。よって、議案第14号平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君）異議なしと認めます。よって、議案第15号平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第16号平成29年度飯館村介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君）異議なしと認めます。よって、議案第16号平成29年度飯館村介護保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君）異議なしと認めます。よって、議案第17号平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎閉会の宣告

委員長（飯樋善二郎君）以上で予算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了

しました。

なお、本委員会における審査結果報告書の作成については委員長及び副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（飯樋善二郎君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもって平成29年度各会計の予算審査特別委員会を閉会します。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後2時38分)

()

()

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月14日

予算審査特別委員会委員長

飯橋 善二郎